

平成 30 年 10 月 4 日（木）

中央合同庁舎 3 号館 1 1 階特別会議室

13：00～15：00

第 44 回 国土交通省政策評価会

議 事 次 第

1 開会

2 議題

（1）報告事項

- ① 政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況について
- ② 政策レビューの実施状況及び予定について

（2）審議事項

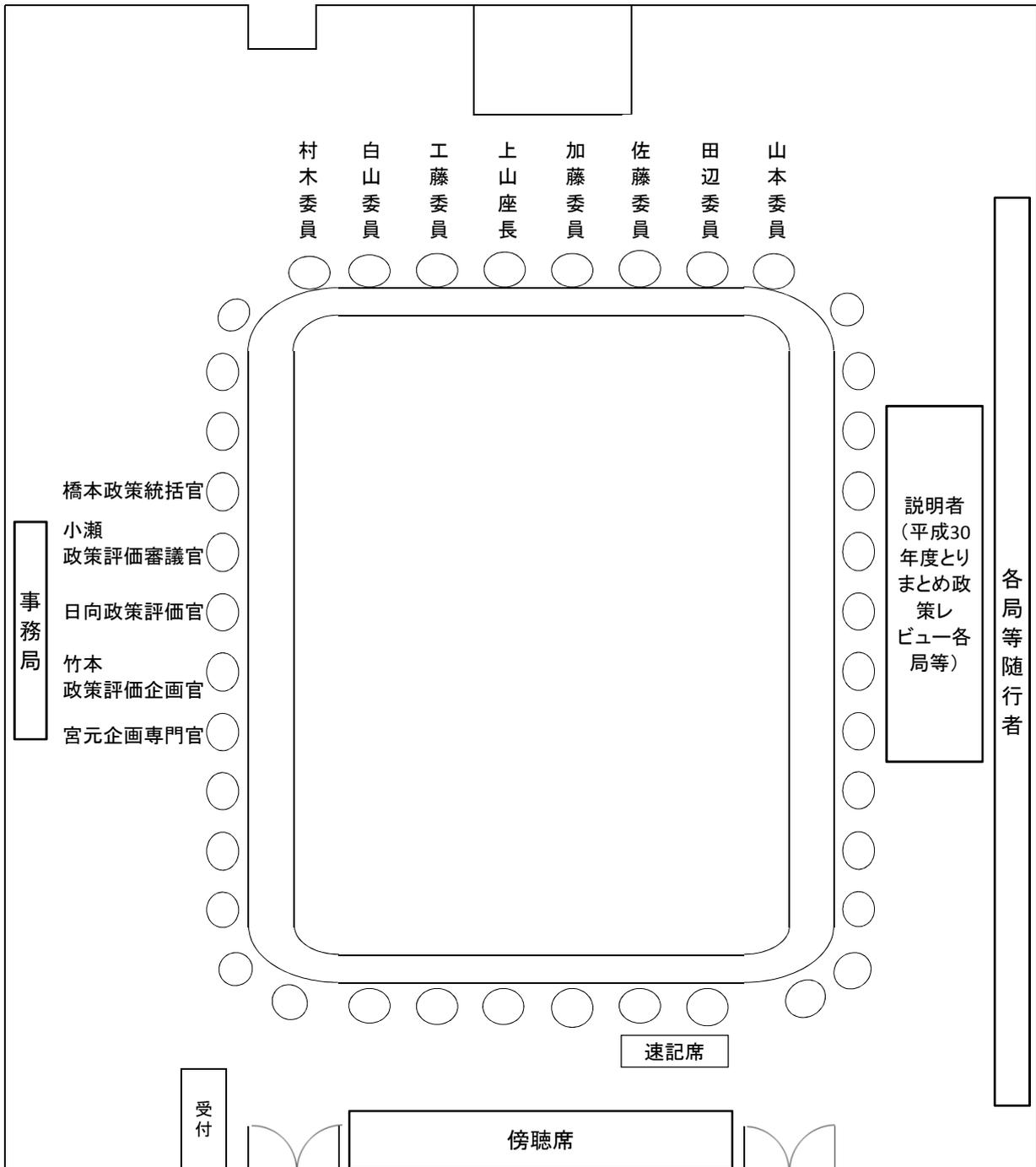
- ① 平成 30 年度取りまとめ政策レビューの中間報告について
 - （i）景観及び歴史まちづくり
 - （ii）下水道施策
 - （iii）鉄道の防災・減災対策
 - （iv）タクシーサービスの改善による利用者利便の向上
 - （v）台風・豪雨等に関する防災気象情報の充実
- ② 国土交通省政策評価基本計画の改定について

3 閉会

第44回国土交通省政策評価会 配席図

平成30年10月4日(木)13:00~15:00

中央合同庁舎3号館11階特別会議室



平成 28 年 4 月 22 日

国土交通省政策評価会の開催について

1 目的

国土交通省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、学識経験者等の第三者からなる国土交通省政策評価会を開催し、その知見を活用する。

特に、基本計画又は実施計画の策定等、政策評価についての基本的かつ重要な決定又は変更等を行おうとする場合には、政策評価会の意見等を聴取した上でこれを行う。

2 構成員

政策統括官は、政策評価会を開催するため別紙の構成員の参集を求める。また、政策統括官は、必要があると認めるときは、別紙の構成員以外の者に政策評価会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

同一の有識者に参集を求める期間は、1年とする。ただし、再度、参集を求めることを妨げない。

3 座長

政策評価会に座長1人を置く。

座長は会務を総理する。

4 その他

政策評価会の庶務は、政策評価官室において処理する。

この他政策評価会の運営に関して必要な事項は座長が定める。

政策評価会の議事録及び資料は、事後にホームページにおいて公表する。

(別紙)

国土交通省政策評価会委員名簿

(○：座長)

- | | |
|---------|----------------------------|
| ○ 上山 信一 | 慶応義塾大学総合政策学部教授 |
| 加藤 浩徳 | 東京大学大学院工学系研究科教授 |
| 工藤 裕子 | 中央大学法学部教授 |
| 佐藤 主光 | 一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授 |
| 白山 真一 | 有限責任監査法人トーマツ パートナー (公認会計士) |
| 田辺 国昭 | 東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授 |
| 村木 美貴 | 千葉大学大学院工学研究院教授 |
| 山本 清 | 鎌倉女子大学学術研究所・教授 |

(五十音順：平成 30 年 10 月 4 日現在)

各議題の説明者一覧

(1) 報告事項

- ①政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況について
- ②政策レビューの実施状況及び予定について

【政策統括官付政策評価官付 政策評価企画官 竹本 典道】

(2) 審議事項

- ①平成30年度取りまとめ政策レビューの中間報告について

(i) 景観及び歴史まちづくり

(担当：工藤委員、村木委員)

【都市局 公園緑地・景観課 課長 古澤 達也】

(ii) 下水道施策

(担当：佐藤委員、白山委員)

【水管理・国土保全局（下水道部）下水道企画課 課長 山田 哲也】

(iii) 鉄道の防災・減災対策

(担当：加藤委員、山本委員)

【鉄道局 施設課 課長 岸谷 克己】

(iv) タクシーサービスの改善による利用者利便の向上

(担当：白山委員、田辺委員)

【自動車局 旅客課 課長 金指 和彦】

(v) 台風・豪雨等に関する防災気象情報の充実

(担当：工藤委員、佐藤委員)

【気象庁 業務課 課長 倉内 利浩】

- ②国土交通省政策評価基本計画の改定について

【政策統括官付政策評価官付 企画専門官 宮元 康一】

第44回 国土交通省政策評価会

資料一覧

資料1-1 政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況

資料1-2 政策レビューの実施状況及び予定

資料2 政策評価会の年間スケジュール

資料3-1 景観及び歴史まちづくり

資料3-2 下水道施策

資料3-3 鉄道の防災・減災対策

資料3-4 タクシーサービスの改善による利用者利便の向上

資料3-5 台風・豪雨等に関する防災気象情報の充実

資料4 各テーマの予算一覧

資料5 国土交通省政策評価基本計画の改定のポイント

<趣旨>

- ・国土交通省政策評価基本計画を平成26年3月に改定し、政策レビューによる評価結果がその後の担当局等の取り組みに反映されていることを確認することを目的として、政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況を確認することとした。
- ・具体的には、担当局等が、政策レビュー評価書決定の原則3年後に、それまでの取り組み状況を取りまとめ、政策評価官室が政策評価会に報告するとともにホームページ等で資料を公表する。
- ・今回、平成26年度末に評価書を決定した以下の4テーマについて、政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況を確認した。

<平成26年度取りまとめ政策レビューテーマ一覧>

テーマ	担当局等
環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進	大臣官房官庁営繕部
水資源政策	水管理・国土保全局水資源部
自転車交通	道路局、都市局
貨物自動車運送のあり方	自動車局、物流審議官

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進	実施時期	平成25年度～ 平成26年度	担当課	官庁営繕部
対象政策	国土交通省は、「官公庁施設の建設等に関する法律」(昭和26年法律第181号に基づき、国家機関の建築物(官庁施設)の整備、基準の設定及び各省各庁に対する指導・監督を実施しており、これらを通じて「官公庁施設の利便性・安全性等の向上」を図ることを対象政策とする。				
政策の目的	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進することにより、公衆の利便や公務の能率増進等を図るとともに、公共建築の先導的役割を果たすことを目的としている。				
評価結果の概要	<p>1. 防災・減災(災害応急対策活動の円滑化、人命の安全確保等)</p> <p> <<地震対策>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの耐震改修や建替えによる耐震化の推進により、平成27年度末までに面積比90%(チェックアップでは平成28年度末までに面積比95%)の目標に対して、平成25年度末で面積比88%の耐震化を達成している。 ・また耐震性能を満たす災害応急対策活動拠点の人口カバー率も官署平均で87%となっており、在庁者の安全性の確保や、災害時の応急対策活動の円滑化に寄与している。 <p> <<津波対策>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、都道府県が指定する津波防災警戒区域を対象とした「津波防災診断」や「津波対策」の実施率をフォローアップしていく。 <p>2. 機能維持(施設機能・安全性の維持、長寿命化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで適正な保全となる様各省各庁に対する指導・支援等をしてきた結果、経済状況等から高齢建物が年々増加しているにも関わらず、保全状況の良好な施設の割合や健全建物の割合は増加している。 <p>3. 利便性向上・まちづくりへの寄与(施設利用の円滑化等)</p> <p> <<合同庁舎整備・地域との連携>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シビックコア地区等で整備した合同庁舎に対する満足度・貢献度について、一般利用者、地域住民、施設職員及び地元地方公共団体にアンケートをした結果、概ね良好な評価を得ている。 <p> <<歴史的建造物の保存・活用>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで9施設の全体保存、7施設の部分保存をしている。 ・このうち、例えば横浜地方気象台の周辺住民へのアンケートでは、非常に肯定的な結果が得られている。 <p> <<バリアフリー化>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの整備で改善が図られた施設の割合は9割に達している。 ・また、新築施設における職員及び一般利用者等への満足度調査では、満足度「ふつう」を上回った評価を得ている。 <p>4. 環境対策(CO2排出量の削減、木材利用量の拡大等)</p> <p> <<グリーン化、運用改善支援>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省各庁に対する施設の運用改善を支援すること等により、エネルギー使用量は平成17年度比で見ると、庁舎全体で24%と大幅に削減されている。 ・また、政府の実行計画の「温室効果ガスの総排出量」は、平成13年度比で8%削減する目標に対して、平成22から24年度の3カ年平均では、官庁営繕が重点支援した施設で、15.6%の削減、国全体で8.6%の削減を達成している。 <p> <<木材利用の促進>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に国全体で7,744㎡の木造施設を整備した結果、鉄筋コンクリート造との比較で、材料製造時の炭素放出量が940t削減され、木材の炭素固定量の340tと合わせて、1,280t相当の炭素放出量が削減されている。 <p>5. 公共建築の先導的役割(建築分野の質的・技術的水準向上への寄与等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省では様々な技術基準類の整備・普及に努めており、各種基準が地方公共団体だけでなく、広く民間においても使用されている。 ・また、免震改修・PFI事業等の新たな調達・整備手法にいち早く取組み、公共建築等の質的・技術的水準の向上に努めている。 				

レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定) (「とりまとめ後の対応方針」等)		レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (「これまでの取り組み」もしくは「今後の取り組み方針」)
<p>1. 防災・減災</p> <p>○地震対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化の更なる推進 ・高天井対策の実施 ・電力確保の促進等 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度末までに官庁施設の耐震基準を満足する施設の割合が少なくとも9割(面積率)とする等の目標を掲げて耐震化に取り組み、平成27年度末において当該割合は90%に到達した。また、「社会資本整備重点計画」(平成27年9月閣議決定)において、官庁施設の耐震基準を満足する割合を平成32年度までに95%以上とする目標が掲げられていることを踏まえ、引き続き、所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、耐震化を実施していく。 ・平成26年度から、大規模空間を有する官庁施設の天井について、地震時の天井耐震対策を実施している。 ・平成26年度から、首都直下地震等による商用電力途絶時において、霞が関地区の中央省庁の非常時優先業務等の継続に必要な電力を確保するため、自家発電設備の燃料槽の増設を実施している。
<p>○津波対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「津波防災診断」の促進(各省各庁が実施) ・津波対策の実施(施設整備と運用管理との連携) 		<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者に対して、会議等を通じ「官庁施設の津波防災診断指針」等の情報提供を行い実施を促している。 ・平成24年度から、施設運営管理上の対策(ソフト対策)を踏まえ、施設整備上の対策(ハード対策)として、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に実施している。
<p>2. 機能維持</p> <p>○「地域における施設整備構想」の見直し</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・国公有財産の最適利用の観点も踏まえつつ「地域における官庁施設整備構想」の策定、見直しを継続的に実施している。 ・「地域における官庁施設整備構想」を基に、一層の効果的・効率的な官庁施設の整備・活用を推進するため、官庁営繕部が中長期的に行う官庁施設の整備に関する「中長期官庁施設整備構想」を毎年度策定している。
<p>○「施設カルテ」作成と技術支援</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・個々の官庁施設の劣化状況、利用実態等を把握、蓄積していくための施設カルテの作成及び運用を平成27年5月より開始し、官庁施設の整備に関する企画・立案及び施設の特性を踏まえた運用上の提案等への活用を図っている。
<p>○「長寿命化計画」策定の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省各庁との連絡調整による促進 ・都道府県等との連携による市町村支援 		<ul style="list-style-type: none"> ・中央官庁営繕担当課長連絡調整会議等における各省各庁との連絡調整により、インフラ長寿命化計画の策定・実施を促進している。全ての各省各庁においてインフラ長寿命化計画を策定済みである。 ・既存官庁施設をより長く安全に利用し、トータルコストの縮減等を実現するため、老朽化の進行を防ぐ長寿命化事業の実施(ハード対策)、効果的・効率的に機能維持するための保全指導の実施(ソフト対策)の両面から、官庁施設の長寿命化を図っている。 ・国及び地方公共団体が長寿命化計画を実施する上で、全国営繕主管課長会議の付託事項として「公共建築分野における長寿命化計画実践資料集」(平成27年5月)を作成し、参考となる有効なツールを地方公共団体と共有した。
<p>○更なる保全指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中長期保全計画」の更なる促進(各省各庁が作成) ・保全状況の良好な施設の更なる増進 		<ul style="list-style-type: none"> ・官庁施設の適正な保全を促進するため、各省各庁に対し、実地又は書面により保全指導・技術支援を行い、中長期保全計画と保全台帳等からなる個別施設計画の推進と、保全状況の良好な施設の更なる増進に取り組んでいる。

<p>3. 利便性向上・まちづくりへの寄与</p> <p>○地域との連携、歴史的建造物の保存を引き続き実施</p> <p>○既存施設の更なるバリアフリー化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等の関係機関と連携し、地域のニーズを把握しつつ、地域と連携した国公有財産の最適利用や地域防災と連携した施設整備を推進している。 ・官庁施設を核とする魅力と賑わいのあるまちづくりを推進することを目的とした「シビックコア地区整備制度」の活用等により、地域と連携した国の庁舎の整備を推進している。 ・既存官庁施設の歴史的価値、観光資源としての価値等を勘案しつつ、引き続き歴史的建造物の保存・活用等を実施している。 ・既存官庁施設について、建物の改修にあわせて可能な限りバリアフリー化を実施している。
<p>4. 環境対策</p> <p>○既存施設の更なるグリーン化の推進</p> <p>○更なる木造化・木質化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存官庁施設の運用に関し、政府実行計画(平成28年5月閣議決定)に基づく支援チームメンバーとして、具体施設のエネルギー消費量削減に寄与する運用改善等の技術的支援を行っている。 ・既存官庁施設の建築設備機器の老朽化による更新時には、より環境性能の高いものにする事としている。 ・「官庁施設的环境保全性基準」(平成26年改定)に基づき、2,000m²以上の事務庁舎を新築する場合は法定基準よりも厳しいエネルギー消費性能水準を満たすこととしている。 ・官庁施設の整備において着実に木造化・木質化を推進している。 ・「公共建築木造工事標準仕様書」(平成28年版)を策定したほか、平成27年度には「木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項」を作成するなど、木材利用の促進に資する各種技術資料を整備した。
<p>5. 公共建築の先導的役割</p> <p>○新たな入札契約手法の導入検討(見積活用方式等)</p> <p>○あらゆる機会を利用した技術支援の実施(コンサル機能の強化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HP公表(基準類、各種手法・技術情報) ・公共建築相談窓口 ・ブロック会議、地区連絡会議、講習会・出前講座、発注手続き支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・「営繕積算方式」活用マニュアル、「見積活用方式」運用マニュアル(案)、「入札時積算数量書活用方式」運用マニュアル等の作成、公表及び会議等の場での説明を行い地方公共団体等をはじめとした公共建築工事の発注者への普及・促進に取り組んでいる。 ・基準類等について、HPや関係会議等により、地方公共団体等に対して周知している。 ・国土交通省に設置している全国の公共建築相談窓口を通じて地方公共団体等への情報提供、技術的支援を行っている。 ・官庁施設の適正な保全を促進するため、毎年度、ブロック会議、地区連絡会議を通じて、施設の保全に関する様々な情報提供を行っている。また、ニーズに応じて講習会・出前講座を通じて情報提供を行っている。

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	水資源政策	実施時期	平成25年度～ 平成26年度	担当課	水資源政策課
対象政策	水資源政策				
政策の目的	安定的な水利用の確保、健全な水循環系の構築、世界的な水資源問題への対応等の水資源政策を推進し、安全・安心な水資源の確保を図ることを目的とする。				
評価結果の概要	<p>(1)水資源開発基本計画(フルプラン)の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7つの水系をフルプラン水系として指定し、フルプランを策定した。 ・関係者間の合意形成が促進され、困難であった都府県域、流域を越えた水資源開発が可能となった。 ・水供給の目標は概ね達成される見通しである。しかしながら、一部の施設は整備中である。 ・産業の発展等に寄与し、水供給の安定化が図られているが、依然として不安定取水が残っている地域が存在する。 ・水資源開発により渇水被害の影響は軽減されているが、近年も全国各地で渇水が発生しており、渇水への備えが十分であるとはいえない。 ・地下水から表流水へと水源の転換が図られたことが、地盤沈下の進行を沈静化させた要因の一つと評価することができる。 <p>(2)水資源の利用の合理化等に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)水利用の合理化 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が農業用水再編対策事業などの事業を展開し、水利用の合理化が図られた。 ・地方公共団体の取組や節水意識の高まりなど、社会全体として節水の取組は進められているところである。 2)雨水・再生水の利用 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が雨水・再生水を代替水源として活用するなどの事業を展開し、雨水・再生水の利用が図られた。 ・雨水・再生水の利用量は水利用全体の0.3%程度であり、全体から見て利用量が少ない。 3)地下水利用と地盤沈下対策 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が水源転換などの事業を展開し、地下水の適切な利用が図られた。 ・要綱地域において地盤沈下は近年沈静化傾向にあるが、全国的には依然として地盤沈下が発生している地域がある。 4)水環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が環境整備事業などの事業を展開し、水環境の保全が図られた。 ・水質を重視した取組が引き続き必要であり、より一層の公共水域の水質改善のための検討が重要である。 <p>(3)水源地域の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源地域として指定し整備計画が策定された92ダム等のうち、平成26年3月末時点で64のダム等で事業が完了した。 ・今後も整備計画の策定が予定されていることから引き続き適切に法施行を推進する必要がある。 				

レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定) (「とりまとめ後の対応方針」等)	レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (「これまでの取り組み」もしくは「今後の取り組み方針」)
<p>●水資源の総合的な開発 水資源開発施設の整備については、財政的制約を念頭に置き、費用対効果と地域の実情をよく勘案しつつ実施する必要がある。</p>	<p>・事業費等監理委員会等を開催し、コスト縮減や工期遵守の取組を実施している。 ・事業評価を実施し、費用対効果や地域の実情を踏まえ、計画的かつ的確に事業を実施している。</p>
<p>●水資源の利用の合理化等に関する重要事項 ・水利用の合理化 地域の実情に応じ、関係者の相互の理解により、用途をまたがった水の転用を更に進めていくことが重要である。</p>	<p>・水資源の利用の合理化等に関する重要事項について、実績と事例をとりまとめ、昭和40年から毎年「日本の水資源の現況」として公表している。また、水資源の利用合理化等は、将来の水供給の安全度を確保するための必要な施策の一つと考えている。そのため、現在、進めているフルプランの見直しにあたっては本施策を推進する旨を計画に盛り込むよう、今後、関係機関と調整して行く予定。 ・平成27年から、関係者間における渇水時の水融通などの渇水対策の検討を支援するガイドラインの方向性について検討を行い、平成28年3月に「渇水対応タイムライン作成のためのガイドライン(試行案)」を作成し、モデル水系におけるタイムラインの作成を試行的に実施した。 ・さらに、試行結果を基に平成30年3月にガイドライン(案)を策定し、内容の充実を図ったところ。今後、本ガイドライン(案)を活用し、水利用の合理化に関する施策を推進して行く予定。</p>
<p>・雨水・再生水利用の推進 コスト、水質、エネルギー効率等を考慮し、利用施設の導入を進める必要がある。また、平成26年5月1日に施行された「雨水の利用の推進に関する法律」に基づき、目標の設定や基本方針を策定し雨水の利用を推進する。</p>	<p>平成26年5月に施行された「雨水の利用の推進に関する法律」に基づき、「雨水の利用の推進に関する基本方針」を平成27年3月に告示し、「国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標」を平成27年3月に閣議決定した。 また、都道府県方針や市町村計画が策定され、地域の雨水利用が円滑に図られるよう「雨水の利用の推進に関するガイドライン(案)」を作成し、平成28年4月に公表した。 なお、雨水の利用については、平常時の利用のみならず、緊急時の代替水源としての活用や環境資源としての利用の推進に努める予定。</p>
<p>・地下水利用と地盤沈下対策 代替水源、国土資源、エネルギー資源の観点を加えた総合的な管理を、関係機関の連携のもとで行う必要がある。 また、要綱地域において地盤沈下は近年沈静化傾向にあるが、全国的には依然として地盤沈下が発生している地域があり、引き続き地下水の保全を図る必要がある。</p>	<p>平成26年7月に施行された「水循環基本法」に基づき、平成27年7月に閣議決定された「水循環基本計画」において地下水マネジメントが位置付けられ、地下水マネジメントに地方公共団体等の地域が主体的に取り組むこととされ、国はそれを支援する役割を担うこととされた。 地下水マネジメントの取組を促進するため、地域が地下水マネジメントを実施するための手順書を公表するとともに、水循環解析を活用した地下水マネジメントを推進する予定。</p>
<p>・水環境の保全 流域全体を視野に入れ、水利用の過程で水環境・生態系の保全・再生に一層配慮した取組を進めていく必要がある。</p>	<p>多様な主体と連携した水環境改善事業や多様な主体と連携し、流域において生態系ネットワークの形成に取り組んでいる生態系の保全・再生に配慮した事業について、予算の重点化を図り、取組を進めている。</p>

<p>●水源地域の振興 ダム建設に併せ生活環境整備等を着実に実施していくとともに、下流受益地域の自治体、住民、企業など様々な主体による水源地域との交流等の取組の拡大、水源地域の担い手による地域活性化の取組を推進する必要がある。</p>
<p>●危機時(地震等大規模災害時)における必要な水の確保 国民生活や社会経済活動に最低限必要な水を確保するとともに、水インフラを迅速に復旧することにより、水供給能力の回復を図ること等が可能となるよう、被害を最小限に抑えるための事前準備、水供給施設の一体的な連携の取組が必要である。</p>
<p>●水インフラの老朽化 各施設管理者においてトータルコストを低減させるストックマネジメントやアセットマネジメントの導入の促進が重要である。</p>
<p>●地球温暖化に伴う気候変動リスク 水需給に関する気候変動への適応策を具体的に検討、推進するとともに、気候の状況や降雨の形態の変化などにより変動すると考えられる水の安定供給可能量等について継続的にデータを蓄積・評価し、適応策を見直していく必要がある。</p>



<p>・水源地域対策特別措置法に基づき、新たに1の「指定ダム」の指定、2のダムで水源地域整備計画を決定し、11のダムで整備事業が完了した。 ・また、水源地域における地域づくり活動の担い手の活動を高め、自発的・持続的な水源地域振興を図るため、各地域の活動主体やその支援に関わる専門家等が連携し、緊密な関係の中で問題解決を図れるように、様々な情報・知見・人材を共有する全国レベルの「情報共有の場」(水源地域支援ネットワーク)の構築の支援を実施している。</p>
<p>・近年、水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化している状況から、「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」答申(国土審議会水資源開発分科会 平成29年5月)を受け、水資源開発基本計画(フルプラン)の見直しに着手したところ。 ・答申では、新たな水資源開発基本計画(フルプラン)においては、地震等の大規模災害時に対しても、最低限必要な水を確保することを新たな目標とすることとされ、その対策について、送水管路等の二重化や施設の耐震対策、老朽化対策などのハード対策、また、被害を最小限に抑える事前対策や水インフラの一体的連携を図るために、相互支援に関する協定の締結や給水車の導入、長寿命化計画等の適切な策定などのソフト対策を、効果的に組み合わせる実施できるよう、推進していく必要があるとされた。 ・本答申を受け、全7水系6計画の内、平成29年度より吉野川水系を先行に計画の見直しに着手したところ。他の計画についても関係者と調整が整ったところから順次、見直しに着手していく予定。</p>
<p>・各施設管理者において、計画的な施設・設備の巡視・点検に加えて、施設の老朽化に対応していくため、定期的な機能診断調査の実施を通じて、施設の状態を確実に把握し、適時に対策を講じていく等、トータルコストの縮減を図るストックマネジメント等の取組を進めている。</p>
<p>・現時点で想定される渇水被害の影響を把握するために前提となる、気候変動による既存施設の水供給の安全度(安定供給可能量)を評価する手法について、検討を実施してきたところ。引き続き、気候変動が水資源に与える影響について検討を行っていく。</p>

●危機的な渇水(ゼロ水)への対応
広域的な連携・調整・応援などハード・ソフト対策を組み合わせ、水供給の全体システムでの対応について検討する必要がある。

●国際展開
政府方針である「インフラシステム輸出戦略」の着実な実施に向け、構想・計画から維持管理までの一体的・総合的な海外展開、相手国との強固な信頼関係を構築することが重要である。

・近年、水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化している状況から、「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」答申(国土審議会水資源開発分科会 平成29年5月)を受け、水資源開発基本計画(フルプラン)の見直しに着手したところ。(再掲)

・答申では、新たな水資源開発基本計画(フルプラン)においては、危機的な渇水時に対しても、最低限必要な水を確保することを新たな目標とすることとされ、その対策について、送水管路等の二重化や連絡管の整備、ダム群連携などのハード対策、また、被害を最小限に抑える事前対策や水インフラの一体的連携を図るために、給水車の導入やダムの用途外容量の活用、渇水対応タイムラインの作成などのソフト対策を、効果的に組み合わせ実施できるよう、推進していく必要があるとされた。

・本答申を受け、全7水系6計画の内、平成29年度より吉野川水系を先行に計画の見直しに着手したところ。他の計画についても関係者と調整が整ったところから順次、見直しに着手していく予定。(再掲)

・なお、渇水対応タイムラインに関しては、以下のような取組を行い、施策を推進しているところ。

・応援給水などの給水先の優先順位の設定等について、「渇水対応タイムライン作成のためのガイドライン(案)」(平成30年3月策定)で整理を実施した。

・平成27年から応援給水などの渇水対策の検討を支援するガイドラインの方向性について検討し、平成28年3月に「渇水対応タイムライン作成のためのガイドライン(試行案)」を作成し、モデル水系におけるタイムラインの作成を試行的に実施した。

・さらに、試行結果を基に平成30年3月にガイドライン(案)を策定し、内容の充実を図ったところ。今後、本ガイドライン(案)を活用し、危機的な渇水への対応に関する施策を推進して行く予定。

・政府方針である「インフラシステム輸出戦略」に基づき、世界の旺盛なインフラ需要を取り込むため、「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」(平成30年8月施行)が制定された。

・法律の成立を踏まえ、水資源分野における海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入を図るため、関係者が相互に連携を図りながら協力することで、水資源分野において、調査・計画段階に着目して我が国事業者の海外展開に関する現状把握、課題整理等を行い、協力体制の構築等に取り組む「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」を設置した(平成30年8月)。

・今後は、本協議会において我が国事業者が参入できるプロジェクトにつなげるため、現地の情報・データ収集、相手国との調整等を実施し、相手国との強固な信頼関係を構築しつつ、調査計画案件(案)としてとりまとめることを目指す。

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	自転車交通	実施時期	平成25年度～ 平成26年度	担当課	道路局 参事官 都市局 街路交通施設課
対象政策	交通安全基本計画において、交通安全対策の一つとして位置づけられている自転車利用環境の総合的な整備のうち、現在、国土交通省が実施している自転車通行空間の整備、及び放置自転車対策を対象とする。				
政策の目的	自転車通行空間の整備や放置自転車対策により、自転車が安全で快適に通行できるとともに、歩行者の安全性も高まる自転車利用環境を創出することを目的とする。				
評価結果の概要	<p>(1)交通事故対策</p> <p>1)自転車通行空間の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区(全国98 地区)において計画された自転車道や自転車専用通行帯等の計画延長347km に対し、310km(約9割)が整備済となっており、自転車通行空間の整備は着実に進捗。 ・整備前後の事故発生状況については、自転車道で約3割、自転車専用通行帯で約4割削減しており、歩行者・自転車・自動車を分離することによる効果を確認。 ・自転車通行空間の整備により、自転車道では約8割、自転車専用通行帯では約5割が正しい位置を走行する等、利用ルールも改善。 ・自転車通行空間を断片的に指定・整備している地区もあり、自転車通行空間の連続性(ネットワーク化)が図られていない地区が存在。 <p>2)自転車ネットワーク計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車ガイドラインの策定・周知により、自転車ネットワーク計画を策定した自治体数が増加(34→67 自治体)(H26.4 現在) ・また、自転車ネットワーク計画の策定に至ってはいないもの、計画の検討が進捗した理由として「ガイドラインの策定・周知」と回答した自治体が約5割(27 自治体)。 ・一方で、「モデル地区」に指定された自治体の中にも自転車ネットワーク計画を策定していない自治体が存在。また、「既存道路での空間的制約(整備する余地がない)」等の理由から、多くの自治体で自転車ネットワーク計画が未策定な状況。 ・自転車ガイドライン発出前後の形態別の自転車通行空間の整備状況を比較すると、空間的制約から「自転車道」や「自転車専用通行帯」よりも比較的整備を実施しやすい「車道混在」の整備を優先。 <p>(2)放置自転車対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共駐輪場は、地方公共団体により約302 万台まで整備。 ・「駐輪場ガイドライン」等の策定による効果については、引き続き整備の動向に注視し、今後評価が必要。 ・「標準自転車駐車場附置義務条例」の通知(昭和56 年)により、これまでに154 自治体で自転車駐車場附置義務条例を制定。 ・また、放置自転車等規制条例について、これまでに598 自治体が制定。 ・しかしながら、依然として、駅周辺等に約12 万台の放置自転車が存在し、また、近年、買物客等の短時間利用の放置自転車が増加しており、小規模な路上駐輪場の面的な分散配置等、自転車の利用ニーズに応じた自転車駐車場の整備が必要な状況。 				

レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定) (「とりまとめ後の対応方針」等)	レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (「これまでの取り組み」もしくは「今後の取り組み方針」)
<p>○安全な自転車通行空間の早期確保 交通事故死者数に占める自転車乗用中の死者数の割合、全交通事故件数および自転車関連事故件数が減少する中、「自転車」対「歩行者」事故が過去10年間で1.3倍に増加しており、年齢層別に見ると中高生の自転車関連事故が多く、また利用目的別の死傷者は通勤通学が多い状況となっている。 これらの状況を踏まえ、安全な自転車通行空間を早期にネットワーク化させる必要がある。そのためには、優先的な区間を設定し、計画的に自転車通行空間を整備することで、一連のネットワークを完成させることが重要である。例えば、中高生の自転車関連事故を削減するために、自転車通学で利用する通学路を対象に、歩行通学者との分離を目的として、自治体、学校・教育委員会、警察等と連携し計画的に整備を推進すること等が挙げられる。 また、空間的制約が自転車通行空間の整備にとって大きな課題になっていることから、「自転車ガイドライン」について、地域の実情に応じた運用ができるよう検討する必要がある。</p>	<p>○「自転車活用推進計画」(平成30年6月に閣議決定)を策定し、同計画に基づき、「自転車ネットワーク計画」を含む「地方版自転車活用推進計画」の策定を促進するとともに、中高生の自転車通学路の安全点検結果等も考慮するなど、自転車利用や関連事故の多い市街地を中心に、重点的に対策を実施する。</p> <p>○空間的制約等がネックとなり、自転車ネットワーク計画の策定が進んでいない実態を踏まえ、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改訂を行い(平成28年7月)、段階的なネットワーク計画策定方法等を導入し、市町村のネットワーク計画策定を推進した。</p>
<p>○自動車交通の幹線道路への転換・分散による自転車通行空間の確保 限られた道路空間の中で、歩行者・自転車・自動車等の多様な利用者が共存する道路空間を形成するため、諸外国と比較して交通分担の低い幹線道路(高速道路等)への自動車交通の転換や分散を図り、自動車交通量を減少させることにより自転車通行空間を確保する。</p>	<p>○自動車交通の転換や分散を図るため、幹線道路(高速道路等)の整備等を推進した。さらに、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を改訂し(平成28年7月)、地方自治体が策定する自転車ネットワーク計画の策定を促進し、安全で快適な自転車利用環境整備を推進した。</p>
<p>○更なる自転車利用ルールの周知・徹底に対する連携強化 自転車の交通事故を削減するためには、自転車通行空間の確保と併せて、自転車の通行及び利用ルールの徹底を図る必要がある。 道路管理者も少なからず関係機関等と連携し、自転車ルールの周知・徹底の取組を実施してきたものの、これまで主に警察、自治体、地域ボランティア等が実施してきた状況を踏まえ、今後、更なる関係機関等の連携強化を図り、通行ルールを示す法定外看板の設置や通行位置・方向を示す分かりやすい路面表示の設置等、道路管理者としての取組を推進する。</p>	<p>○警察庁と連携して「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を改訂し(平成28年7月)、路面表示の仕様を標準化し、分かりやすい路面標示の整備を推進した。また、「自転車活用推進計画」(平成30年6月に閣議決定)に基づき、関係機関等と連携して国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動を推進し、自転車の安全な利用を促進していく。</p>



○更なる放置自転車対策の推進

放置自転車は、駅周辺への通勤・通学目的、買物目的が多く、既存駐輪場を利用しない理由としては、目的地付近に駐輪場が無いことや商店の買い回り等に不便といったことがある。

このように、自転車の駐輪実態は、移動目的によって駐輪場所・時間が異なるため、今後の駐輪場整備においては、これらの駐輪特性に応じた対応を図るために、駐輪ニーズを的確に把握し、ニーズに対応した小規模駐輪場を既存の道路空間等を活用して面的に分散して整備することを一層推進していくことが必要と考えられる。

○自転車を取り巻く環境の変化を踏まえた施策の拡大

これまで国土交通省では、交通安全の確保を主目的として自転車施策を推進してきた。一方、近年、スポーツ車の販売台数の増加等からわかるように健康増進、環境保全等、自転車利用ニーズが多様化しており、また、自治体においては、自転車を活用したまちづくりや観光振興等様々な取組が活発化している。このように自転車を取り巻く環境が活発化し、かつ多様化している状況において、自転車施策も交通事故対策と放置自転車対策を基本としつつ、官と民の更なる連携により、各自治体等が地域活性化や観光振興策として実施する多様な取組との連携を更に高めていくことが必要と考えられる。



○平成28年9月に、商店街等における小規模駐輪施設の面的配置の進め方や、公共交通近隣における駐輪場整備等を盛り込んだ「自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン」の改訂を実施した。

○「自転車活用推進計画」(平成30年6月に閣議決定)を策定し、それに基づき先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートを設定し、走行環境や道の駅における受入環境の整備、情報発信の強化等について官民連携して取組み、サイクルツーリズムを推進する予定。

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	貨物自動車運送のあり方	実施時期	平成25年度～ 平成26年度	担当課	貨物課
対象政策	平成2年の貨物自動車運送事業法の施行及び平成15年の法改正による市場の活性化に向けた規制緩和並びにその後に講じた市場の健全化に向けた施策				
政策の目的	貨物自動車運送事業については、市場の活性化に向けて、これまで平成2年の貨物自動車運送事業法の制定時及び平成15年の法改正時に規制緩和を進めてきた。しかしながら、近年、競争の激化と経営環境の逼迫も相俟って、法令の義務等を免れ不適正に運送原価を引き下げる事業者の増大等の規制緩和による弊害が生じてきているとの指摘もある。このような状況下、トラック産業の健全化を図るため、不適正事業者の退出促進や適正取引の推進に向けた施策を進めているところである。				
評価結果の概要	平成2年以降の一連の規制緩和により、事業者の新規参入が増加するとともに、大手の事業者を中心にサービスの多様化が進み、市場の活性化は進められたものの、軽油価格が上昇するなか、増加した中小・零細事業者を中心に競争が激化し経営環境が逼迫した結果、法令上の義務等を免れる事業者等が増え、市場の健全性については課題も生じた。 このため、貨物自動車運送行政では、市場の健全化に向けて、不適正事業者の排除や適正取引の推進等を進めてきたところであり、社会保険未加入事業者等は減少し、輸送の安全性も向上してきている一方、適正取引の推進に向けて策定した事業者向けガイドライン等については、有用な活用例はあるものの、中小事業者ほど認知度は依然として低く、今後更に周知・徹底や浸透を図るための施策が必要である。				
レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定) (「とりまとめ後の対応方針」等)			レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (「これまでの取り組み」もしくは「今後の取り組み方針」)		
<p>○不適正事業者の指導強化・退出促進及び優良事業者への配慮 監査制度等の効果的な運用や不適正事業者への効果的な指導に向けた対策、Gマーク表彰制度の運用、Gマークの効果的なPR方策について検討していく。</p>			<p>○過労防止に係る違反のおそれのあるトラック事業者を早期に改善させるため、平成27年9月から適正化事業実施機関による巡回指導を運輸支局からの要請後早期に実施する仕組みを導入した。 ○トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置として、平成30年10月から、適正化事業実施機関が実施する巡回指導において、法令未遵守事項が多くみられ、改善指導を受けたにもかかわらず改善が図られない等のトラック事業者に対して、重点的に監査を実施することとしている。 ○Gマークを10年以上連続して取得している事業所を対象に、平成26年度から地方運輸局長及び運輸支局長による表彰制度を導入した。 ○地方運輸局及び運輸支局において、地元のマスコミへの周知や高速道路のSA・PA、道の駅等でのPRポスターの掲示依頼などの取り組みを実施している。</p>		

○適正取引の推進

運賃・料金の適正收受に向けた交渉力強化の支援や、原価計算・燃料サーチャージ等の普及・浸透、取引書面化の普及・定着、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の活用、多層構造の適正化に向けた対応等が不可欠である。さらに、中小事業者ほど各ガイドラインが認知されていないなどの現状を踏まえて、中小事業者に対して効果的に施策を展開していく必要がある。特に、取引の書面化については、

- ・書面化推進セミナーの継続的な開催
 - ・既存の取組の更なる活用(リーフレットの配布徹底、新規許可・巡回指導時の周知、継続的なアンケート調査の実施等)
 - ・発荷主、着荷主、貨物自動車運送事業者によるモデル事業の実施による課題・改善点の検証
- 等の取組を進めることにより、着実に普及・浸透を図ることとする。

○新規参入時の事前チェックの強化

許可基準が遵守されるよう、事業開始時の確認の厳格化など、新規参入時の事前チェック体制の確実な運用を図っていく。

○取引の書面化や燃料サーチャージ等について、リーフレットの配布等により、引き続き徹底を図っているところ。

○業界団体に対し、適正取引推進に向けた自主行動計画の策定を要請したところ、平成29年3月に、①多重下請構造を改善し、原則2次下請までに制限すること、②下請事業者の原価を考慮した運賃・料金の設定等の内容を盛り込んだ自主行動計画が策定され、同計画に基づく取組が進められている。

○運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」の範囲を明確化し、別建て收受できる環境を整備すること等を内容とした、標準貨物自動車運送約款等の改正を行い、平成29年11月に施行するとともに、改正の趣旨について、経済産業省及び農林水産省の協力を得て、関係する荷主団体及び企業に対し周知・協力依頼を行った。

○約款改正に併せて、「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引ガイドライン」の一部を改正し、各都道府県に設けた協議会の場などを通じて、関係事業者等への周知を行った。

○平成27年6月から、新規参入時におけるチェック体制を強化するため、新規許可に当たって、事業者に対して、運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前に提出する条件を付すとともに、運輸開始前に、運行管理者等の選任状況、運転者の雇用状況、社会保険等の加入状況等の報告を求め、許可に付された条件等の遵守状況の確認を行うこととした。また、適正化事業実施機関による運輸開始後の新規巡回指導を早期に実施することとした。

○業界イメージの改善及びキャリアアッププランの提示

業界団体のHP等で、トラック輸送の社会的意義について発信等を行っていくとともに、ドライバースキルの「見える化」の具体的枠組を検討し、ドライバー教育の重要性について経営者に啓発等をしていく。

○若年層へのアピールの強化

国土交通省や業界団体のHP等を通じて、経営者に対する啓発強化を行いながら、学校等との連携を強化していく。さらに、現在、警察庁を中心として進められている免許制度の改正に対して、積極的な対応を行っていく。

○貨物自動車運送業に対するイメージの向上及び社会的意義を発信するため、業界団体のHP等において、平成28年度に作成した貨物自動車運送業の重要性及び社会的意義等を記載した冊子を掲載する等により情報を発信している。
○平成30年度には、トラックドライバーに関する職業としての関心を高めてもらうため、学生・社会人等各対象別の効果的な情報発信に関する調査を行うこととしており、貨物自動車運送事業に関する効果的な理解促進及び魅力発信を進めるとともに、トラックドライバーの着実な人材確保を図っていくこととしている。
○業界団体において、ドライバー向け教育訓練や経営者・管理者向け研修などの講座設置や受講助成を行っている。

○若年層や未経験者の採用及び定着を促進するため、国土交通省や業界団体のHP等を通じて、貨物自動車運送業の経営者向けに若手ドライバー・女性ドライバー採用のポイントや取組例の紹介等を内容とした手引書の周知及び活用の促進を図っている。
○平成27年度より各地方運輸支局長等による高等学校等の校長等を訪問し、貨物自動車運送業を取り巻く現状、運転者不足の状況の説明及び貨物自動車運送業や運転者の魅力のPR等を実施するとともに、貨物自動車運送業の運転者に興味を持っている生徒には、進路の一つとして紹介して頂くことを要望するなど高等学校等との連携を強化している。
○平成29年3月の改正道路交通法の施行により「準中型自動車免許」が新設され、宅配やコンビニ等の集配に多く用いられる車両総重量7.5トンまでの車両を18歳(高校卒業直後)から運転可能となった。
○業界団体において、インターンシップを行う事業者に対する支援、高等学校における物流出前授業の実施、(準中型、中型、大型等の)上位免許取得の際の助成等を通じて、若年ドライバー確保に努めている。

○女性の活躍促進

「トラガール促進プロジェクトサイト」を通じて、経営者に対する啓発強化や一般に向けた情報発信等を行っていく。

○「トラガール促進プロジェクトサイト」において、女性ドライバーを目指す方向けに全国で活躍する女性ドライバーへのインタビュー内容の掲載、免許の取得方法の紹介等を行っているほか、女性を雇うことへの経営者の意識啓発のため、女性ドライバーを積極的に採用する経営者からのメッセージの掲載、女性雇用等に係る各種制度等の紹介をするなど、ドライバーの仕事に関心のある女性の就業意欲やトラックへの関心を高めるとともに、経営者の意識啓発を図っている。

○これらの情報発信に加えて、荷役作業からの解放、仕事とプライベートが両立できる勤務体系の構築等を図るなど、女性が働きやすい環境を整備することにより更なる女性の活躍を促進していく。

○業界団体において、人材確保にかかるセミナーを開催しているほか、平成29年度に女性部会を設置し、女性活躍促進に向けた取組を行っている。

政策レビューの実施状況及び予定

	テーマ	担当局等
平成30年度	景観及び歴史まちづくり	都市局
	下水道施策	水管理・国土保全局（下水道部）
	鉄道の防災・減災対策	鉄道局
	タクシーサービスの改善による利用者利便の向上	自動車局
	台風・豪雨等に関する防災気象情報の充実	気象庁
平成31年度	国土形成計画（全国計画）	国土政策局
	中古住宅流通市場の活性化	土地・建設産業局、住宅局
	港湾における大規模地震・津波対策	港湾局
	地震津波災害時における水路に関する情報提供の充実	海上保安庁
平成32年度	運輸安全マネジメント制度	大臣官房運輸安全監理官
	水資源政策	水管理・国土保全局水資源部
	住生活基本計画	住宅局
	北海道総合開発計画の中間点検	北海道局
平成33年度	i-Constructionの推進	大臣官房取りまとめ
	無電柱化の推進	道路局
	空港の安全の確保	航空局
	地理空間情報の整備、提供、活用	国土地理院
平成34年度	災害に強い物流システムの構築	物流審議官
	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進	官庁営繕部
	内航未来創造プランの進捗状況	海事局
	インフラシステム海外展開の推進	国際統括官

平成34年度取りまとめ政策レビューテーマ

1 平成34年度取りまとめ政策レビューテーマの選定

以下の観点からテーマの選定を行った。

- ア 国土交通省の政策課題として重要なもの
- イ 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの
- ウ 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの
- エ 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要なもの

2 政策レビューテーマ追加（平成34年度取りまとめ）

①災害に強い物流システムの構築【物流審議官】

東日本大震災の教訓として、災害に強い物流システムの構築が喫緊の課題となり、平成24年に改正された災害対策基本法では、被災地の要望を待たずして物資を調達・搬送する「プッシュ型支援」による物資輸送制度が創設され、国土交通省としても自治体と物流事業者団体との災害時協力協定の締結促進等を図っている。さらに、熊本地震等での教訓を踏まえ、広域物資拠点開設・運営ハンドブックの見直し等を図るとともに、首都直下地震や南海トラフ地震等の大災害に備えてラストマイルも含めた円滑な支援物資輸送の実現に向けた取組を進めている。災害対策基本法の改正から10年経過する平成34年度に実施状況や効果について政策レビューを実施し、取り組みの充実を図る。

②環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進【官庁営繕部】

官庁施設の整備・保全に関する施策について、平成26年度に政策レビューを実施し、防災・減災、機能維持（老朽化対策等）、環境対策等に関する政策の方向性を整理した。これを踏まえ、防災拠点等となる官庁施設の防災機能の強化、個別施設計画の策定・計画に基づく老朽化対策の実施、木材利用や環境負荷低減の取組等を進めているところである。前回の評価から8年が経過する平成34年度に政策レビューを行い、こうした施策の進捗状況を確認し、以後の施策の方向性に反映させる。

③内航未来創造プランの進捗状況【海事局】

内航海運が、今後とも産業基礎物資の輸送やモーダルシフトを担う基幹的輸送インフラとして機能するよう、平成29年6月に「安定的輸送の確保」と「生産性向上」を軸とし、概ね10年後の将来像を描いた「内航未来創造プラン」を策定し、内航海運事業者の事業基盤の強化を始めとする各種施策を計画的に実施している。平成34年度には同プランの策定から概ね5年が経過することから、目標達成に向けた中間地点で各種施策の進捗状況を点検・レビューし、今後の計画達成に向けた取り組みの改善を図る。

④インフラシステム海外展開の推進【国際統括官】

我が国の成長戦略の一環として、平成32年に約30兆円のインフラシステム受注を実現することを目標に、海外展開の推進を図っており、国土交通省においては平成28年3月に行動計画を策定し、改定を重ねつつ国土交通分野におけるインフラシステム海外展開に強力に取り組んでいる。平成30年6月には、所管する独法等が案件形成から完工後の運営・維持管理まで取り組むことができる体制を整備する「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」が成立した。平成28年の行動計画策定から5年が経過した平成34年度に各種施策の実施状況や課題について政策レビューを行い、それらを踏まえた取組の改善を図る。

政策評価会の年間スケジュール

		平成29年度	平成30年度													
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
■政策レビュー																
平成30年度	景観と歴史まちづくり	事前作業準備 (状況調査、 データ収集等)			5/11											
	下水道施策															
	鉄道の防災・減災対策															
	タクシーサービスの改善による利用者利便の向上															
	台風・豪雨等に関する防災気象情報の充実															
				【政策評価会】	【個別指導】			10/4	【政策評価会】	【個別指導】	評価書一次案送付 ○担当委員	評価書二次案送付 ◎全委員	反映状況送付 ◎全委員	評価書決定		

景観及び歴史まちづくり

平成30年10月
国土交通省

目 次

第1章 評価の概要

1. 評価の目的、必要性
2. 対象政策
3. 評価の視点
4. 評価手法
5. 第三者の知見の活用

第2章 景観及び歴史まちづくりの概要

1. 政策の背景
 - ・景観及び歴史まちづくりに関するこれまでの歴史や、法制定に至るまでの経緯について述べる。
2. これまでの取組
 - ・関係者の役割や、予算・税制・規制等これまでの取組について述べる。

第3章 評価

1. 評価の視点及び手法
 - ・評価の視点及びその手法について述べる。
2. アンケートの概要及び地方公共団体の分類
 - ・アンケートの概要及び地方公共団体を分類した結果について述べる。
3. 分類毎の評価
 - ①市街地景観を有しかつ観光施策を重視する地方公共団体
 - ・アンケート調査結果等に基づき、当分類の地方公共団体における体制、課題認識及び国の施策についての評価を分析することで施策を評価する。
 - ②市街地景観を有しかつ観光以外の施策を重視する地方公共団体
 - ・アンケート調査結果等に基づき、当分類の地方公共団体における体制、課題認識及び国の施策についての評価を分析することで施策を評価する。
 - ③自然・農村景観を有しかつ観光施策を重視する地方公共団体
 - ・アンケート調査結果等に基づき、当分類の地方公共団体における体制、課題認識及び国の施策についての評価を分析することで施策を評価する。
 - ④自然・農村景観を有しかつ観光以外の施策を重視する地方公共団体

- ・アンケート調査結果等に基づき、当分類の地方公共団体における体制、課題認識及び国の施策についての評価を分析することで施策を評価する。

4. 評価結果のまとめ

- ・3.分類毎の評価をとりまとめた結果について述べる。

第4章 今後の方向性

- ・第3章の評価や、政策評価会、個別指導での議論を踏まえ、今後の取組の方向性について述べる。

(評価書の要旨)

テーマ名	景観及び歴史まちづくり	担当課 (担当課長名)	都市局公園緑地・景観課 (古澤 達也)
評価の目的、必要性	景観法は、平成16年に施行され、地方公共団体による景観計画の作成等を通じて優良事例が増加しており、良好な景観の形成に寄与している。歴史まちづくり法は、本年度で施行から10年を迎え、第1期計画の期間が終了し、第2期計画に移行しつつあり、計画に基づく取組やその成果、課題等の情報の蓄積が進んできたところである。景観及び歴史まちづくりによる、良好な景観の形成の促進や歴史的風致の維持・向上を通じた地域活性化に向けた取組の状況等について調査・分析を行い、課題を明らかにし、今後の景観及び歴史まちづくり施策の検討に資することを目的とする。		
対象政策	景観法及び歴史まちづくり法等に基づく景観及び歴史まちづくり施策		
政策の目的	良好な景観の形成の促進や歴史的風致の維持・向上を通じた地域活性化を目的とする。		
評価の視点	計画を策定する地方公共団体の一層の拡大、計画実現のための施策の支援について、地方公共団体のニーズ等に対応した施策を実施できているかを評価。		
評価手法	地方公共団体における景観及び歴史まちづくり施策を、施策推進の目的、地域特性等の観点から一体的に整理し、各地方公共団体を分類する。分類毎の共通の課題を分析・抽出し、対応策を検討する。 地方公共団体や関係団体等へのアンケート調査、ヒアリング、現地調査を行い、取組の状況、課題の把握・分析を行う。		
評価結果	現在上記手法にて、施策等を評価・分析中。		
政策への反映の方向	把握された課題やニーズを分析し、既存の施策の改善や新規施策を検討し、景観及び歴史まちづくり施策を進める。		

第三者の 知見の活用	国土交通省政策評価会における、本テーマに対する意見及び個別指導の際の助言等を活用する。また、上記の課題の把握・分析にあたって有識者ヒアリングを行う。
実施時期	平成 29 年度～平成 30 年度

平成30年度政策レビュー 「景観及び歴史まちづくり」

平成30年10月4日
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室

第1章 評価の概要

第2章 景観及び歴史まちづくり施策の体系

第3章 評価

1. 評価の視点及び手法

2. アンケートの概要及び地方公共団体の施策推進の目的等による分類の一例

第4章 今後の方向性(案)

参考1 委員からの主なご指摘と対応方針

参考2 参考資料

第1章 評価の概要

評価の目的、必要性

景観法は、平成16年に施行され、地方公共団体による景観計画の作成等を通じて優良事例が増加しており、良好な景観の形成に寄与している。歴史まちづくり法は、本年度で施行から10年を迎え、第1期計画の期間が終了し、第2期計画に移行しつつあり、計画に基づく取組やその成果、課題等の情報の蓄積が進んできたところである。景観及び歴史まちづくりによる、良好な景観の形成の促進や歴史的風致の維持・向上を通じた地域活性化に向けた取組の状況等について調査・分析を行い、課題を明らかにし、今後の景観及び歴史まちづくり施策の検討に資することを目的とする。

対象政策

景観法及び歴史まちづくり法等に基づく景観及び歴史まちづくり施策

評価の視点

計画を策定する地方公共団体の一層の拡大、計画実現のための施策の支援について、地方公共団体のニーズ等に対応した施策を実施できているかを評価。

評価手法

地方公共団体における景観及び歴史まちづくり施策を、施策推進の目的、地域特性等の観点から一体的に整理し、各地方公共団体を分類する。分類毎の共通の課題を分析・抽出し、対応策を検討する。

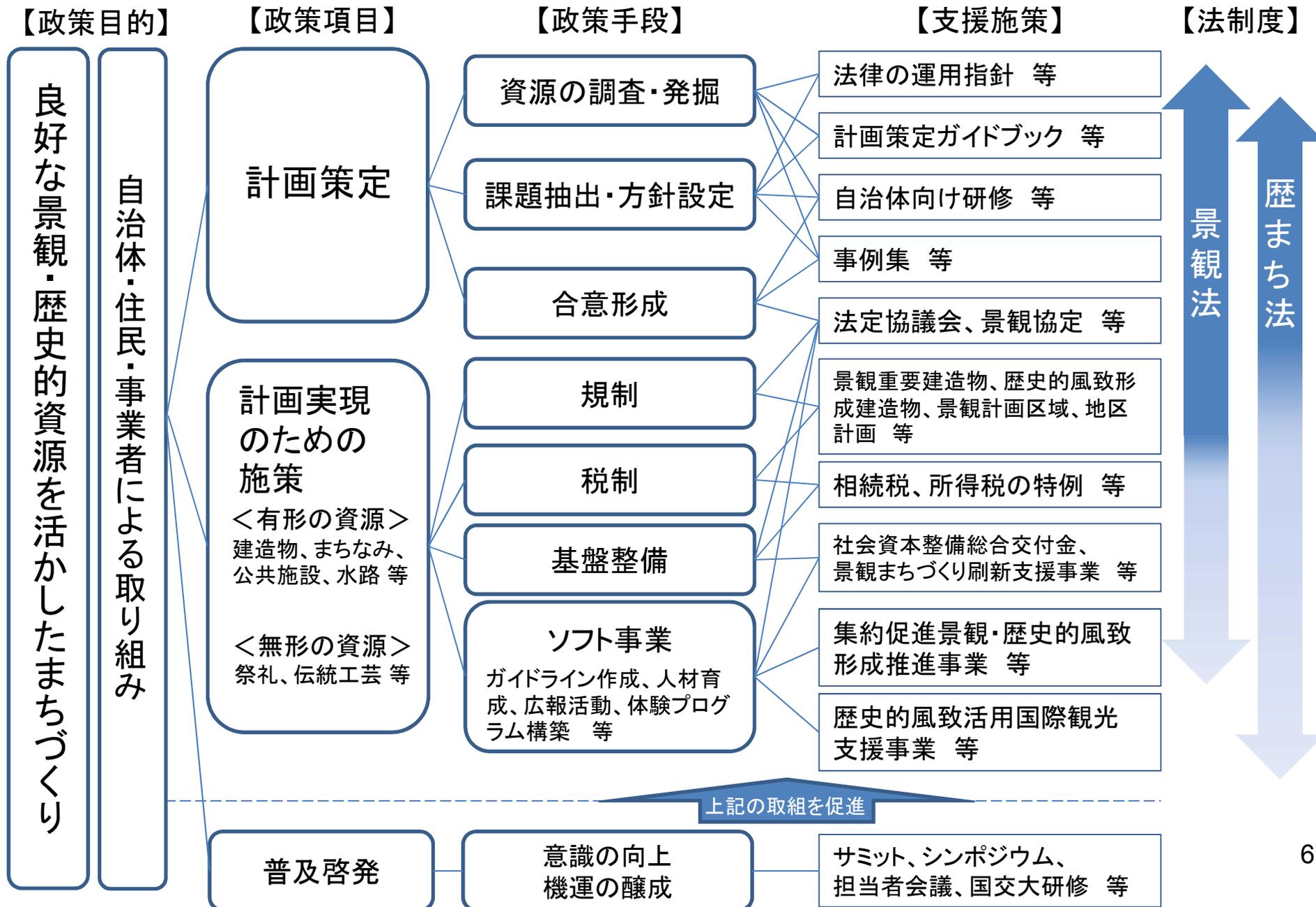
地方公共団体や関係団体等へのアンケート調査、ヒアリング、現地調査を行い、取組の状況、課題の把握・分析を行う。

第三者の知見の活用

国土交通省政策評価会における、本テーマに対する意見及び個別指導の際の助言等を活用する。また、上記の課題の把握・分析にあたって有識者ヒアリングを行う。

第2章 景観及び歴史まちづくり施策の体系

景観及び歴史まちづくり施策の体系



(参考)景観法(平成16年制定)の概要

基本理念

良好な景観は、「国民共通の資産」、「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成」、「地域の固有の特性と密接に関連」、「地域の活性化に資する」ものである。

※良好な景観の形成は、「現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含む」。

都道府県

全て

指定都市

全て

中核市

全て

その他の市町村

都道府県知事と協議した場合

市町村

景観行政団体 (景観法に基づく大部分の事務の実施主体)

景観計画 (届出・勧告等を行う制度)

1. 建築物等の建築等について、行為の制限を定める

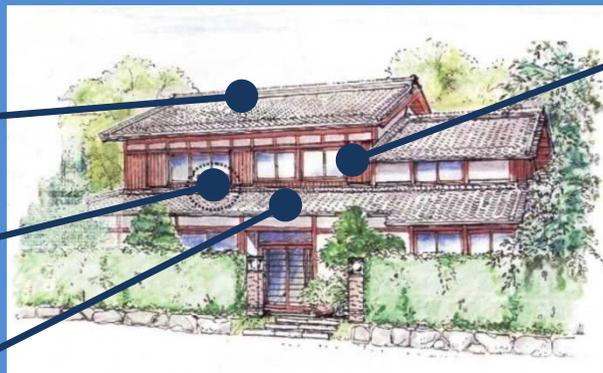
① 形態意匠の制限 (形態、色彩、材質など)

<制限規定のイメージ>

屋根はいぶし瓦葺き又はヨシ葺きを原則とし、4~5寸勾配を設け、適度な軒の出を有すること

真壁づくり又はそれに準ずる和風建築様式を継承した意匠とすること

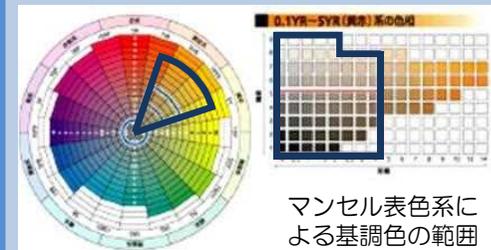
原則2階は後退させ、瓦葺きの軒庇とすること



景観地区 (都市計画制度)

1. 建築物等についての制限を定める

外壁の色彩は暖色系の色相 (下図参照) 又は無彩色を基調とし、周辺との調和に配慮すること



マンセル表色系による基調色の範囲

② 高さ、壁面位置など

届出制度により誘導

(制限に適合しない場合は設計変更等を勧告できる)

認定制度により実効性確保

建築確認などで実効性確保

2. その他の計画事項を定める

形態意匠は、条例で行為を指定すれば命令も可能

※都市計画区域外でも「準景観地区」で準じた規制が可能。

景観重要建造物・樹木

景観上重要となる建築物等を指定し積極的に保全 (現状変更に対する許可制)

建造物



樹木



その他、景観重要公共施設

景観協定、景観整備機構

などの制度により、総合的に良好な景観形成を推進



(参考)景観法の施行状況の概要(平成30年3月時点)

<参考>全体は47都道府県、1,741市区町村
(平成28年10月時点 総務省統計局)

景観行政団体	713団体	(45都道府県、	668市区町村)
景観計画	558団体	(20都道府県、	538市区町村)
景観重要建造物	577件	(2都道府県、	92市区町村)
景観重要樹木	473件	(58市区町村)
景観協定	87件	(3都道府県、	47市区町村)
景観整備機構	のべ112法人	(18都道府県、	60市区町村)
景観協議会	のべ80組織	(1都道府県、	47市区町村)
景観地区等	計168地区	(48市区町村)
景観地区	50地区	(29市区町村)
準景観地区	6地区	(4市区町村)
地区計画等形態意匠条例	112地区	(23市区町村)

(参考)景観まちづくり施策の成果

・景観形成基準による良好な景観形成の例(沖縄県那覇市)

- 那覇市では、景観計画において、**屋根は、歴史的景観を創出するため、勾配屋根・赤瓦葺とする等の景観形成基準**を設けている。
- また、景観形成に寄与する工事費の一部を助成することで、建築物等の更新時における**赤瓦の伝統的な家並み**が取り戻されている。



平成4年頃



平成28年

・景観重要建造物の建築制限緩和の設定例(福岡県太宰府市)

- 大宰府市では、景観計画において太宰府天満宮参道景観保全地区を設定し、その**範囲内の対象建築物を景観重要建造物に指定**。
- 国土交通大臣の承認を得た**緩和条例を制定し、建築物(ひさし等)の道路内での建築を可とした**。



ひさし等のある太宰府天満宮参道景観保全地区の景観

〈根拠法令〉

- 第85条の2(景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和)
景観重要建造物として指定された建築物のうち良好な景観の保全のためその位置又は構造をその状態において保存すべきものについては国土交通大臣の承認を得て条例制定により建築基準法の一部緩和が可能であることが規定。
- 第44条(道路内の建築制限)
建築物は道路に突き出して建築してはならないこと等が規定。

(参考) 歴史まちづくり法の概要

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

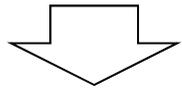
【法の目的】

歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

【歴史的風致】

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境

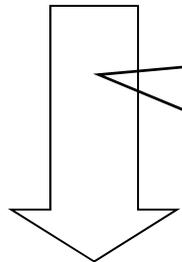
基本方針(国が作成)



歴史的風致維持向上計画 (市町村が作成)

【重点区域】

核となる文化財(重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等)と、一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地により設定

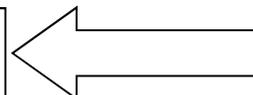


国による認定

(文部科学大臣、
農林水産大臣、
国土交通大臣)



認定歴史的風致維持向上計画



歴史的風致形成建造物(第12条～第21条)

法律上の特例措置(第11条、第22条～第30条)

各事業による重点的な支援

○社会資本整備総合交付金

歴史的風致の維持向上に寄与する施設整備推進するため、支援対象施設の拡充(歴史的風致形成建造物の修理・復元、都市公園内の城跡の復元等)、国費率のかさ上げ等を実施



歴史的建造物の修理



都市公園内の城跡の復原

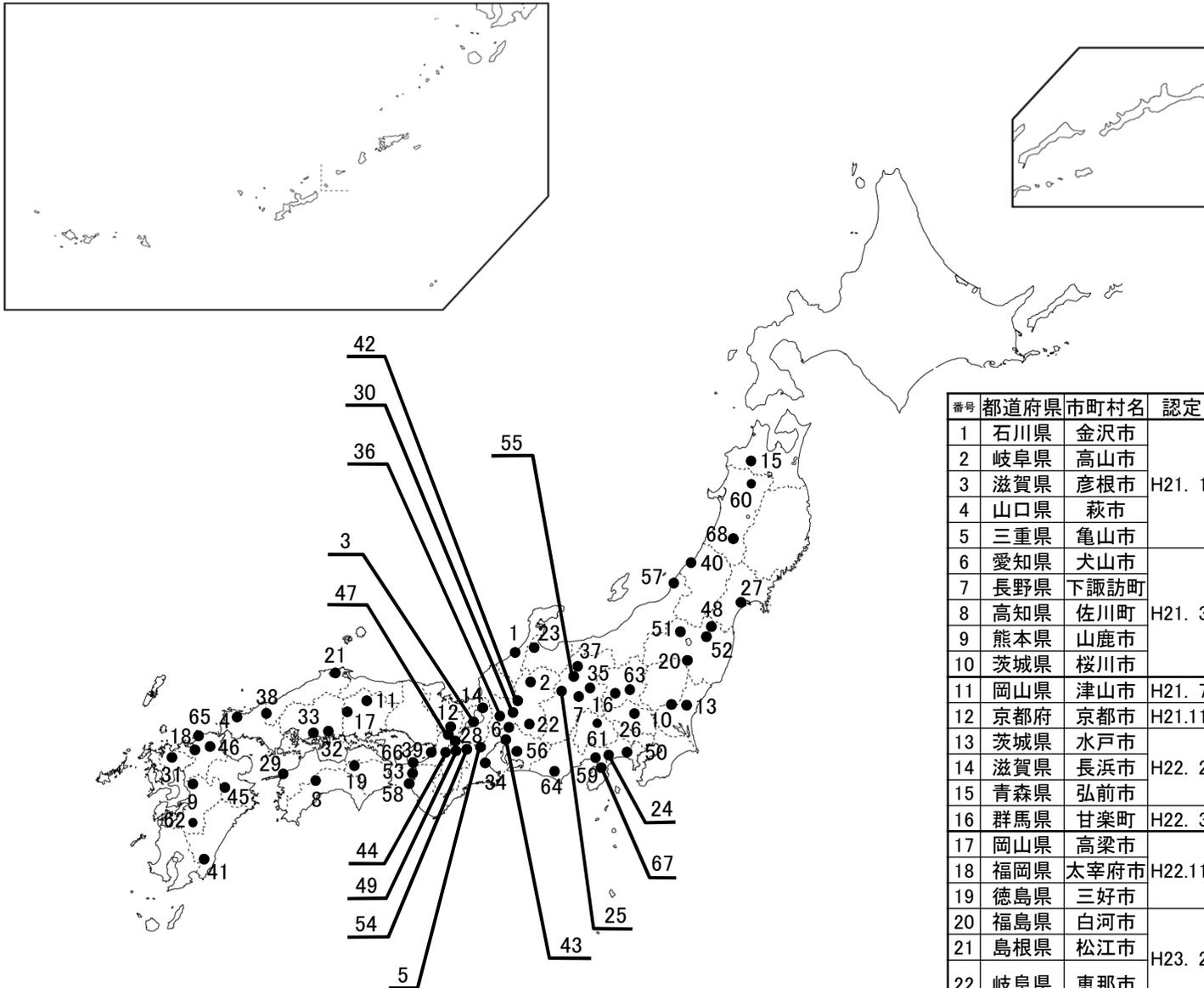
○歴史的風致活用国際観光支援事業

歴史的風致を活用した都市の魅力向上・賑わいの創出を図るため、認定都市における訪日外国人の受入環境整備の取組(案内板の多言語化、体験プログラムの開発等)を支援



着付け体験プログラム

(参考) 歴史的風致維持向上計画認定状況 (H30.7月現在)



合計: 68都市

番号	都道府県	市町村名	認定日
1	石川県	金沢市	H21. 1.19
2	岐阜県	高山市	
3	滋賀県	彦根市	
4	山口県	萩市	
5	三重県	亀山市	H21. 3.11
6	愛知県	犬山市	
7	長野県	下諏訪町	
8	高知県	佐川町	
9	熊本県	山鹿市	H21. 7.22
10	茨城県	桜川市	
11	岡山県	津山市	
12	京都府	京都市	
13	茨城県	水戸市	H22. 2. 4
14	滋賀県	長浜市	
15	青森県	弘前市	
16	群馬県	甘楽町	
17	岡山県	高梁市	H22. 3.30
18	福岡県	太宰府市	
19	徳島県	三好市	
20	福島県	白河市	
21	島根県	松江市	H23. 2.23
22	岐阜県	恵那市	
23	富山県	高岡市	
24	神奈川県	小田原市	
25	長野県	松本市	H23. 6. 8
26	埼玉県	川越市	
27	宮城県	多賀城市	
28	京都府	宇治市	
29	愛媛県	大洲市	H24. 3. 5
30	岐阜県	美濃市	
31	佐賀県	佐賀市	
32	広島県	尾道市	
33	広島県	竹原市	H24. 6. 6
34	三重県	明和町	
35	長野県	東御市	
36	岐阜県	岐阜市	
37	長野県	長野市	H25. 4.11
38	島根県	津和野町	
39	大阪府	堺市	
40	山形県	鶴岡市	
41	宮崎県	日南市	H25.11.22
42	岐阜県	郡上市	
43	愛知県	名古屋市	
44	奈良県	斑鳩町	
45	大分県	竹田市	H26. 2.14
46	福岡県	添田町	
47	京都府	向日市	
48	福島県	国見町	
49	奈良県	奈良市	H26. 6.23
50	神奈川県	鎌倉市	
51	福島県	磐梯町	
52	福島県	桑折町	
53	和歌山県	湯浅町	H27. 2.23
54	三重県	伊賀市	
55	長野県	千曲市	
56	愛知県	岡崎市	
57	新潟県	村上市	H28. 1.25
58	和歌山県	広川町	
59	静岡県	三島市	
60	秋田県	大館市	
61	山梨県	甲州市	H28. 3.28
62	熊本県	湯前町	
63	群馬県	桐生市	
64	静岡県	掛川市	
65	福岡県	宗像市	H28.10. 3
66	和歌山県	和歌山市	
67	静岡県	伊豆の国市	
68	秋田県	横手市	

番号	都道府県	市町村名	認定日
27	宮城県	多賀城市	H23.12. 6
28	京都府	宇治市	H24. 3. 5
29	愛媛県	大洲市	
30	岐阜県	美濃市	
31	佐賀県	佐賀市	
32	広島県	尾道市	H24. 6. 6
33	広島県	竹原市	
34	三重県	明和町	
35	長野県	東御市	
36	岐阜県	岐阜市	H25. 4.11
37	長野県	長野市	
38	島根県	津和野町	
39	大阪府	堺市	
40	山形県	鶴岡市	H25.11.22
41	宮崎県	日南市	
42	岐阜県	郡上市	
43	愛知県	名古屋市	
44	奈良県	斑鳩町	H26. 2.14
45	大分県	竹田市	
46	福岡県	添田町	
47	京都府	向日市	
48	福島県	国見町	H26. 6.23
49	奈良県	奈良市	
50	神奈川県	鎌倉市	
51	福島県	磐梯町	
52	福島県	桑折町	H27. 2.23
53	和歌山県	湯浅町	
54	三重県	伊賀市	
55	長野県	千曲市	
56	愛知県	岡崎市	H28. 1.25
57	新潟県	村上市	
58	和歌山県	広川町	
59	静岡県	三島市	
60	秋田県	大館市	H28. 3.28
61	山梨県	甲州市	
62	熊本県	湯前町	
63	群馬県	桐生市	
64	静岡県	掛川市	H28.10. 3
65	福岡県	宗像市	
66	和歌山県	和歌山市	
67	静岡県	伊豆の国市	
68	秋田県	横手市	H30.7.11

(参考)歴史的風致の維持向上の意義・効果

○歴史的風致は、我が国や地域の歴史、文化、伝統を伝えるための重要な観光資源であり、地場産業の振興や交流人口の増加など、地域活性化につながるとともに、各地域のアイデンティティの確立や、我が国の誇る固有の伝統文化を保存し、後世に継承するに当たり重要な意味を持っている。

■事例：高山祭の屋台行事にみる歴史的風致（岐阜県高山市）

維持向上すべき歴史的風致

高山祭は江戸時代から続く祭礼行事であり、屋台を守り続ける屋台組の人々の強い思いと誇りによって執り行われ、旧城下町を絢爛豪華な屋台が曳かれる。



歴史的風致の維持向上の取組



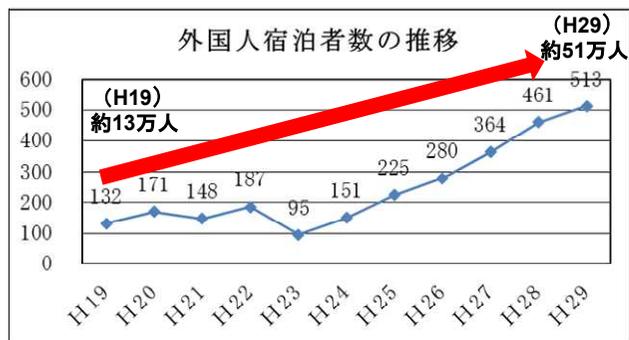
土蔵を活用した歴史・美術展示施設、空家等を活用した伝統文化の体験交流施設を整備。



地域内外から支援者を募って伝統行事等の人材を確保する仕組みの構築を図る。



1. 外国人観光客の増加



外国人観光客が、約13万人(平成19年)から約51万人(平成29年)に増加。

2. 郷土の歴史・文化への誇りの醸成



市民の約78%が「文化財や伝承芸能が保存・継承され、郷土の歴史文化に誇りを持っていると感じている」と回答

3. 固有の伝統文化の保存・継承



屋台保存会において小学生による「神楽舞」の復活に取り組み、平成24年の春祭りで50年ぶりに披露



祭りの歴史や文化を伝えるため、平成27年の秋祭りで小学生が屋台に乗る体験を初実施

景観及び歴史まちづくりに関する 取組と現状の課題認識について

■これまでの取組

(1) 計画を策定する地方公共団体の拡大

- 1) 会議等による啓発及び知識の普及
- 2) 事例集の公表等によるノウハウの共有・ネットワーク化の推進

(2) 計画実現のための施策の支援

- 1) 法に基づく規制等の制度の活用推進
- 2) 財政的支援による計画の取組推進



課題

(1) 計画を策定する地方公共団体の一層の拡大

計画を策定する過程で、地方公共団体職員や地域住民の景観や歴史まちづくりに対する意識の向上、機運の醸成、官民連携等が図られるため、計画を策定する地方公共団体の拡大が必要だが、特に景観計画について、近年、増加数が鈍化している。

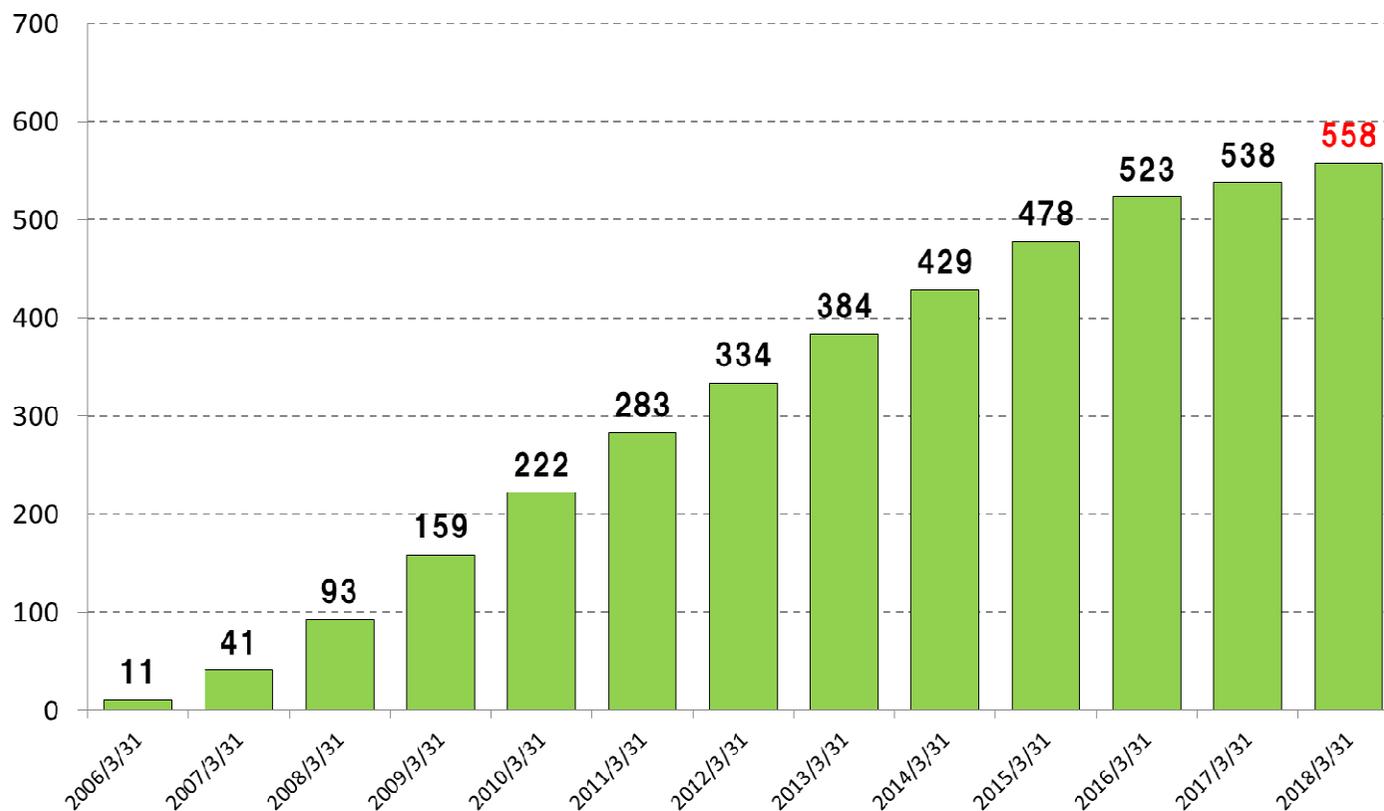
(2) 計画実現のための施策の支援の充実

景観まちづくりにおいては、各種施策の活用率が低い状況。

また、歴史的建造物については、歴史まちづくり法制度の活用により、滅失等の減少傾向が鈍化するなど一定の効果が発現しているが、完全な解決には至っていない。

○計画を策定する過程で、地方公共団体職員や地域住民の景観や歴史まちづくりに対する意識の向上、機運の醸成、官民連携等が図られるため、計画を策定する地方公共団体の拡大が必要だが、近年、特に景観計画について増加数が鈍化している。

景観計画策定団体



景観計画策定団体の推移

- 歴史的風致維持向上計画の認定都市は、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定できる。増築等の際に届出義務が発生する一方、修理等に国の交付金が導入でき、歴史的建造物の保全に寄与。
- 民間事業者が歴史的建造物を店舗やシェアハウス等に改修し、活用を通じた保全を図る事例もある。
- 滅失等の減少傾向が鈍化するなど一定の効果が発現しているが、滅失や空き家化は依然として進行。

■歴史的風致形成建造物制度を活用した取組事例

平成29年度末現在で473件を指定。
指定建造物の修理・修景・復元を実施



街なみ環境整備事業を活用した歴史的風致形成建造物の修理への助成(白河市)

■歴史的建造物の活用事例

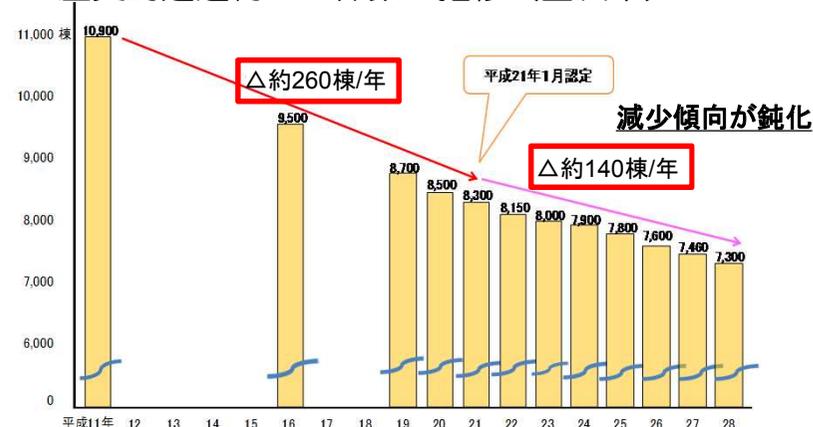
滋賀県長浜市では、民間事業者が町家をシェアハウスに改修し、賃貸を実施。



■歴史的建造物の滅失、空き家化の状況

金沢市や京都市における伝統的な木造建築物についても、滅失や空き家が目立つ状況

歴史的建造物※の件数の推移(金沢市)



主要都市の歴史的建造物の空き家率

	空き家率(調査年度)
京町家(京都市)	14.5%(H28)
金澤町家(金沢市)	14.8%(H24)

第3章 評価

1. 評価の視点及び手法

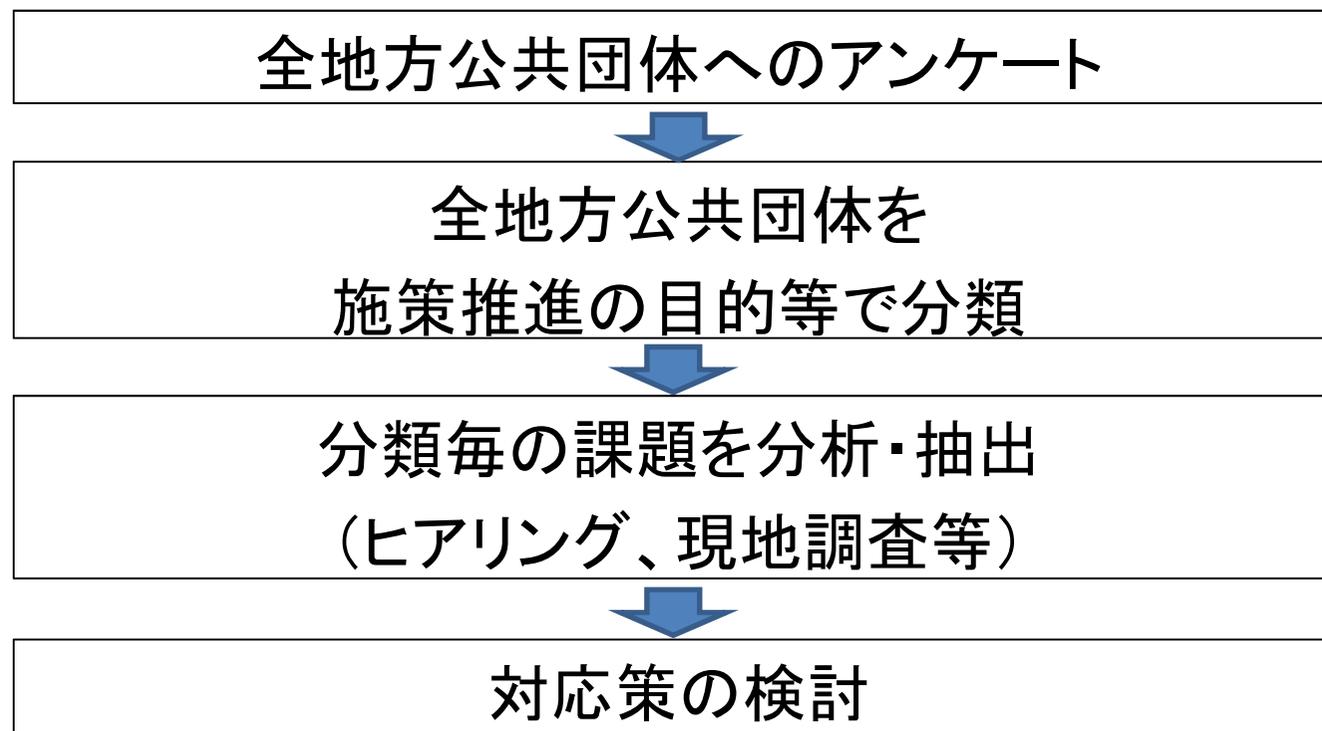
評価の視点及び手法

○評価の視点

計画を策定する地方公共団体の一層の拡大、計画実現のための施策の支援について、地方公共団体のニーズ等に対応した施策を実施できているかを評価。

○評価の手法(実施フロー)

地方公共団体における景観及び歴史まちづくり施策を、施策推進の目的、地域特性等の観点から一体的に整理し、各地方公共団体を分類する。分類毎の共通の課題を分析・抽出し、対応策を検討する。



2. アンケートの概要及び地方公共団体の 施策推進の目的等による分類の一例

アンケートの概要

○アンケートの目的

- ・景観・歴史まちづくりに関する地方公共団体の取組状況等を把握するとともに、景観・歴史まちづくりに関する国の施策の、認知度、活用状況、有効性を把握する。

○アンケートの対象

- ・全国の地方公共団体(1,788団体)

○主なアンケート項目

- ①景観・歴史まちづくりの資源の有無
- ②景観・歴史まちづくりの取組み内容
- ③景観・歴史まちづくりの目的
- ④景観・歴史まちづくりの取組みの体制
- ⑤景観・歴史まちづくりの取組みの課題
- ⑥景観・歴史まちづくりに関する国の施策の認知度、活用状況、重要度、有効性、改善に向けた意見

○回収状況 (H30年10月1日時点)

- ・1,682団体(94.1%)

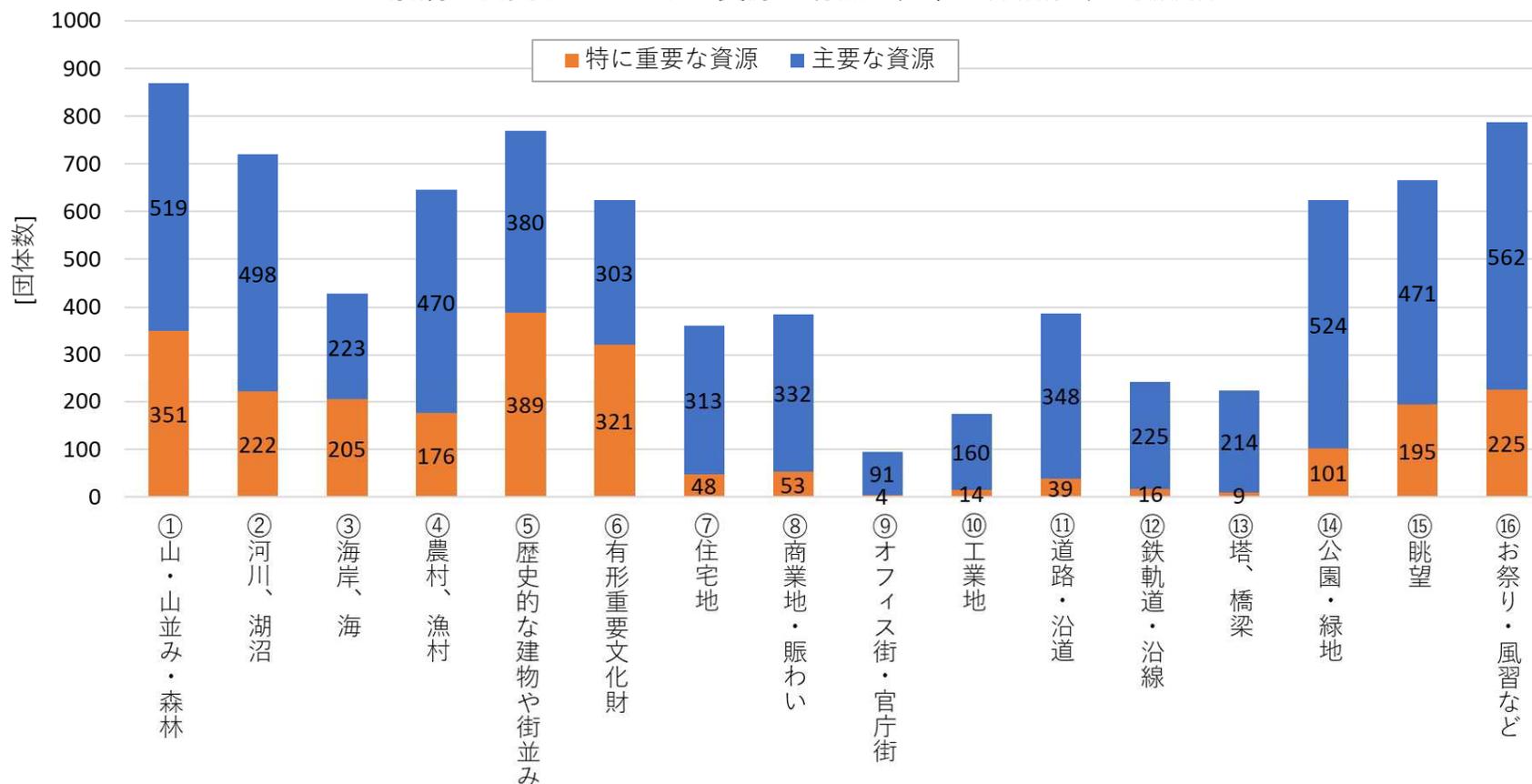
アンケートの結果概要(速報値)

①景観・歴史まちづくりの資源の有無

○特に重要な資源として「⑤歴史的な建築物や街並み」が最も多く、次いで「①山、山並み、森林」「⑥有形重要文化財」が多い。

○特に重要な資源に主要な資源を加えると、「①山、山並み、森林」が最も多く、次いで「⑬お祭り・風習など」「⑤歴史的な建物や街並み」となっている。

景観・歴史まちづくりの資源の有無 (N=1,220 未回答除く) ※複数回答

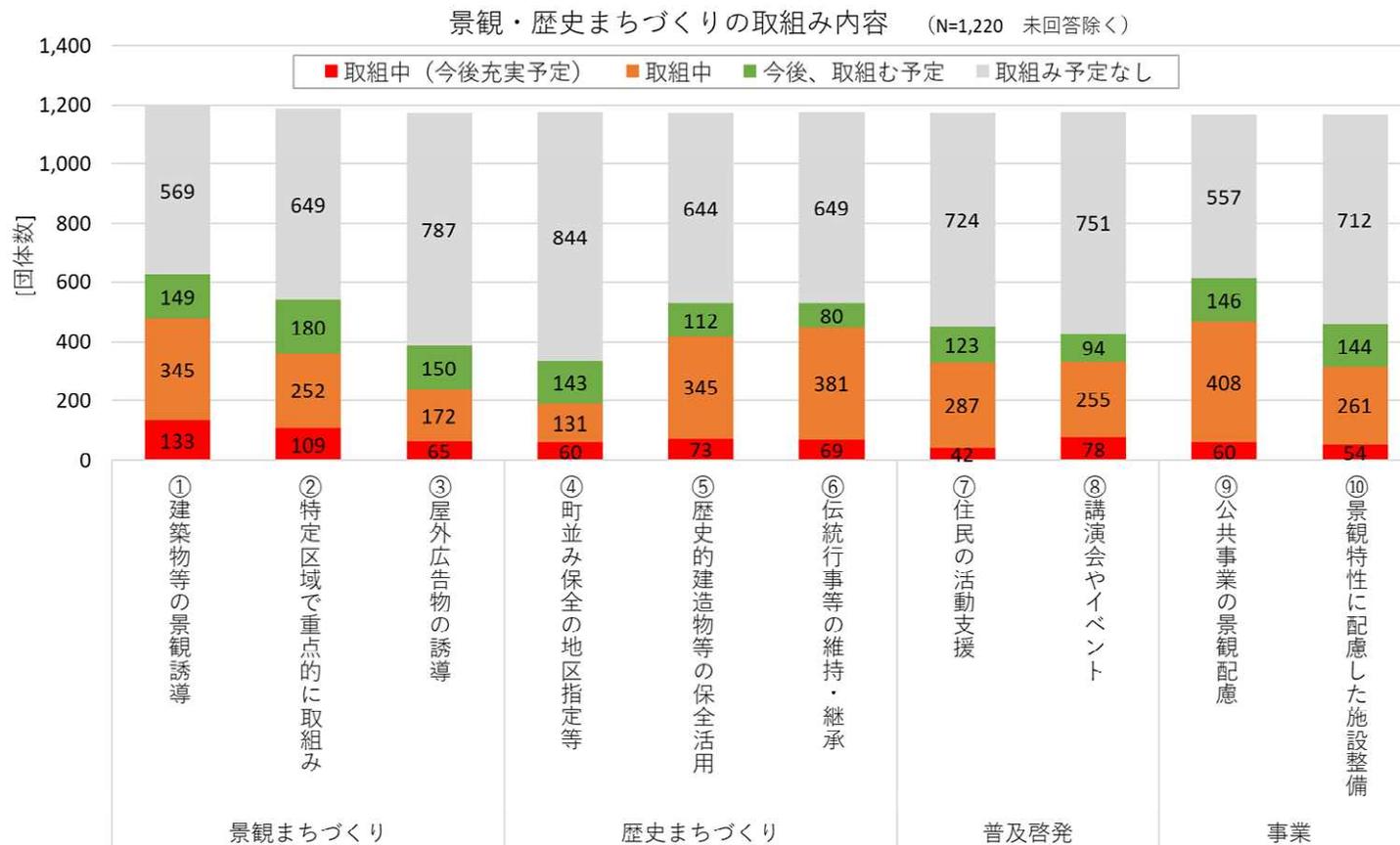


アンケートの結果概要(速報値)

②景観・歴史まちづくりの取組み内容

○取組み中のうち、今後充実を図るものは「①建築物等の景観誘導」が最も多く、次いで「②特定区域での重点的な取組み（景観）」となっている。また、現在取組んでいる内容として最も多いのは「①建築物等の景観誘導」が最も多く、次いで「⑨公共事業の景観誘導」「⑥伝統行事等の維持・継承」「⑤歴史的建造物等の保全活用」となっている。

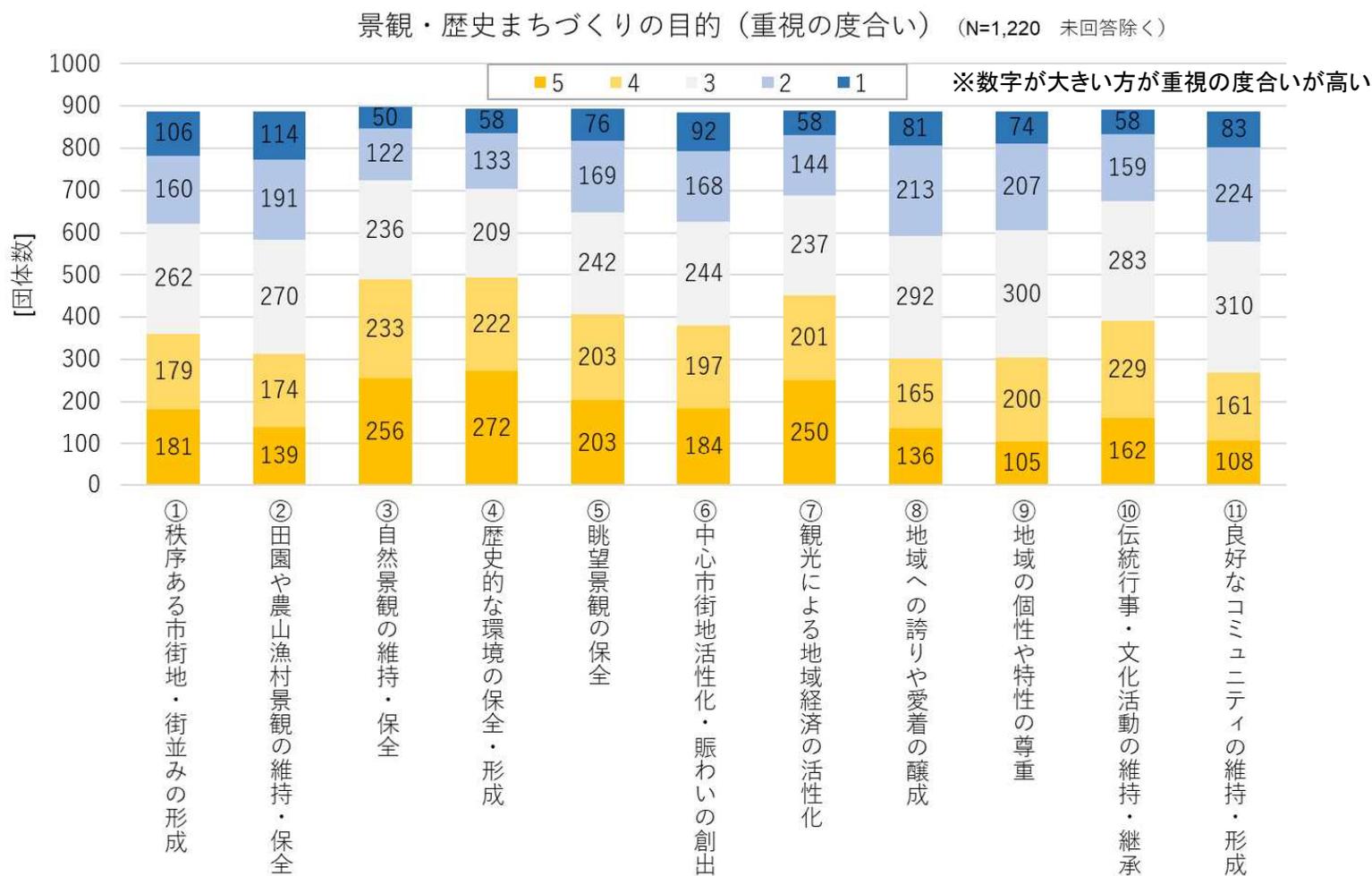
○一方、取組み予定のない内容としては「④街並み保全の地区指定等」「③屋外広告物の誘導」「⑧講演会やイベント」等が多い。



アンケートの結果概要(速報値)

③景観・歴史まちづくりの目的

- 重視度が高い目的（数字の5）は、「④歴史的な環境の保全・形成」が最も高く、次いで「③自然景観の維持・保全」「⑦観光による地域経済の活性化」となっている。
- 重視度が一定以上ある目的（数字の4と5）も、上記と同様の傾向となっている。



アンケートの結果概要(速報値)

④景観・歴史まちづくりの取組みの体制

○専任職員は0人がもっとも多い。その場合に、兼任職員が一人以上の場合が多い。

(有効回答=186)

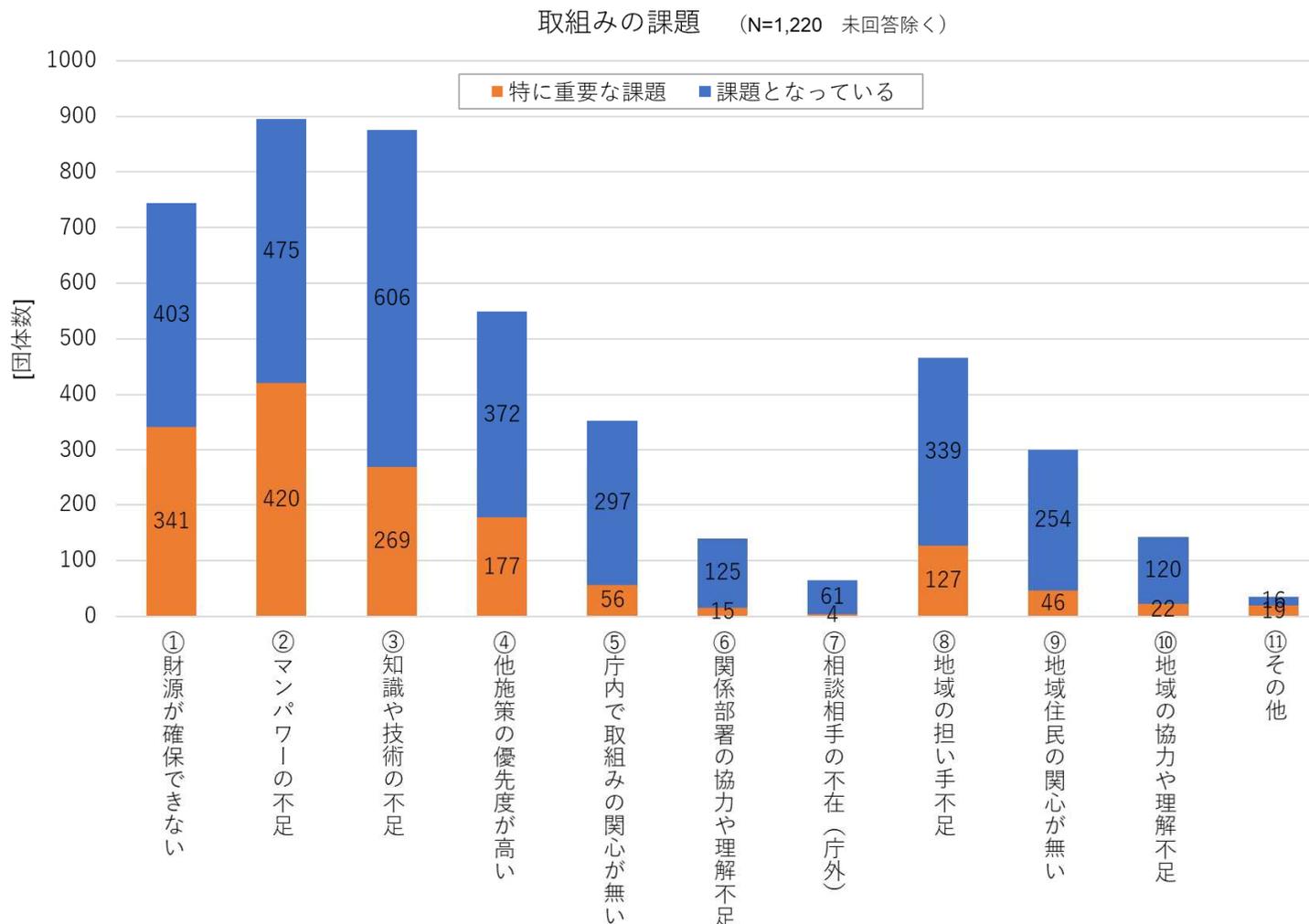
専任 [人]	兼任 [人]	団体数					
0	0		8	3	0		4
	1		29		1		1
	2		31		2		1
	3		22		3		1
	4以上		24		4以上		3
1	0		2	4以上	0		6
	1		12		1		5
	2		9		2		4
	3		2		3		1
	4以上		3		4以上		1
2	0		1				
	1		4				
	2		7				
	3		1				
	4以上		4				

アンケートの結果概要(速報値)

⑤景観・歴史まちづくりの取組みの課題

○特に重要な課題は「②マンパワーの不足」が最も多く、次いで「①財源が確保できない」「③知識や技術の不足」となっている。

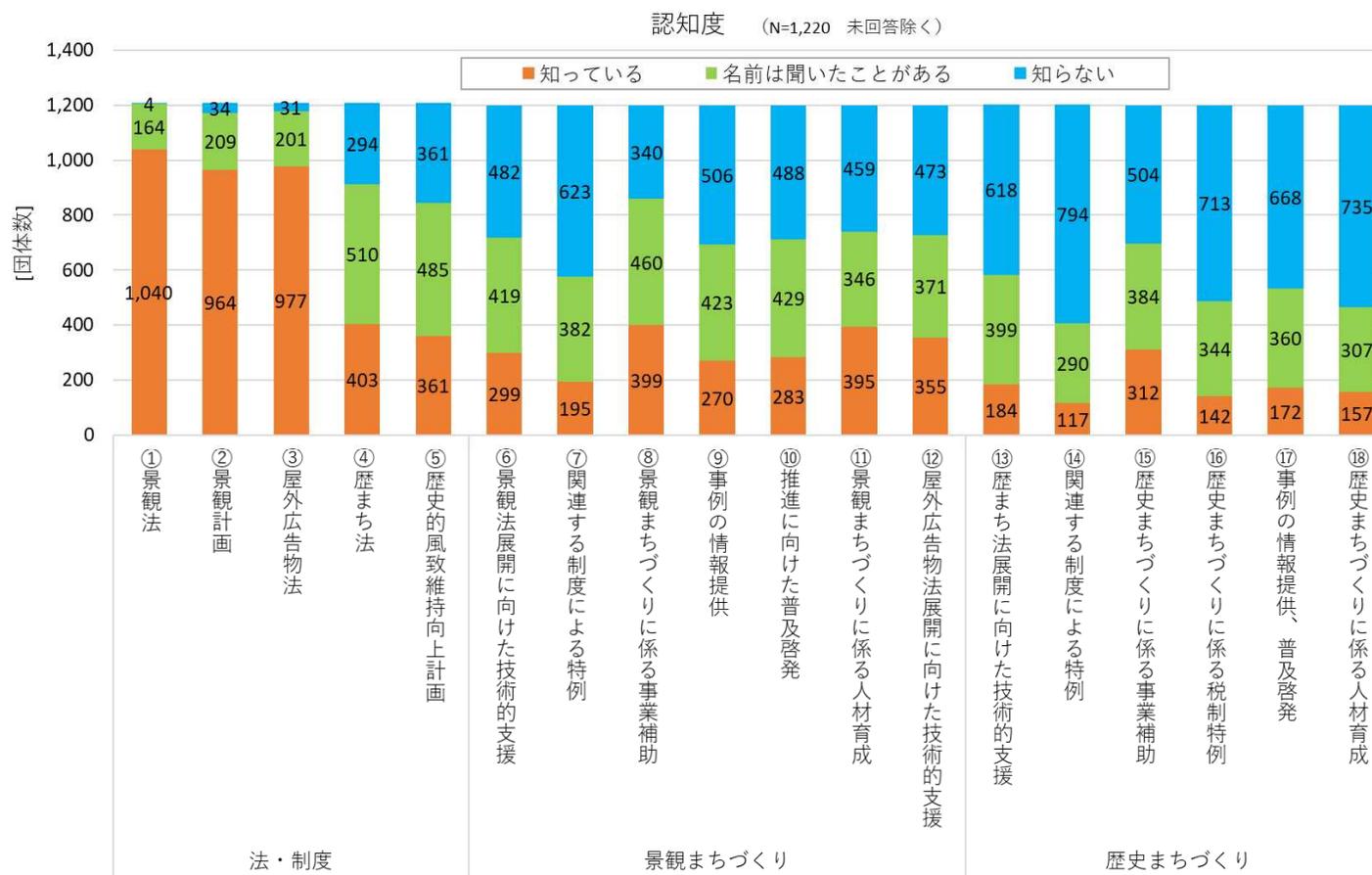
○特に重要な課題に課題となっているを加えても同様の傾向となっている。



アンケートの結果概要(速報値)

⑥国の施策の認知度

- 国の施策のうち「①景観法」「③屋外広告物法」「②景観計画」の認知度が高い。
- 景観まちづくりの認知度は、「⑧景観まちづくりに係る事業補助」「⑪景観まちづくりに係る人材育成」が高い。
- 歴史まちづくりの認知度は、「⑮歴史まちづくりに係る事業補助」「⑰歴まち法展開に向けた技術的支援」が高い。



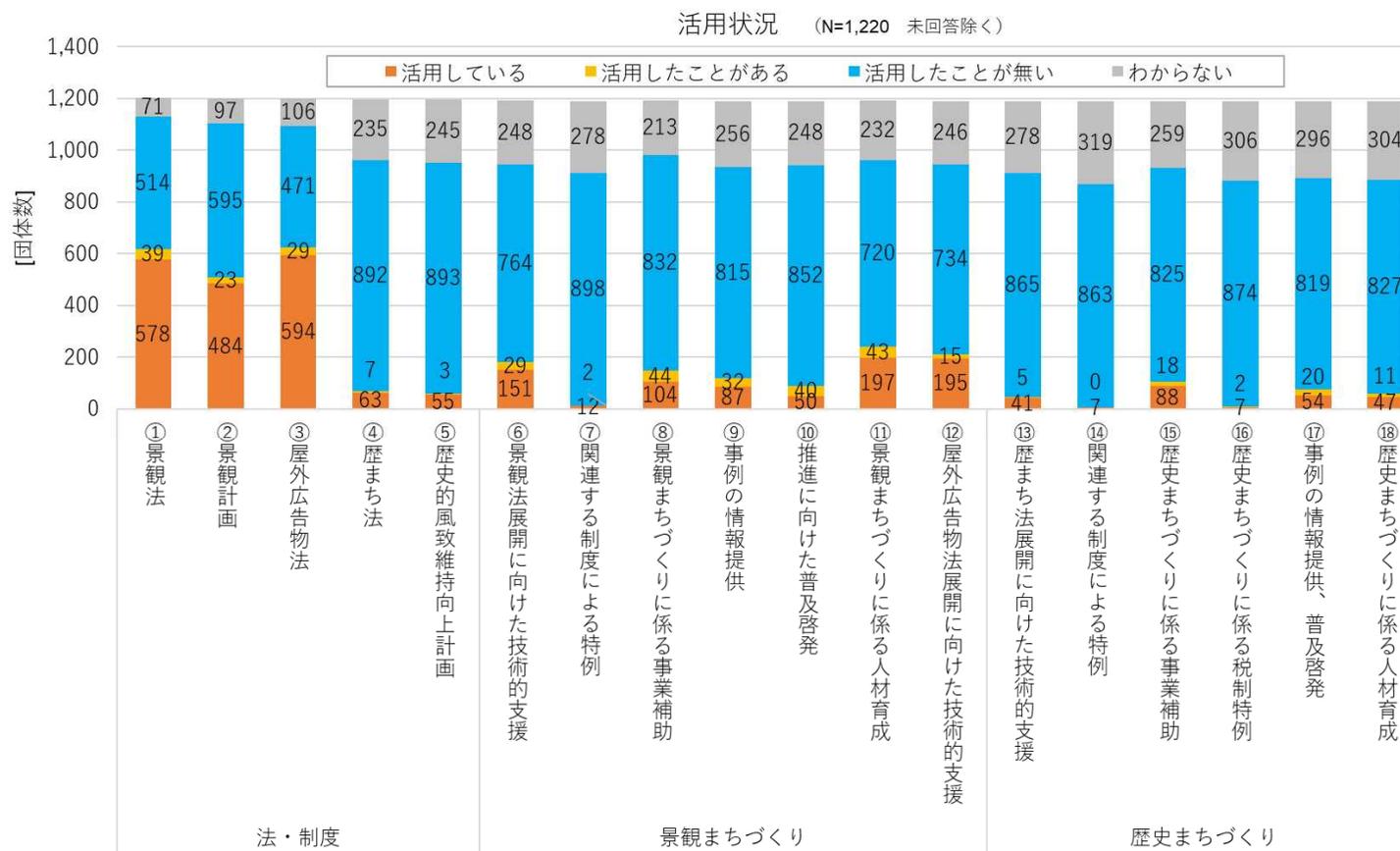
アンケートの結果概要(速報値)

⑥国の施策の活用状況

○国の施策のうち「①景観法」「②景観計画」「③屋外広告物法」の活用が高い。

○景観まちづくりでは、「⑪景観まちづくりに係る人材育成」が活用がやや多く、「⑩推進に向けた普及啓発」等の活用が少ない。

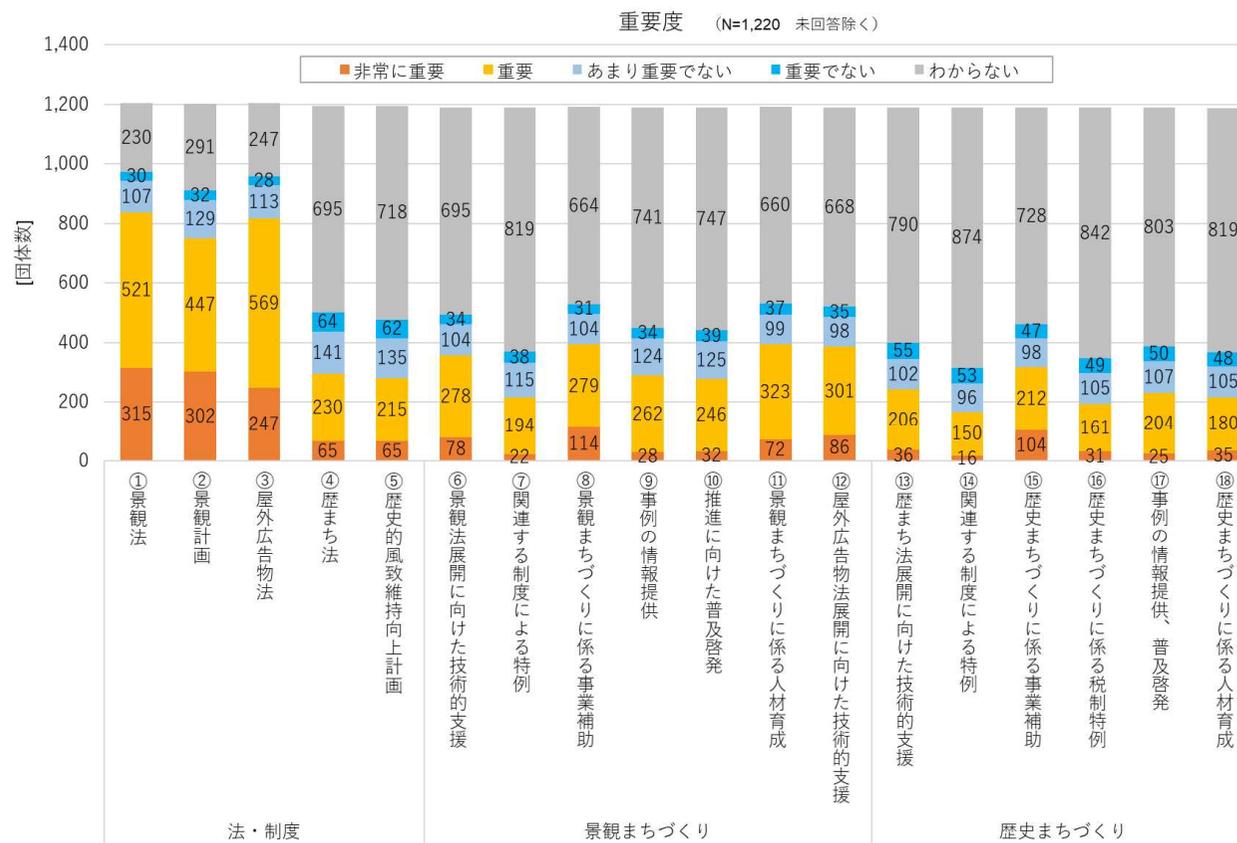
○歴史まちづくりでは、「⑮歴史まちづくりに係る事業補助」の活用がやや多く、「⑯歴史まちづくりに係る税制特例」等の活用が少ない。



アンケートの結果概要(速報値)

⑥国の施策の重要度

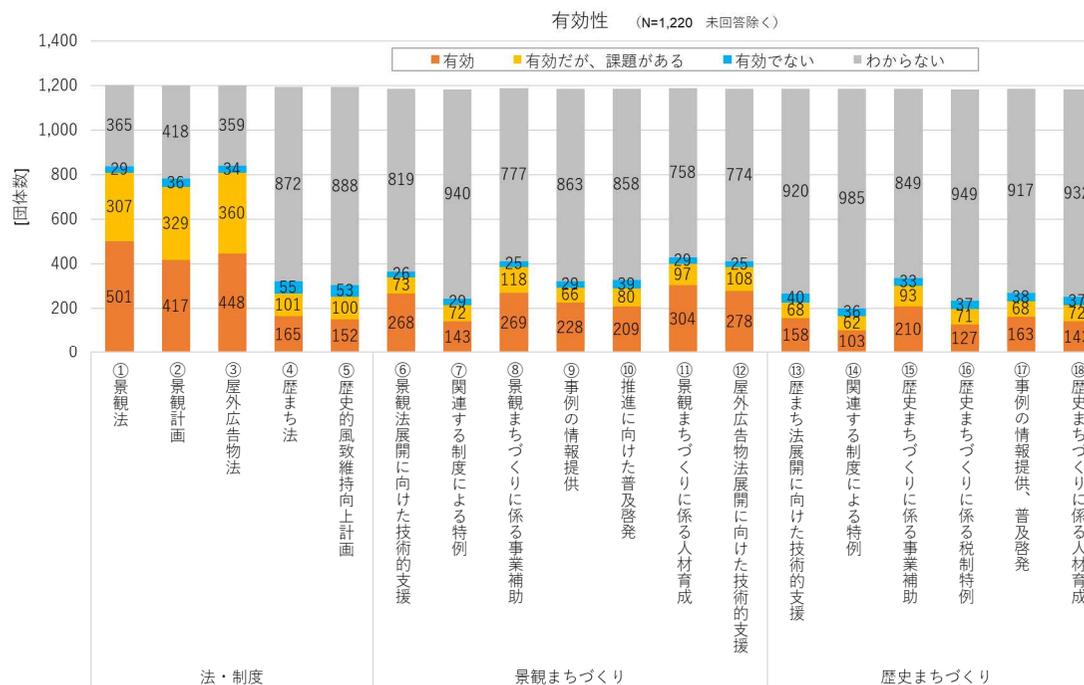
- 国の施策のうち「①景観法」「②景観計画」「③屋外広告物法」の重要度が高い。
- 景観まちづくりの重要度では、「⑪景観まちづくりに係る人材育成」「⑫屋外広告物法展開に向けた技術的支援」「⑧景観まちづくりに係る事業補助」がやや高い、一方、重要度の低さは各項目ともほぼ同数。
- 歴史まちづくりでの重要度では、「⑮歴史まちづくりに係る事業補助」がやや高い一方、重要度の低さは各項目ともほぼ同数。



アンケートの結果概要(速報値)

⑥国の施策の有効性

- 国の施策のうち「①景観法」「②景観計画」「③屋外広告物法」の有効性が高い。
- 景観まちづくりの有効性では、「⑪景観まちづくりに係る人材育成」「⑫屋外広告物法の展開に向けた技術的支援」「⑧景観まちづくりに係る事業補助」がやや高い一方、有効性の低さは各項目ともほぼ同数。
- 歴史まちづくりでの重要度では、「⑮歴史まちづくりに係る事業補助」がやや高い一方、有効性の低さは各項目ともほぼ同数。
- 有効だが課題があるものとして、景観分野では「⑧景観まちづくりに係る事業補助」「⑫屋外広告物法展開に向けた技術的支援」「⑪景観まちづくりに係る人材育成」、歴史分野では「⑮歴史まちづくりに係る事業補助」等がやや高い。



地方公共団体の施策推進の目的等による分類の一例

アンケート結果により、景観・歴史まちづくりに取り組んでいる地方公共団体(909団体)を2つの軸で分類

- ①景観・歴史まちづくりの資源の状況(市街地景観⇔自然・農村景観)
- ②景観・歴史まちづくりの目的(観光施策を重視している⇔観光以外の施策を重視している)

・分類方法

X軸：景観・歴史まちづくりの資源の状況

…値が高いほど市街地景観が主要に、低いほど自然・農村景観が主要になる

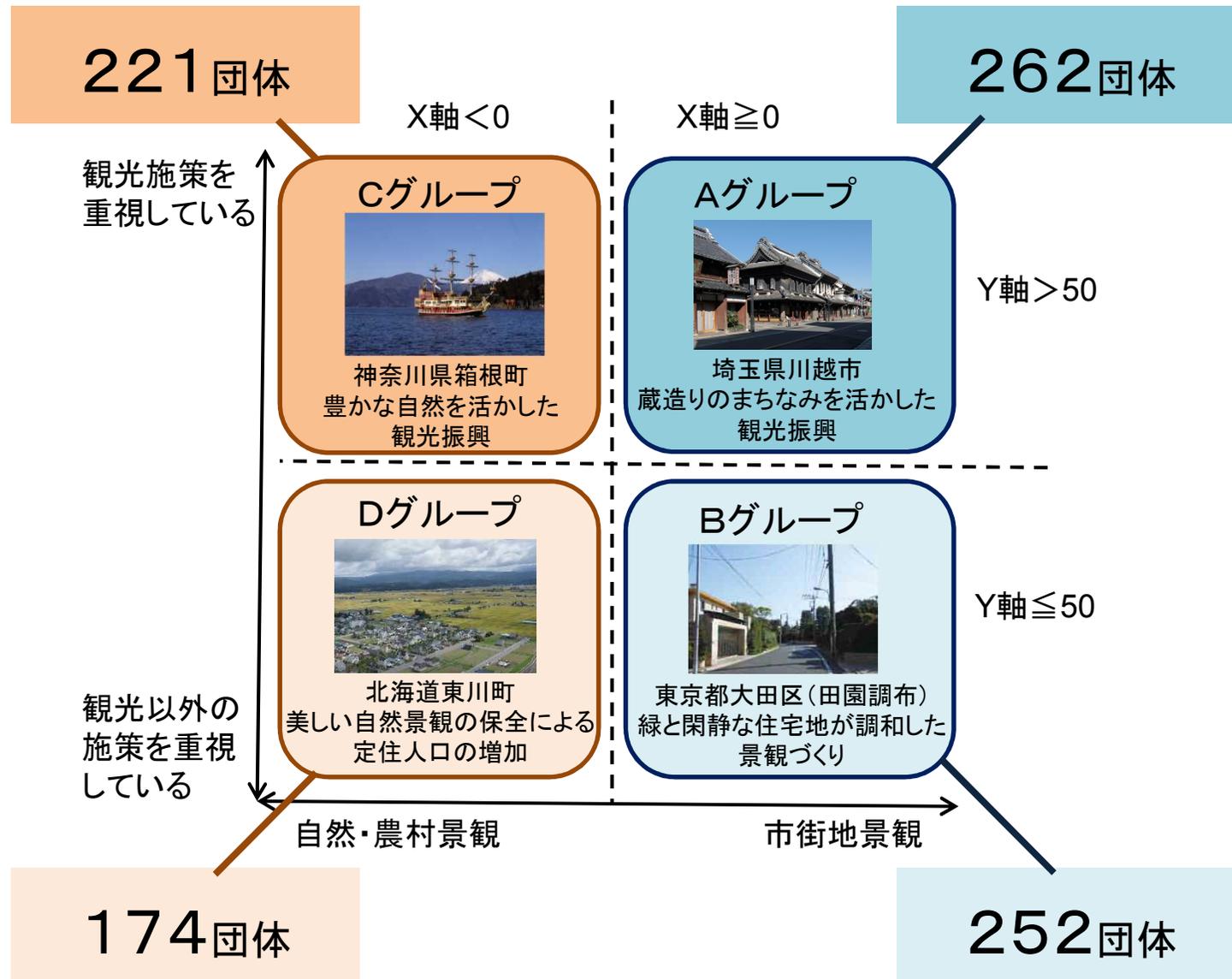
- 景観・歴史まちづくりの資源に関する設問(問1)の回答に基づき、下記の方法で加点・減点を行って各地方公共団体にスコアをつけた。
 - ・市街地の資源(歴史的な建造物や街並みなど、国指定の有形重要文化財、住宅地、商業地・商店街・賑わい)について
「特に重要な資源である」と回答 →プラス2点 「主要な資源である」と回答 →プラス1点
 - ・自然・農村の資源(山・山並み・森林、河川・湖沼、海岸・海、農村・漁村)について
「特に重要な資源である」と回答 →マイナス2点 「主要な資源である」と回答 →マイナス1点

Y軸：景観・歴史まちづくりの目的(観光施策の重視度)

…値が高いほど観光施策を重視し、低いほどその他の施策を重視

- 景観・歴史まちづくりの目的に関する設問(問3)の回答について、地方公共団体ごとに各目的(①～⑪)の重要度から「観光による地域経済の活性化」(⑦)の偏差値を計算した。

・分類結果



第4章 今後の方向性(案)

今後の方向性(案)

●とりまとめた課題に対応した今後の施策の方向性(案)

地方公共団体共通の課題や分類毎の課題の内容を分析し、計画を策定する地方公共団体の一層の拡大、計画実現のための支援施策の充実について、国の施策の方向性の検討を進める。

【計画を策定する地方公共団体の一層の拡大】

- ・政策課題に応じた景観計画の策定について、地方公共団体に対するきめ細やかな情報提供の充実
- ・政策課題に応じた好事例集やアドバイザーブックの充実 等

【計画実現のための施策の支援の充実】

- ・政策課題に応じたきめ細やかな予算支援の充実
- ・政策課題に応じた好事例集やアドバイザーブックの充実 等

参考1 委員からの主なご指摘と対応方針

委員からの主なご指摘と対応方針

番号	指摘事項	対応
①	<p>景観・歴史まちづくりの目的は地方公共団体ごとに様々なので、目的で地方公共団体を分類して検討を進めてはどうか。</p> <p>また、分類するにあたり、いくつかの軸を設けてはどうか。</p>	<p>アンケートにより地方公共団体毎の施策推進の目的を把握するとともに、人口規模等の客観的なデータを用い、観光や自然景観等の軸を設けて、地方公共団体を分類し、対応策を検討する。</p>
②	<p>国が地方公共団体に対し、十分な支援を出来ているか分析してはどうか。</p>	<p>地方公共団体へのアンケート等により、国の施策(予算、運用面の支援等)が自治体等の課題、ニーズに対して、有効であるか分析する。</p>
③	<p>アンケートと合わせて、主要な地方公共団体へヒアリングも実施した方が良い。</p>	<p>分類毎の代表的な地方公共団体に対してヒアリング等を実施し、課題やニーズを深掘りする。</p>
④	<p>いくつかの地方公共団体をピックアップして、ケーススタディを実施してはどうか。</p>	<p>分類毎の代表的な地方公共団体において、ケーススタディを実施し、どのような施策が有効であるかを検討する。</p>

参考2 参考資料

景観法、歴史まちづくり法制定の背景

高度経済成長と景観の悪化

- ・高度経済成長が進む中、景観形成の取組が行き届かず、各地で景観の乱れが進行。先進的な地方公共団体では、**自主的な景観条例**の制定等を通じて取組に努めるも、法律の後ろ盾がなく、**強制力に限界**あり。
- ・他方、国民の間に、環境問題や生活の豊かさへの関心の高まりと併せ、景観形成に対する意識が向上。住民やNPO等が地域の景観形成に参画する事例が増加する一方で、景観に関する**訴訟も増加**（いわゆる**国立マンション訴訟**等）。

<良好な景観の支障事例>



空中を覆う電線類

諸外国の主要都市に比較し
極めて低い地中化率

ロンドン・パリ	100%	} 1977年
ベルリン	99.2%	
ニューヨーク	72.1%	
東京23区	5.2%	



統一感の無い
まちなみ



場にそぐわない建築物の建設

平等院鳳凰堂(国宝・世界遺産)
の借景となったマンション開発

景観訴訟から法整備の流れ

2004.6

景観・緑地法

- ・「景観法」の制定
- ・都市緑地保全法の改正 → 「都市緑地法」
- ・屋外広告物法等の関係法整備

「美しい国づくり政策大綱」(2003.7)

・15の具体的施策を掲げ、美しい国づくりの実現に向けた取り組みを推進。

- ①事業における景観形成の原則化
- ②公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムの確立
- ③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等
- ④景観に関する基本法制の制定
- ⑤緑地保全、緑化推進策の充実
- ⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出
- ⑦屋外広告物制度の充実等
- ⑧電線類地中化の推進
- ⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討
- ⑩多様な担い手の育成と参画推進
- ⑪市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進
- ⑫地域景観の点検促進
- ⑬保全すべき景観資源データベースの構築
- ⑭各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開
- ⑮技術開発

「国立市マンション訴訟」(2000~2006)

・国立市マンション訴訟一審(2002.12)では、『地権者らは良好な景観の維持を相互に求める利益(以下「景観利益」という。)を有するに至ったと解すべきであり、この**景観利益は法的保護に値し**、これを侵害する行為は不法行為に該当する』として住民側が勝訴。

→ 以後、法廷で「景観利益」が定着。

・最高裁(2006.3)では住民側が敗訴となるが、『景観利益は法律上保護に値する』ことは認められ、その侵害に当たるといえるには、『法規の規制に違反するものであるなど、相当性を欠くことが求められる』との判断を提示。

→ 法規に基づく景観ルールが必要。

<国立市マンション訴訟の概要>

・地域住民等が、同市の通称「大学通り」に建築された高さ44mのマンションの、高さ20mを超える部分について、建築業者に対して撤去等を求め、提起したもの



歴史的風致が失われる現状

- 我が国には、城郭や神社仏閣等の**文化財**及び**文化財指定を受けていないものの歴史的な価値を有する建造物**とが相まって、歴史的なまちなみが形成されている地域が全国に存在している。
- こうした地域において、工芸品の製造販売や祭礼行事などが行われ、歴史的なまちなみと一体となって、風情、情緒、たたずまいのある良好な市街地の環境**(歴史的風致)**が形成されている。



文化財指定されている歴史的建造物は適切な保存・活用がなされている一方、それ以外の歴史的建造物については、維持管理に多くの費用がかかること、所有者の高齢化等を背景に滅失が進んでおり、**良好な歴史的風致が失われつつある。**

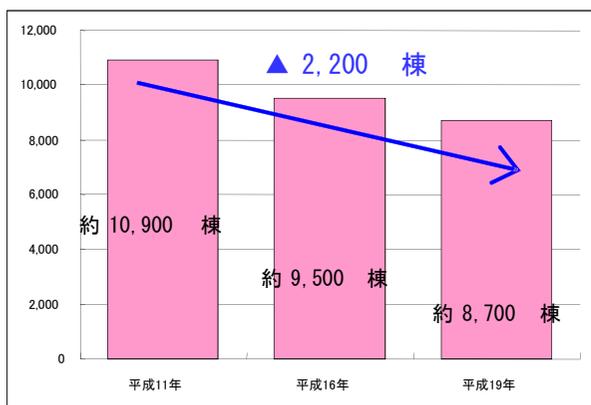


図1 金沢市のまちなかの例

8年間に、約2,200棟(全体の約20%)の歴史的な建造物が失われている。
 ※出典: 金沢市資産税課 (H19)

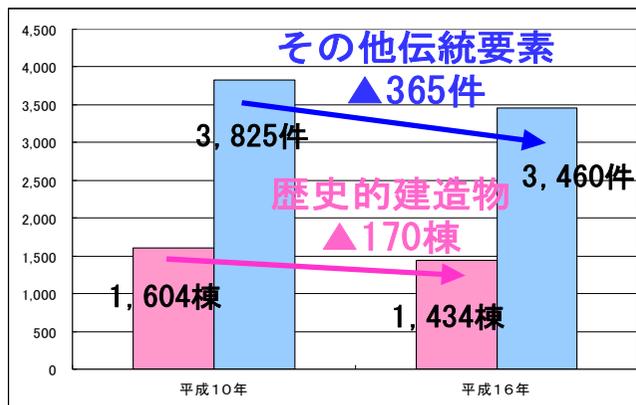


図2 萩市旧城下町地区の例

6年間に170棟(約10.6%)の歴史的な建造物が失われ、その他伝統要素(塀、垣等)では、365件(約10%)が失われている。 ※調査: 九州大学大学院芸術工学研究院環境計画部門(H16)

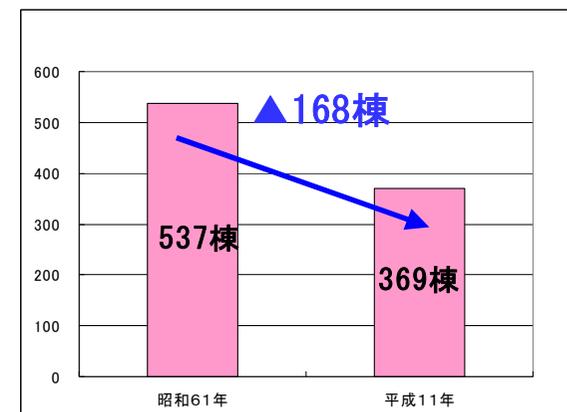


図3 台東区の例

13年間に、168棟(約31.3%)の住宅・店舗兼住宅などの戦前の住まいが失われている。
 ※調査: 東京芸術大学・台東区(H14)

景観及び歴史まちづくりのこれまでの取組

会議等を通じた啓発及び知識の普及

・各種会議、シンポジウム等での講演等

景観計画及び歴史まちづくり計画の策定促進のため、全国の自治体担当者に向けた景観・屋外広告物・歴史まちづくり主管課長会議等や各地方の協議会が主催する会議等での講演のほか、歴史まちづくり10周年記念シンポジウムの開催や景観フォーラム等での講演を通じ、制度の普及啓発を行っている。



[景観・屋外広告物・歴史まちづくり主管課長会議]



[弘前市景観フォーラム]



[歴史まちづくり10周年記念シンポジウム]

事例集の公表等を通じたノウハウの共有・ネットワーク化の推進①

・ 景観計画策定数の増加に寄与するアドバイザーブックや事例集等の公表

景観法アドバイザーブックの公表（平成24年12月）

景観計画の策定や制度の更なる活用について検討する際の参考となるように、景観法アドバイザーブックをとりまとめ、国交省ホームページにて紹介している。

景観法アドバイザーブックの目次と構成

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 01:目次と構成 | 13:景観計画の策定－景観重要建造物・樹木－ |
| 02:景観法が制定された背景 | 14:景観計画の策定－選択事項－ |
| 03:身近な景観に目を向けてみませんか | 15:景観地区と準景観地区 |
| 04:景観法の理念と制度の概要 | 16:市民と事業者の参加と協働 |
| 05:景観法の活用による良好な景観の形成 | 17:景観計画の運用－届出と審査－ |
| 06:良好な景観の形成による波及効果 | 18:景観計画の運用－事業者との協議－ |
| 07:景観計画の策定－基本的事項－ | 19:他法令との連携 |
| 08:景観計画の策定－区域の設定－ | 20:自主条例の活用 |
| 09:景観計画の策定－良好な景観の方針－ | 21:都道府県の役割 |
| 10:景観計画の策定－行為の届出－ | 22:計画の合意形成 |
| 11:景観計画の策定－景観形成基準－ | 23:意識啓発の取組み |
| 12:景観計画の策定－景観形成基準の事例－ | 24:お役立ち情報 |

・ 景観計画策定数の増加に寄与するアドバイザーブックや事例集等の公表

景観を活かしたまちづくりと効果に関する事例集の公表



○世界に誇れる日本の美しい景観・まちづくり(平成30年3月)

全国47都道府県における美しい景観とそれを支える人々の取組、さらにはその景観・取組によってもたらされたまちの賑わいや観光客の増加等の効果をとりとまとめ、国交省ホームページにて紹介している。

・ 景観計画策定数の増加に寄与する調査の実施

景観計画策定推進調査(平成30年度～)

観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定)において、「主要な観光地(原則として全都道府県・全国の半数の市区町村)において景観計画の策定を促進」と記載されていること等を踏まえ、景観計画策定団体数の増加を図るため、策定率の低い小規模な地方公共団体に対し原因分析等を行い、景観計画の策定に向けた問題点を解決する手法について調査を行う。

○景観計画の策定予定団体数について(平成30年3月時点)

2017年度末時点	+	2020年度末までに新たに策定予定	=	2020年度末時点策定予定
558団体		127団体		685団体

<参考>
全体は47都道府県、1,741市区町村
(平成28年10月時点 総務省統計局)

調査内容

景観特性(自然、歴史まちなみ等)毎に地域特性を把握し、様々な地域条件に適応可能な景観計画の実証調査を行う。**既成市街地の景観誘導が進んでいない地方公共団体等に対し原因分析を行い、その結果を踏まえ問題点を解決できる景観計画をモデル的に作成する。**

代表的な景観特性

■自然



■歴史的まちなみ



景観誘導の進まない既成市街地

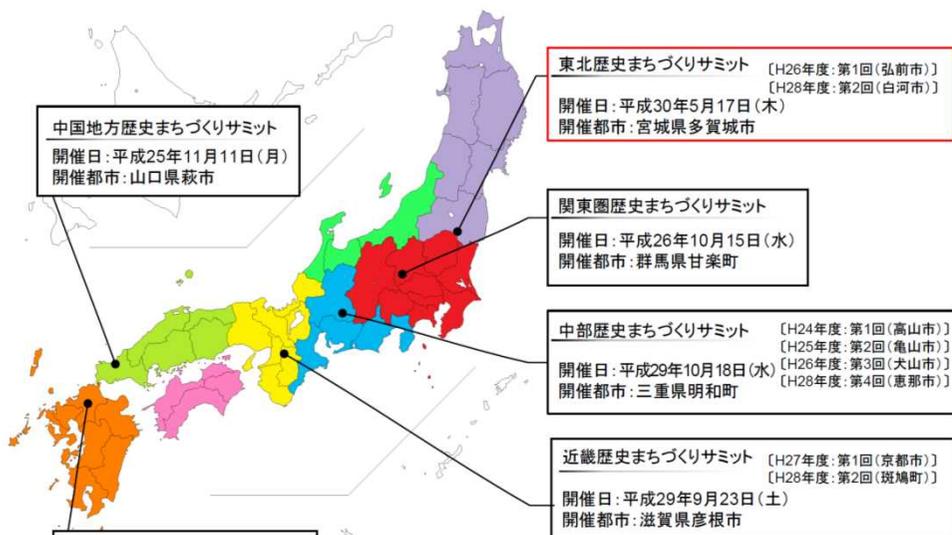


●期間: 平成30年度から3力年

・ 歴まち認定都市の広域連携・歴史まちづくりの更なる普及啓発

歴史まちづくりサミット(H24～)

○各地方整備局と認定都市の主催により、歴史まちづくりに取り組む管内の首長が一堂に介し、ノウハウの共有やネットワークの強化等を目的とした歴史まちづくりサミットを開催。



【参考】今後の歴史まちづくりサミットの開催予定

名称	開催時期	開催場所
中部歴史まちづくりサミット	平成30年10月16日	静岡県三島市
近畿歴史まちづくりサミット	平成30年11月24日	和歌山県湯浅町

歴まち情報サイト(H27.7開設)

○歴史まちづくりのアイデアやノウハウ等を全国的に共有するため、国土技術政策総合研究所のホームページにサイトを開設。歴史的風致や補助金の活用状況等が検索可能。



財政的支援による計画の実行性確保①

平成30年度予算額
国費2,620百万円

・景観計画や歴史まちづくり計画を策定した地方公共団体の取組みに対する財政的支援

景観まちづくり刷新支援事業(平成29年度～)

目的

観光立国の実現のためには、地域固有の優れた景観や歴史的な建造物等の景観資源を保全・活用するとともに、人々が快適に移動することができるような空間・環境づくりを推進することが重要である。そのため、我が国に存在する良好な景観資源の保全・活用による都市の魅力向上、地域活性化を図るため、目に見える形での景観形成を促進する景観まちづくり刷新モデル地区を10地区指定し、集中整備により3年間でまちの景観を刷新する。

事業内容

- ◆ 事業主体：地方公共団体又は地方公共団体を構成員に含む協議会
- ◆ 対象事業：国が指定した「景観まちづくり刷新モデル地区」内で事業実施主体が行う事業のうち、以下の事業メニューに該当するもの
- ◆ 補助率：予算の範囲内で各事業の1/2以内
- ◆ 事業期間：原則として3年間

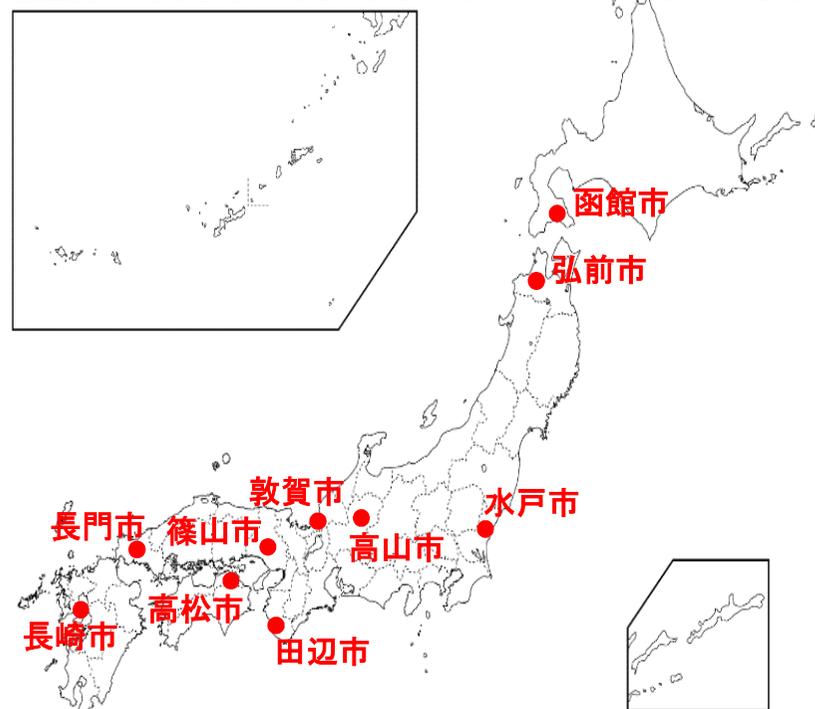
※交付金ではなく、補助事業

■事業メニュー

- (1) 景観資源の保全・活用に関する事業
外観修景、歴史的建造物等の保存、城址公園の整備、ガードレール・路面等の美装化、街路樹の整備 等
- (2) 景観まちづくりに必要なインフラの整備
散歩道、広場、駐車場、交通結節点、視点場(展望台)の整備 等



[景観刷新のイメージ]



● 予算額(国費) : 2,500百万円(平成29年度)

財政的支援による計画の実行性確保②

・ 景観計画や歴史まちづくり計画を策定した地方公共団体の取組みに対する財政的支援

集約促進景観・歴史的風致形成推進事業(平成26年度～)

都市における一定規模の人口を確保等するために、景観や歴史文化といった地域資源に着目した魅力ある地域づくりに資する取組への支援を行うことで、地域内外からの人口交流による地域の賑わい等の創出や居住人口の集約を促進させ、地域活性化を図る。

■対象地域

下記の1の区域要件に該当し、かつ2又は3のいずれかに該当する区域等※1

- 1 居住等機能誘導に資する区域(下記のいずれかの地域)
 - イ 居住誘導区域又は都市機能誘導区域(人口密度40人/ha)
 - ロ 既成市街地^{※2}内であって、鉄道・地下鉄駅から半径1km内又はバス・軌道の停留所から半径500m内の区域(立地適正化計画未策定都市に限る)
 - ハ 観光資源等^{※3}を活かして地域活性化を推進する区域(郊外部)(但し、実施主体は景観計画策定団体に限る)
- 2 景観計画区域
- 3 歴史的風致維持向上計画の重点区域
- 4 景観まちづくり刷新モデル地区

※1 「■支援内容③及び⑥」の事業を実施する場合には3の区域、景観まちづくり刷新支援事業を実施する場合には4に該当する区域。

※2 市街化区域又は非線引き用途地域をいう。 ※3 地方公共団体によって策定された計画に位置づけのある地域資源等で、都市のコンパクト化に効果を有するものをいう。

※4 景観まちづくり刷新モデル地区に指定された地区をいう。

■支援内容(集約促進景観・歴史的風致形成推進計画の策定が必要。)

- | | |
|---|---|
| ① 景観を阻害する建造物の除却 | ⑥ 景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の利活用及びそのためのコーディネート活動 |
| ② 景観を阻害する屋外広告物の除却 | ⑦ 伝統工法を現代工法の組合せによる歴史的風致形成建造物等のモデル施工 |
| ③ 易操作性の消火栓、放水銃等の防火設備の整備 | ⑧ 車両乗り入れ禁止やシェアサイクルの導入など景観やまちなみを楽しむための社会実験 |
| ④ 景観・歴史的風致形成に向けたデザインルール又はガイドライン等の検討 | ⑨ 景観まちづくりのPR・広報活動 |
| ⑤ 住民等の啓発又は合意形成を図るための活動若しくは専門技術者等の人材育成を図るための活動 | |

☆③の直接補助のみ補助率1/2。他の補助率は1/3

●予算額(国費) : 350百万円(平成26年度)、290百万円(平成27年度)、242百万円(平成28年度)、200百万円(平成29年度)

財政的支援による計画の実行性確保③

平成30年度予算額
社総交(888,572百万円)の内数

・景観計画や歴史まちづくり計画を策定した地方公共団体の取組みに対する財政的支援
社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画備事業)による支援(平成20年度～)

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 歴史的風致維持向上計画の認定都市では、一定の要件を満たす場合において、土塁・堀跡の整備等を支援対象に追加するとともに、国費率の上限を40%から45%に嵩上げ。

長野県東御市においては、海野宿伝統的建造物保存地区内の道路美装化を実施した。



整備前



整備後

財政的支援による計画の実行性確保④

平成30年度予算額
社総交(888,572百万円)の内数

・景観計画や歴史まちづくり計画を策定した地方公共団体の取組みに対する財政的支援
社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)による支援(平成20年度～)

- 住環境の整備改善を必要とする区域において、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等、住環境の整備改善を行う地方公共団体等を支援。
- 歴史的風致維持向上計画の認定都市では、歴史的風致形成建造物の修理、買取り、移設、復原が支援対象を追加(国費率:市町村等1/2、民間事業者等1/3(間接補助))
※間接補助の場合は、10年以上の一般公開を行うことが条件となる。

広島県竹原市においては、江戸末期に建てられた酒蔵(藤井酒造)を歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理を実施した。

※藤井酒造は、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区に隣接



修理前



修理後

財政的支援による計画の実行性確保⑤

平成30年度予算額
社総交(888,572百万円)の内数

・ 景観計画や歴史まちづくり計画を策定した地方公共団体の取組みに対する財政的支援
社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)による支援(平成20年度～)

- 地域の歴史・文化遺産を保全・活用したまちづくりを推進するため、地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援。
- 歴史的風致維持向上計画の認定都市では、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを支援対象に追加(国費率:1/2)

石川県金沢市においては、石川門の保存修理、河北門と橋爪門の復原により、明治期に焼失して以来134年ぶりに金沢城三御門が往事の姿を取り戻している。



金沢城公園



本年3月に復原された橋爪門

財政的支援による計画の実行性確保⑥

平成30年度予算額
国費 67百万円

・景観計画や歴史まちづくり計画を策定した地方公共団体の取組みに対する財政的支援
歴史的風致活用国際観光支援事業による支援(平成27年度～)

○歴史的風致維持向上計画の認定都市において、訪日外国人の受入環境整備を図るため、ソフト・ハード両面の取組に対して総合的に支援することにより、歴史的風致を活用した都市の魅力の向上、賑わいの創出を図り、地域活性化を実現。(国費率:市町村等1/2、民間事業者等1/3(間接補助))

岐阜県高山市においては、地域の歴史・文化について紹介する「飛騨・高山まちの博物館」において、展示内容を解説するパンフレットの多言語化、外国語による展示物等の解説を行うためのボランティアガイドを対象とした外国語講座を実施。



パンフレットの多言語化



ボランティアガイドを対象とした外国語講座

●予算額(国費): 120百万円(平成27年度)、85百万円(平成28年度)、67百万円(平成29年度)

政府の方針への位置付け

○観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定）

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- **主要な観光地（原則として全都道府県・全国の半数の市区町村）において景観計画の策定を促進**し、地域の魅力を増進、創出するため、景観法（平成16年法律第110号）に基づく制度の効果的な活用のあり方や先進事例に関する情報提供といった取組を行うとともに、法にある基本理念の普及や良好な景観形成に関する国民の意識向上を目的とした各種の啓発活動、多様な主体の参加を図るための景観に関する教育、専門家の育成といったソフト面での各種支援策について充実を図る。
- 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。）に基づき、文部科学省、農林水産省、国土交通省の連携により、**歴史的風致維持向上計画の策定を推進**し、文化財を核とした良好な市街地の環境の維持・向上を図る。

○観光ビジョン実現プログラム（平成30年6月観光立国推進閣僚会議）

- 主要な観光地において**景観計画**や**歴史的風致維持向上計画の策定を促進**し、**景観の優れた観光資源の保全・活用による魅力ある観光地づくり**を推進する。
- **景観まちづくり刷新支援事業等**を活用し、**景観まちづくり刷新モデル地区**へ重点支援することで、**景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上**を図る。
- 地域に残る**古民家等の歴史的資源**を上質な宿泊施設やレストランに改修し、**観光まちづくりの核として再生・活用**する取組を、重要伝統的建造物群保存地区や**歴史的風致維持向上計画認定都市**、農山漁村地域を中心に2020年までに全国200地域で展開する

○未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）

- 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上
平成32年を目途に**全国の主要な観光地で景観計画の策定を推進**するなど、**景観まちづくりを進める**ほか、無電柱化推進計画に基づき、低コスト手法等も活用しつつ、無電柱化を推進する。

アンケート調査表

1. 景観・歴史まちづくりの資源について

【景観・歴史まちづくりの資源】

問1 貴自治体において、景観及び歴史まちづくりの主要な資源は次のうちどれですか。下記に挙げる①～⑯の例で該当するものに「○:主要な資源である」をつけてください。また、中でも特に重要な資源と思われるものには「◎:特に重要な資源である」をつけてください。なお、「◎:特に重要な資源である」を選択できるのは3項目までとします。

景観・歴史まちづくりの資源		該当状況 ◎:特に重要な資源である ○:主要な資源である
①	山・山並み・森林	
②	河川、湖沼	
③	海岸、海	
④	農村、漁村	
⑤	歴史的な建造物や街並みなど 例)城下町、宿場町、歴史のある寺社仏閣、史跡、名勝、ほか	
⑥	国指定の有形重要文化財 例)重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、重要伝統的建造物群保存地区	
⑦	住宅地 例)下町、既成市街地、計画住宅地、ニュータウン	
⑧	商業地・商店街・賑わい	
⑨	オフィス街・官庁街	
⑩	工業地	
⑪	道路・沿道	
⑫	鉄軌道・沿線	
⑬	塔、橋梁	
⑭	公園・緑地	
⑮	眺望	
⑯	お祭り(祭礼)、伝統的な風習、イベント	

※フルダウ
より選択

また、上記の選択肢以外で、貴自治体において景観及び歴史まちづくりの主要な資源があれば下記の回答欄に記入してください。

※自由記述

2. 景観・歴史まちづくりの取組みについて

【景観・歴史まちづくりの取組み内容】

問2 貴自治体の景観・歴史まちづくりの取組みについて、取組み毎の状況を下記の選択肢より選んでください。

具体的な取組み内容		取組みの状況
		◎：既に取り組んでおり、今後も充実させる予定 ○：既に取り組んでいる △：現在、取り組んでいないが、今後、取り組む予定 ×：現在、取り組んでおらず、今後も取り組む予定はない
景観まちづくり	① 自治体独自で建築物等の景観誘導を行っている (自治体独自の景観計画や景観条例など)	◎：既に取り組んでおり、今後も充実させる予定
	② 特定の区域で重点的に景観づくりに取り組んでいる (景観地区、景観形成重点地区など)	
	③ 自治体独自で屋外広告物の誘導を行っている (自治体独自の屋外広告物条例やガイドラインなど)	
歴史まちづくり	④ 歴史・文化を保有する町並み・集落等の保存・保全を、地区指定等によって行っている (伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観、歴まち重点区域、歴史的風致維持向上地区計画など)	
	⑤ 公共所有ではない歴史的建造物、史跡、名勝等の保全活用に取り組んでいる	
	⑥ 地域の伝統行事(祭礼)や産業・文化活動の維持・継承に向けて、調査、記録、活動の助成制度等に取り組んでいる	
普及啓発	⑦ 住民等による景観・歴史まちづくり活動を支援する仕組みがある (まちづくり条例等による住民活動支援など)	
	⑧ 過去3年間(平成27～29年度)に、景観・歴史まちづくりの意識啓発のための講演会やイベントを実施した	
事業	⑨ 道路整備など公共事業を行う際、景観への配慮を積極的に実施している	
	⑩ 国等の補助事業を活用し、地域の景観特性に調和した施設整備を行っている (社会資本総合交付金(都市公園等事業、街なみ環境整備事業)など)	
都道府県による支援	⑪ (都道府県のみ) 管内市区町村を対象に、都道府県主催による景観・歴史まちづくりに係る勉強会等を実施している。	
	⑫ (都道府県のみ) 専門人材の派遣等により管内市区町村への人的支援を行っている。	
	⑬ (都道府県のみ) 景観・歴史まちづくりに係る事業等により管内市区町村への財政的支援を行っている。	
	⑭ (都道府県のみ) 管内の複数の市区町村と協議会等を組織する等により広域景観の形成に係る取組みを推進している。	

【景観・歴史まちづくりの目的】

問3 <問2で、何らかの景観・歴史まちづくりの取組みに「◎:既に取組んでおり、今後も充実させる予定」「○:既に取組んでいる」「△:現在、取組んでいないが、今後、取組む予定」のいずれかを選択した自治体にお聞きます>

貴自治体において、下記に挙げるような景観・歴史まちづくりの目的を、どの程度重視していますか。①～⑪のすべての目的について、重視している度合いを1～5の5段階で回答してください。(数字が大きいほど重視の度合いが大きいと考えます)

また、『重視の度合い』について「3」「4」「5」を選択した場合、景観・歴史まちづくりの目的に応じた取組みの状況を選択肢より選んでください。

景観・歴史まちづくりの目的		重視の度合い 1～5の5段階 (数字が大きいほど重視)	目的に応じた取組みの状況 ◎:既に取組んでおり、今後も充実させる予定 ○:既に取組んでいる △:現在、取組んでいないが、今後、取組む予定 ×:現在、取組んでおらず、今後も取組む予定はない
①	秩序ある都市や市街地、街並みの形成		
②	田園や農山漁村集落景観の維持・保全		
③	自然景観の維持・保全		
④	歴史的な環境の保全・形成	回答①～⑪のすべてにしてください	
⑤	眺望景観の保全		
⑥	中心市街地活性化・賑わいの創出		
⑦	観光による地域経済の活性化		
⑧	地域への誇りや愛着(シビックプライド)の醸成		
⑨	地域の個性や特性の尊重		
⑩	地域の伝統行事(祭礼)や産業・文化活動の維持・継承		
⑪	良好なコミュニティの維持・形成		

【取組みの体制】

問4 <問2で、何らかの景観・歴史まちづくりの取組みについて「◎：既に取り組んでおり、今後も充実させる予定」「○：既に取り組んでいる」「△：現在、取り組んでいないが、今後、取り組む予定」と答えた自治体にお聞きます>

貴自治体において、現在景観・歴史まちづくりを担当する部署および担当者の人数(専任・兼任別)、景観・歴史まちづくりに関する職務の平均経験年数をお答えください。担当者の人数については、そのうち専門職種(景観・歴史まちづくりとの関連性のある職種)の人数についてもお答えください。

※担当部署が複数ある場合は、全ての部署を記載してください。

※景観まちづくりと歴史まちづくりを分けて回答することが難しい場合、「合計」列にまとめて記載してください。

担当部署		景観まちづくり	歴史まちづくり	合計 *左欄への記入が難しい場合	
担当者の人数	専任	人	人		人
	うち 専門職種	人	人		人
	兼任	人	人		人
	うち 専門職種	人	人		人
職務の平均経験年数		年	年		年

※自由記述

問5 <問2で、何らかの景観・歴史まちづくりの取組みについて「◎：既に取り組んでおり、今後も充実させる予定」「○：既に取り組んでいる」「△：現在、取り組んでいないが、今後、取り組む予定」と答えた自治体にお聞きます>

貴自治体において、景観及び歴史まちづくりの分野における職員の専門性を高めるために、どのような取組みを実施していますか。下記の取組み例のうち、該当するものすべてに「○：取り組んでいる」をつけてください。

職員の専門性を高めるための取組み内容	取組みの有無 ○：取り組んでいる
① 頻繁な異動がないように配慮している	
② 景観・歴史まちづくりに関する職務の経験年数が長くなるように配慮している	
③ 専門的な知識を持った職員を採用している	
④ 外部の専門家を活用している(審議会等からの意見聴取、業務委託など)	
⑤ 人材育成のための研修や勉強会等を定期的に行っている	
⑥ その他 ※内容を下記に具体的にお答えください	

【庁内横断的な体制】

問6 貴自治体では、景観に関する庁内横断的な体制を整備していますか。該当するものを選択肢より選んでください。

景観に関する庁内横断的な体制		
①： 景観に関する庁内横断的な体制がある		①：景観に関する庁内横断的な体制がある
②： 景観に限定したものはないが、景観を対象に含むまちづくり等に関する庁内横断的な体制がある		
③： 特にない		

→ 問7へお進みください。

問7 <問6で、「①：景観に関する庁内横断的な体制がある」または「②：景観に限定したものはないが、景観を対象に含むまちづくり等に関する庁内横断的な体制がある」選んだ自治体にお聞きます> 庁内横断的な体制についてあてはまるものに「○：整備されている」をつけてください。

庁内横断的な体制の形		体制の整備状況 ○：整備されている
①	景観について庁内での横断的な連絡・調整を行う仕組み (例) 連絡会議	
②	公共事業のデザイン等について横断的に調整する仕組み (例) デザイン調整会議、景観専門監	
③	その他 ※内容を下記に具体的にお答えください	

【取組みの課題】

問8 貴自治体が景観・歴史まちづくりに取組んだり、検討したりする上で、課題となっている点は何ですか。下記の選択肢で該当するものについて「○：課題になっている」をつけてください。また、中でも特に重要なものには「◎：特に重要な課題になっている」をつけてください。なお、「◎：特に重要な課題になっている」を選択できるのは3項目までとします。

景観・歴史まちづくりの取組みの課題		課題の有無 ◎：特に重要な課題になっている ○：課題になっている
①	財源が確保できない	
②	マンパワーの不足	
③	専門的な知識や技術の不足	
④	景観・歴史まちづくりよりも優先度の高い他の施策がある	
⑤	庁内で取組みに対する関心が無い	
⑥	関係部署の協力や理解が得られない	
⑦	相談できる相手がいない(庁外)	
⑧	地域の担い手が不足している	
⑨	地域住民の関心が無い	
⑩	地域住民の協力や理解が得られない	
⑪	その他 ※内容を下記に具体的にお答えください	

3. 国の景観・歴史まちづくり施策に関する評価について

【施策の認知度、活用状況、重要度、有効性】

問9 国が取組んできた施策についてお聞きします。貴自治体において、下記の施策に対する認知度、活用状況、重要度、有効性についてあてはまるものを、選択肢の中から選んでください。また、各施策について、改善に向けてご意見があれば記述ください。

施策		認知度	活用状況	重要度	有効性	施策について、改善に向けてご意見があれば記述ください。(自由記述)	
法・制度	景観法	◎：知っている ○：名前は聞いたことがある ×：知らない	◎：活用している ●：活用したことがある (今は活用していない) ×：活用したことが無い —：わからない	4：非常に重要 3：重要 2：あまり重要でない 1：重要でない —：わからない	3：有効 2：有効だが、課題もある 1：有効でない —：わからない		
	景観計画						
	屋外広告物法						
	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律						
	歴史的風致維持向上計画						
支援ツール	景観まちづくり	景観法に基づく制度の円滑な展開に向けた技術的支援(※1)					
		関連する制度による特例(※2)					
		景観まちづくりに係る事業補助(※3)					
		良好な景観まちづくりに係る事例の情報提供(※4)					
		魅力的な景観まちづくりの推進に向けた普及啓発(※5)					
		景観まちづくりに係る人材育成(※6)					
		屋外広告物法に基づく制度の円滑な展開に向けた技術的支援(※7)					
	歴史まちづくり	歴史まちづくり法に基づく制度の円滑な展開に向けた技術的支援(※8)					
		関連する制度による特例(※9)					
		歴史まちづくりに係る事業補助(※10)					
		歴史まちづくりに係る税制の特例措置(※11)					
		良好な歴史まちづくりに係る事例の情報提供、普及啓発(※12)					
		魅力的な歴史まちづくりの推進に向けた人材育成(※13)					

アンケート調査票⑦

- ※1 景観法運用指針 (http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000038.html)、
景観法アドバイザーブック (http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000011.html) 等
- ※2 景観重要建造物である建築物に係る建築基準法の特例(建築基準法第85条の2)、
景観重要建造物における相続税の適正評価 等
- ※3 社会資本総合交付金(街なみ環境整備事業等)、
集約促進景観・歴史的風致形成推進事業 (http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000033.html)
景観まちづくり刷新支援事業 (http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000043.html) 等
- ※4 世界に誇れる日本の美しい景観・まちづくり (<http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/keikanjireisyu2018.html>)、
歴史・文化、みどり、まちなみを活かしたまちの魅力づくり(パンフレット)
国土交通省HP景観ポータルサイト (http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000016.html) 等
- ※5 モデルプログラム等の提供による景観まちづくり教育 (<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/index.htm>)、
都市景観大賞 (http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000022.html) 等
- ※6 国土交通大学校での研修、景観行政セミナー 等
- ※7 屋外広告物条例ガイドライン
- ※8 歴史まちづくり法基本方針・運用指針 (http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_mn_000002.html)
- ※9 土地改良施設である農業用排水施設の管理の特例(歴史まちづくり法第22条)、
電線共同溝を整備すべき道路の指定の特例(同法第30条) 等
- ※10 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業、都市再生整備計画事業、都市公園事業)・歴史的風致活用国際観光支援事業
(<http://www.mlit.go.jp/common/001230801.pdf>)
- ※11 歴史的風致形成建造物における相続税の適正評価 等
- ※12 歴史まちづくり法に基づく5年間の取り組み成果 (<http://www.mlit.go.jp/common/001035433.pdf>)、
歴史的風致維持向上推進等調査 (<http://www.mlit.go.jp/common/001230801.pdf>)、
歴まち情報サイト (<http://www.nilim.go.jp/lab/ddg/rekimachidb/index.html>)、歴史まちづくりサミット
- ※13 国土交通大学校での研修、歴史的風致維持向上計画認定都市担当者会議 等

下水道施策

平成30年10月
国土交通省

目 次

第1章 評価の概要

1. 評価の目的、必要性
2. 対象政策
3. 評価の視点
4. 評価手法
5. 第三者の知見の活用

第2章 下水道事業の沿革

(1) 国における下水道施策の変遷

- ・下水道施策の目的や法制度等の経緯、下水道に係る整備計画等の変遷について述べる。

(2) 目的の達成(実績と評価)

- ・下記の事業目的を達成するためのこれまでの取組内容及び実績と評価を述べる。
 - (1) 雨水排除・浸水防除
 - (2) 公衆衛生・生活環境の改善
 - (3) 公共用水域の水質保全

(3) 下水道事業を取り巻く環境変化に対応した施策

1. 下水道事業を取り巻く環境の変化

- ・下水道整備を進めてきた結果、今日の下水道事業が直面している課題を整理する。

- (1) 下水道経営の課題(人口減少による収入減、職員減少による技術力低下、施設老朽化)
- (2) 激甚化する降雨への対応

2. 環境変化を踏まえた施策と評価

- ・1. 下水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえて実施中の下記施策について、施策毎の評価を実施する。

① 老朽化対策

- ・これまで実施した下水道の老朽化対策の取組について、データ等を用いて分析し、施策を評価する。

② 汚水処理の最適化、広域化・共同化の推進

- ・これまで実施した下水道の広域化・共同化の取組について、データ等を用いて分析し、施策を評価する。

③ 官民連携の推進

- ・これまで実施した下水道の官民連携の取組について、データ等を用いて分析し、施策を評価する。

④ 新技術導入の推進

- ・これまで実施した下水道のICT活用などの新技術導入の取組について、データ等を用いて分析し、施策を評価する。

⑤ 資源・施設の有効利用の推進

- ・これまで実施した下水道の資源・施設の有効利用に関する取組について、データ等を用いて分析し、施策を評価する。

⑥ 浸水対策

- ・これまで実施した下水道の浸水対策の取組について、データ等を用いて分析するとともに、気候変動を踏まえた上で施策を評価する。

第3章 今後の方向性

- ・第2章における評価や政策評価会、個別指導での議論を踏まえ、今後の取組の方向性について述べる。

(評価書の要旨)

テーマ名	下水道施策	担当課 (担当課長名)	水管理・国土保全局 下水道部下水道企画課 (山田 哲也)
評価の目的、 必要性	人口減少等に伴う厳しい経営環境、執行体制の脆弱化、施設の老朽化など、下水道が抱える課題は深刻度を増しており、下水道事業の持続性を確保する観点から、これまでの下水道に求められた役割や社会的貢献の変遷を踏まえて、今後の施策を考える必要がある。そのため、本レビューでは、これまでに講じてきた下水道に関する施策、及び顕在化した課題の解決に向けた取組について整理し、今後の施策に反映することを目的とする。		
対象政策	国土交通省がこれまでに講じてきた下水道に関わる施策		
政策の目的	従前から取り組んでいる雨水及び汚水の排除、公共水域の水質保全に加え、人口減少等に伴う厳しい経営環境、執行体制の脆弱化、施設の老朽化など、下水道が抱える課題解決に向けた持続性の確保を図る。		
評価の視点	これまでの取組について整理しつつ、下水道事業をとりまく環境の変化により生じている課題への対応について評価し、今後の方向性をまとめる。		
評価手法	統計データや下水道管理者（地方公共団体）から収集したアンケート調書等を基に、施策の実施・目的の達成状況や取組を総括的に整理。		
評価結果	調書等により、地方公共団体における各種取組の情報収集やフォローアップを実施し、内容を分析しているところ。		
政策への 反映の方向	各施策の取組状況や実施効果を分析した結果から、既存施策の改善策につなげ、下水道施策を推進。		
第三者の 知見の活用	国土交通省政策評価会等における、本テーマに対する意見及び個別指導の際の助言等を活用。		
実施時期	平成 29 年度～平成 30 年度		

政策レビュー 「下水道施策」

水管理・国土保全局

第1章 評価の概要

評価の概要

評価の目的、必要性

人口減少等に伴う厳しい経営環境、執行体制の脆弱化、施設の老朽化など、下水道が抱える課題は深刻度を増しており、下水道事業の持続性を確保する観点から、これまでの下水道に求められた役割や社会的貢献の変遷を踏まえて、今後の施策を考える必要がある。そのため、本レビューでは、これまでに講じてきた下水道に関する施策、及び顕在化した課題の解決に向けた取組について整理し、今後の施策に反映することを目的とする。

対象政策

下水道施策

評価の視点

これまでの取組について整理しつつ、下水道事業をとりまく環境の変化により生じている課題への対応について評価し、今後の方向性をまとめる。

評価手法

統計データや下水道管理者（地方公共団体）から収集した調書等を基に、施策の実施・到達状況や取組を総括的に整理。

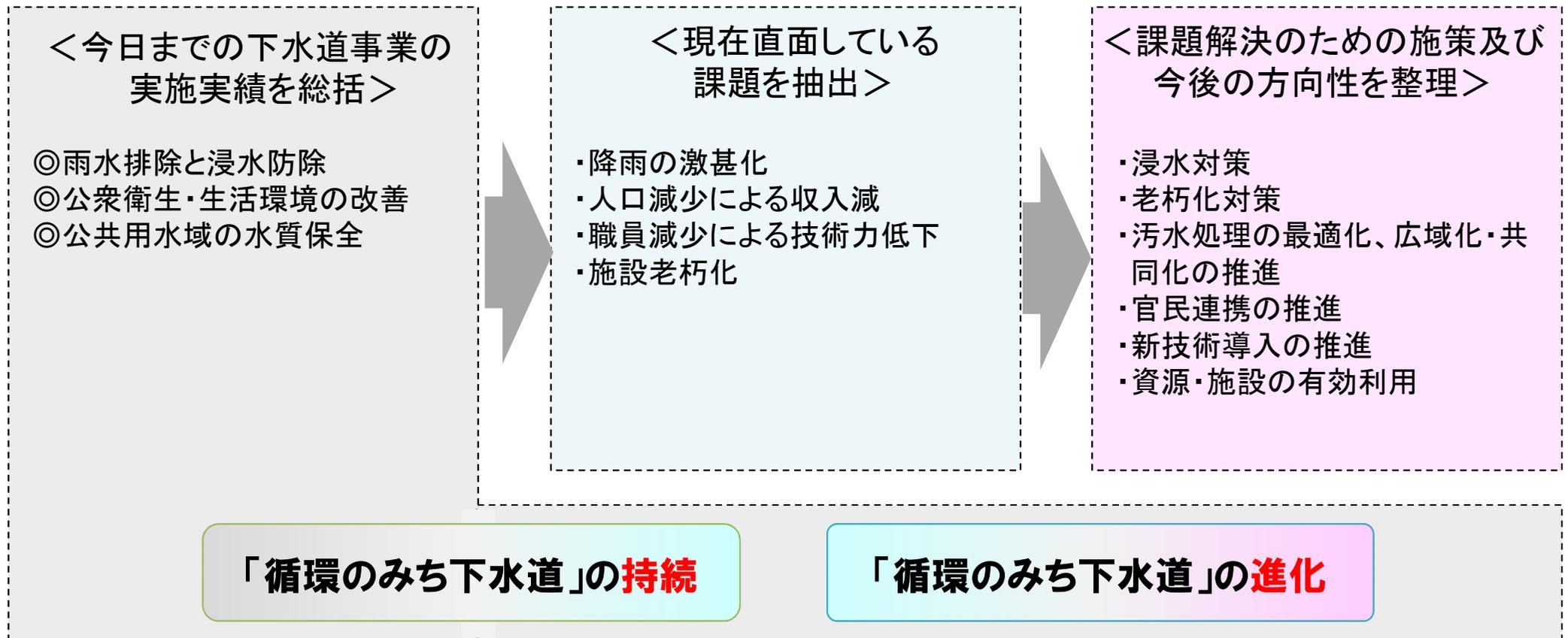
第三者の知見の活用

国土交通省政策評価会等における、本テーマに対する意見及び個別指導の際の助言等を活用する。

政策レビューの対象

- 本政策レビューの対象は、国交省(旧建設省を含む)の下水道施策全般。
- 本政策レビューでは、これまでの施策の実施実績、現在抱えている課題、課題解決のための施策実施状況及び今後の方向性につき、総括的に整理。
- なお、下水道事業は地方公共団体の業務であり、国の役割である、①法整備等の制度構築、地方公共団体への②財政的支援及び③技術的支援を中心に整理。

【政策レビュー評価書 構成案】



第2章 下水道事業の沿革

(1) 国における下水道施策の変遷

下水道の目的

- 下水道は、**雨水及び汚水を排除**することを目的として事業が開始。
- 昭和45年には**公共用水域の水質保全**が目的に追加され、事業実施にあたっては終末処理場の設置が必要。

浸水防除



大阪府寝屋川市
(平成24年8月)



雨水貯留管の整備

都市に降った**雨の排除**により、**浸水被害を防除**。その便益は不特定多数の人々に及ぶ。

公衆衛生の向上



市街地に汚水が滞留しないよう、**汚水を排除**し、**公衆衛生を確保**。その便益は不特定多数の人々に及ぶ。

公共用水域の水質保全

▼ 紫川（北九州市）の事例



下水道普及前（昭和50年代前半）



下水道普及後（平成27年）

汚水を適切に処理することで、**河川、海域等の水質を保全**。その便益は、不特定多数の人々に及ぶ。

下水道法制度の変遷

背景

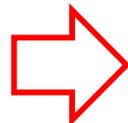
下水道法令

コレラの流行、浸水被害



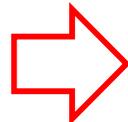
明治33年3月
旧下水道法制定
・「土地の清潔の保持」を目的に規定

生活環境への関心の高まり



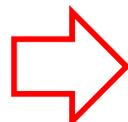
昭和33年3月
新下水道法制定
・「都市の健全な発達」「公衆衛生の向上」を目的に規定

河川、海等の水質の悪化



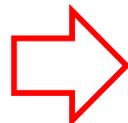
昭和45年12月
下水道法制定
・「公共用水域の水質保全」を目的に規定
・処理場の設置を義務化
・流域別下水道整備総合計画の創設
・流域下水道制度の創設

省エネ・リサイクル社会の到来



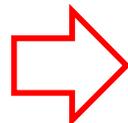
平成8年6月
下水道法改正
・汚泥の減量処理の努力義務化
・光ファイバー設置の規制緩和

水質改善の要請等



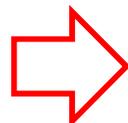
平成15年9月
下水道法施行令改正
・合流式下水道の改善の義務化
・計画放流水質を規定

都市型水害の頻発
進まない閉鎖性水域の水質改善



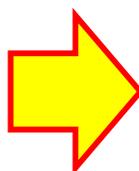
平成17年6月
下水道法改正
・雨流域下水道の創設
・流総計画に高度処理を位置づけ
・事故時の措置の義務づけ

地域主権改革の推進



平成23年5月、8月
下水道法改正
・事業計画の認可制度を協議制度へ
・構造基準の一部を条例委任化

集中豪雨等による浸水被害
適切な下水道管理の推進
再生可能エネルギー活用推進
広域化の推進



平成27年5月
下水道法改正
・雨水公共下水道制度の創設
・雨水貯留施設の管理協定制
・熱交換器設置の規制緩和
・広域化・共同化を促進するための協議会制度の創設
・浸水被害対策区域制度の創設
・維持修繕基準の創設
・汚泥等の再生利用の努力義務化

下水道事業の実施体制

▼ 都道府県・市町村

下水道事業の事業主体は、都道府県・市町村等。

下水道施設の建設は、国の補助金や市町村費、地方債等を活用して実施。

また、住民から下水道使用料を徴収し、下水道経営や維持管理を実施。

▼ 国土交通省

下水道事業に関する法整備や事業制度、技術的基準など基本的な枠組みを構築するとともに、地方公共団体の事業実施に必要な予算補助を実施。

また、事業主体に対する指導・監督を実施。

▼ 日本下水道事業団

技術者のプール機関として、実施主体である地方公共団体から処理場やポンプ場、管渠などの建設、維持管理の委託を受け、技術的サポートを実施。

▼ 下水道整備五(七)箇年計画の推移

(注) 第8次計画までの整備目標等は、調整費を除いたものである。

五(七)箇年計画 計画期間	背景等	計 画 額 実 績 額 (達成率)	(整備指標等)	
			整備指標等	達成実績
第1次 昭和38～42 (実施は～41)	生活環境施設整備の中心的役割を担う	4,400 億円 2,963 億円 (67.3%)	(排水面積普及率) 16→27%	20%
第2次 昭和42～46 (実施は～45)	下水道行政の一元化 水質汚濁対策としての第一歩	9,300 億円 6,178 億円 (66.4%)	(排水面積普及率) 20→33%	23%
第3次 昭和46～50	下水道法改正「公共用水域の水質保全」 を目的に追加、流域下水道法制化	2兆6,000 億円 2兆6,241 億円 (100.9%)	(処理区域面積普及率) 23→38%	26%
第4次 昭和51～55	ナショナルミニマム としての認識 特環の制度化	7兆5,000 億円 6兆8,673 億円 (91.6%)	(処理人口普及率) 23→40%	30%
第5次 昭和56～60	総量規制への対応 三全総の定住圏構想	11兆8,000 億円 8兆4,781 億円 (71.8%)	(処理人口普及率) 30→44%	36%
第6次 昭和61～平成2	維持管理の充実 処理水等の有効利用	12兆2,000 億円 11兆6,913 億円 (95.8%)	(処理人口普及率) 36→44% (雨水排水整備率) 35→43%	44% 43%
第7次 平成3～7	中小市町村の整備促進 大都市等における機能改善、質的向上 公共投資基本計画	16兆5,000 億円 16兆7,105 億円 (101.3%)	(処理人口普及率) 44→54% (雨水排水整備率) 40→49% (高度処理人口) 230→750万人	54% 47% 730万人
第8次 平成8～14	中小市町村等の整備促進 下水道資源・施設の有効利用 下水道施設の高度化 構造改革のための経済社会計画	23兆7,000 億円 24兆6,462 億円 (104.0%)	(処理人口普及率) 54→66% (雨水対策整備率) 46→55% (高度処理人口) 513→1,500万人	65% 51% 1,427万人

下水道整備五(七)箇年計画及び社会資本整備重点計画の推移

▼ 社会資本整備重点計画の推移

(※)東日本大震災の影響で、岩手県、福島県の2県において、調査不能な市町村があるため、公表対象外としている。

計画期間	背景等	整備指標、実績等
第1次 社会資本整備 重点計画 平成15～19	国民が享受できる成果を達成 目標に関連事業の横断的、効 率的な実施 国土交通省発足による統合の メリットを活用	(汚水処理人口普及率) 約76%→約86%【H19実績:約84%】 (下水道処理人口普及率) 約65%→約72%【H19実績:約72%】 (床上浸水を緊急に解消すべき戸数) 約9万戸→約6万戸【H19実績:約5.5万戸】 (下水道による都市浸水対策達成率) 約50.6%→約54%【H19実績:約54%】 (下水汚泥リサイクル率) 約60%→約68%【H18実績:約74%】 (環境基準達成のための高度処理人口普及率) 約11%→約17%【H19実績:約16%】 (合流式下水道改善率) 約15%→約40%【H19実績:約25%】
第2次 社会資本整備 重点計画 平成20～24	整備の方向性を明確にし、社会 資本整備に関する「政策目 標」とその実現によって国民 が享受する「成果」を示し、 「限られた財源の中で効果的 かつ効率的に社会資本整備を 進めるための取組」を明らかに する	(汚水処理人口普及率) 約84%→約93%【H23実績:約88%(※)】 (下水道処理人口普及率) 約72%→約78%【H23実績:約76%(※)】 (近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数) 約14.8万戸→約7.3万戸【H23実績:約10.0万戸】 (下水道による都市浸水対策達成率) 全体:約48%→約55%【H23実績:約53%】 重点地区:約20%→約60%【H23実績:約27%】 (ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(内水)) 約6%→100%【H23実績:約15%】 (浸水時に人命被害が生じるおそれのある地下街等における浸水被害軽減対策実施率) 約65%→約93%【H22実績:約86%】 (防災拠点と処理場を結ぶ下水管渠の地震対策実施率) 約27%→約56%【H23実績:約35%】 (下水道バイオマスリサイクル率) 約22%→約39%【H23実績:約23%】 (下水道に係る温室効果ガス削減量) 約136万t(H21末)→約216万t(H20-24平均) (河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率) 河川:約71%→約75%【H22実績:約75%】 湖沼:約55%→約59%【H22実績:約57%】三大湾:約71%→約74%【H22実績:約73%】 (良好な水環境創出のための高度処理実施率) 約25%→約30%【H23実績:約33%(※)】 (合流式下水道改善率) 約25%→約63%【H23実績:約51%】 (下水道施設の長寿命化計画策定率) 0%→100%【H23実績:約54%】
第3次 社会資本整備 重点計画 平成24～28	国民にとって真に必要な社会 資本整備を進めるため、以下の 観点を踏まえて計画を策定 ①ソフトも含めた事業・施策 間の連携の徹底 ②中長期的 な社会資本整備のあるべき姿 の提示 ③「選択と集中」の 基準の提示 ④指標の見直し	(汚水処理人口普及率) 約87%(H22末)→約95%【H25実績:約89%(※)】 (過去10年間に被災した床上浸水家屋の解消) 約6.1万戸→約4.1万戸【H26実績:約4.5万戸】 (下水道による都市浸水対策達成率) 約53%→約60%【H26実績:約58%】 (内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市区町村の割合) 約15%→100%【H26実績:約56%】 (地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率) 約34%→約70%【H26実績:約53%】 (下水道津波BCP策定率) 約6%→約100%【H26実績:約39%】 (下水汚泥エネルギー化率) 約13%(H22末)→約29%【H25実績:約15%】 (下水道に係る温室効果ガス排出削減) 約129万t(H21)→約246万t【H24実績:約168万t】 (良好な水環境創出のための高度処理実施率) 約33%→約43%【H25実績:約41%(※)】 (下水道施設の長寿命化計画策定率) 約51%→約100%【H26実績:約90%】

▼ 社会資本整備重点計画の推移

計画期間	背景等	整備指標、実績等
第4次 社会資本整備 重点計画 平成27～32	厳しい財政制約の下、ストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用（賢く使う取組）に重点的に取り組むとともに、「安全安心インフラ」「生活インフラ」「成長インフラ」について選択と集中を徹底。	<p>①社会資本の戦略的な維持管理・更新を行う (点検実施率) - %→100% 【H29実績:約70%】 (個別施設ごとの長寿命化計画策定率) - %→100% 【H29実績:約70%】 (維持管理・更新等に係るコストの算定率) - %→100% 【H29実績:約70%】 (維持管理に関する研修を受けた職員がいる団体) 約50団体→約1,500団体 【H29実績:約500団体】 (基本情報、健全性等の情報の集約化・電子化の割合) - %→100% 【H29実績:100%】</p> <p>②災害特性や地域の脆弱性に応じて災害リスクを低減する (災害時における主要な管渠及び下水処理場の機能確保率) 管渠 約46%→約60% 【H29実績:約50%】 処理場 約32%→約40% 【H29実績:約36%】 (下水道による都市浸水対策達成率) 約56%→約62% 【H29実績:約58%】 (ハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策定数) 約130地区→約200地区 【H29実績約160地区】 (過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数) 約6.5万戸→約4.4万戸 【H29実績:約5.3万戸】 (最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上に繋がる訓練を実施した市町村の割合) 0%→100% 【H29実績:約0%】 (最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数) 0→約900 【H29実績:801】</p> <p>③人口減少・高齢化等に対応した持続的な地域社会を形成する (持続的な污水处理システムのための都道府県構想策定率) 約2%→100% 【H29実績:約74%】 (污水处理人口普及率) 約89%(H25末)→約96% 【H29実績:約91%】 (良好な水環境創出のための高度処理実施率) 約41%(H25末)→約60% 【H29実績:約50%】 (下水汚泥エネルギー化率) 約15%(H25末)→約30% 【H28実績:約17%】 (下水道分野における温室効果ガス排出削減量) 約168万t-CO₂(H24)→約316万t-CO₂ 【H27実績:約188万t-CO₂】</p>

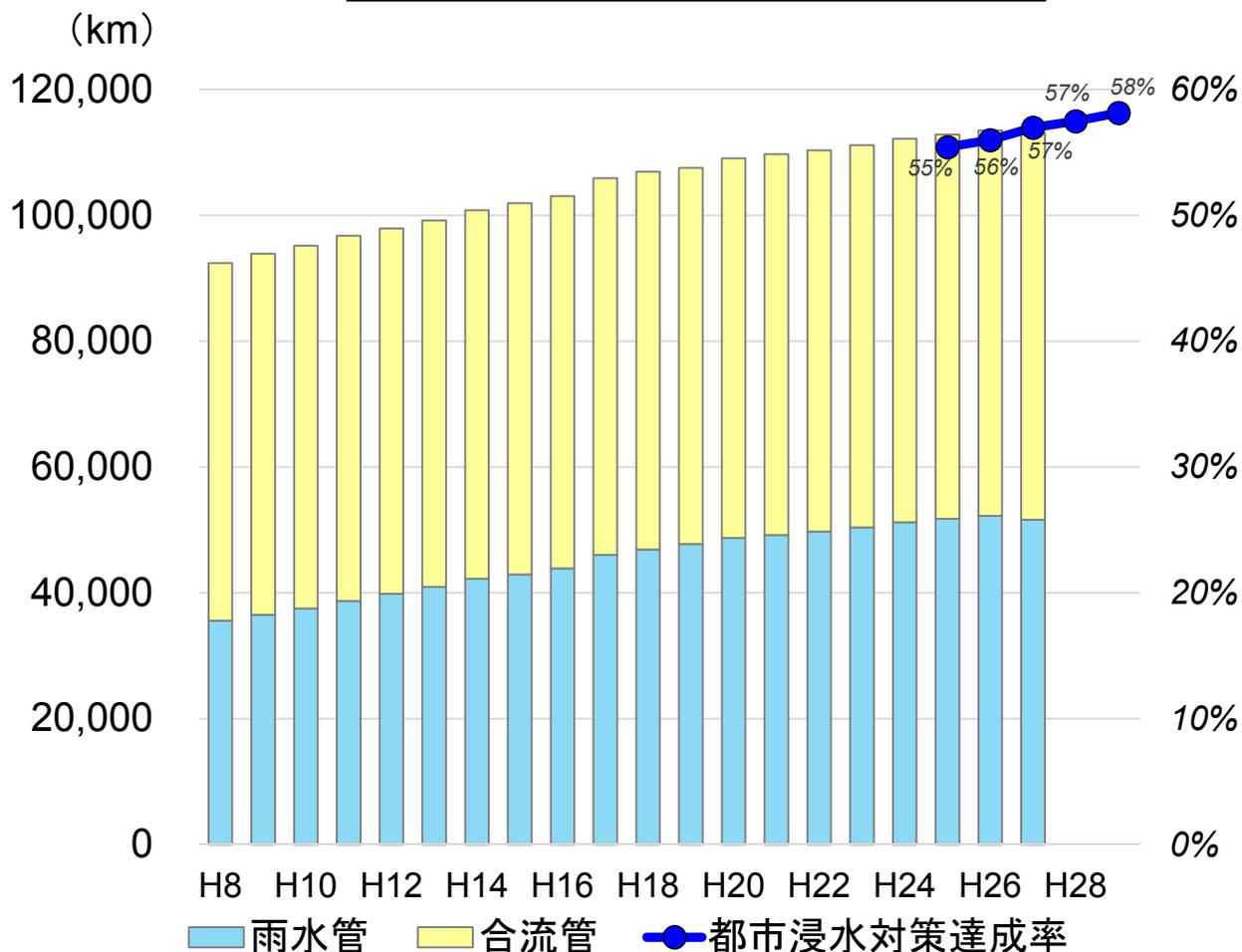
第2章 下水道事業の沿革

(2) 目的の達成(実績と評価)

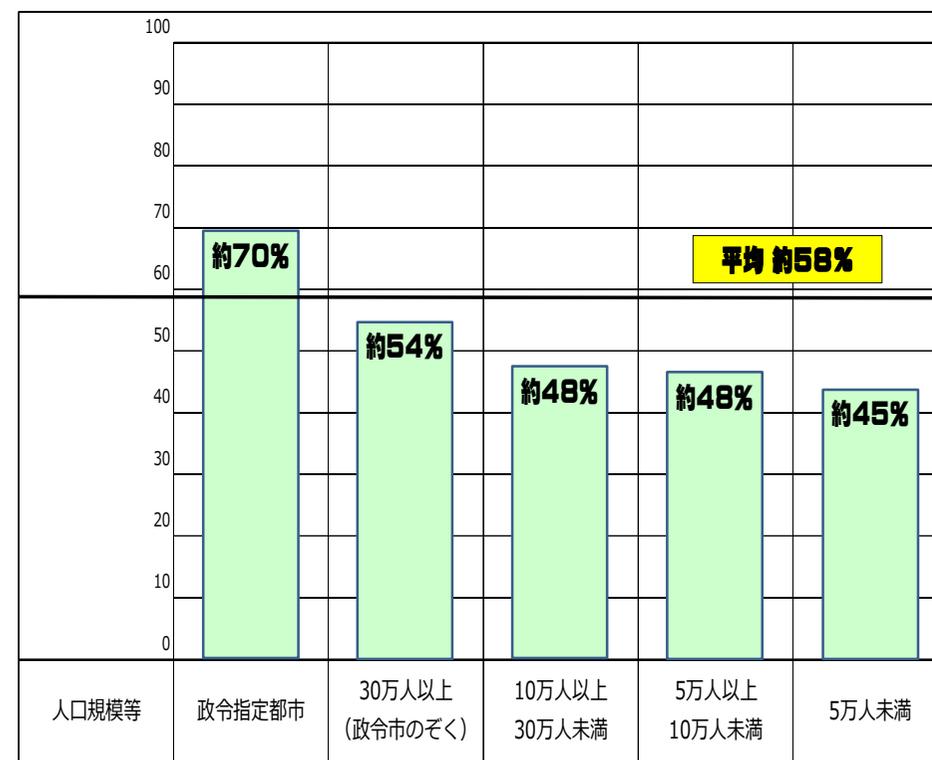
雨水排除・浸水防除

○ 下水道は、都市に降った内水排除の役割を有しており、雨水管の整備をはじめ、ポンプ場や雨水貯留施設等の整備を進めてきたが、未だ内水被害は発生しているところ。

雨水管・合流管布設延長の推移



都市規模別の都市浸水対策達成率

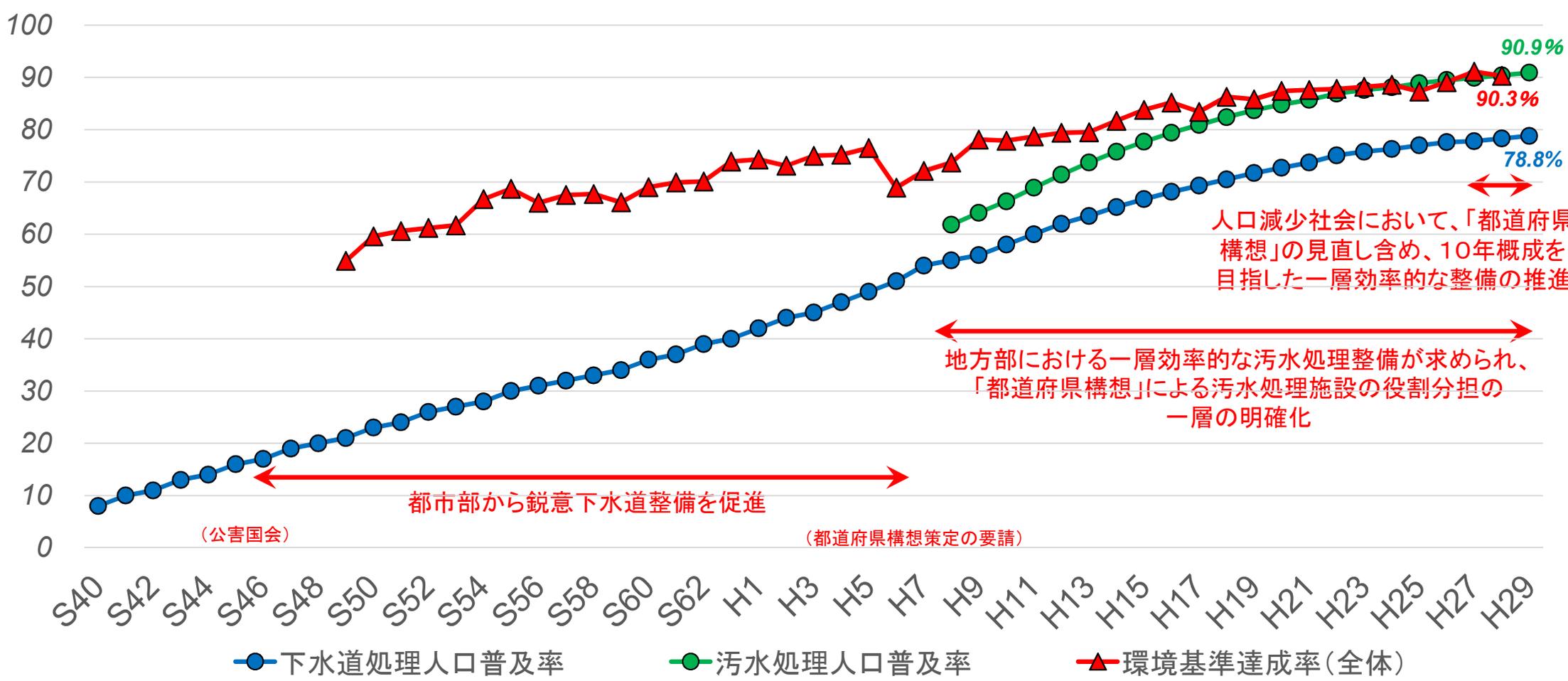


※ 管渠延長は、「下水道統計(公益社団法人 日本下水道協会)」より引用
 ※ 都市浸水対策達成率は、国土交通省下水道部調べ

公衆衛生・生活環境の改善、公共用水域の水質保全

- 昭和40年度末には、8%であった下水道処理人口普及率が、平成29年度末には、80%近くまで向上。**汚水処理人口普及率は、平成29年度末で約91%まで達成。**
- **下水道整備が進むとともに、環境基準達成率も向上。**

汚水処理人口普及率・下水道処理人口普及率と環境基準達成率の推移

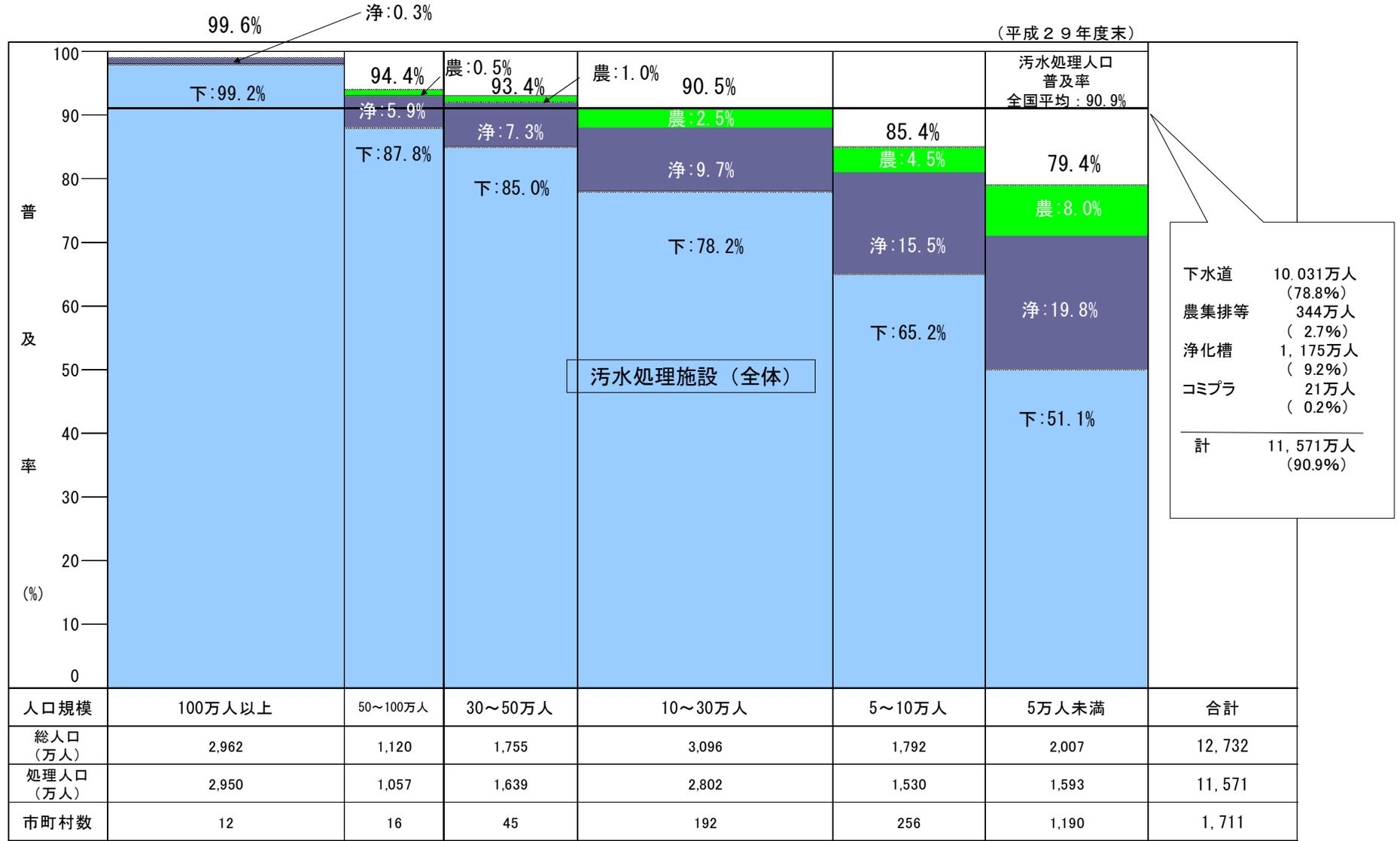


※汚水処理人口普及率及び下水道処理人口普及率の推移は、国土交通省下水道部調べ
 ※環境基準達成率の推移は、環境省調査より国土交通省作成

※東日本大震災の影響により、調査不能な市町村は調査対象外
 平成23年度：岩手県、宮城県、福島県
 平成24年度：岩手県、福島県
 平成25年度、平成26年度：福島県
 平成27年度：福島県内の11市町村
 平成28年度：福島県内の10市町村
 平成29年度：福島県内の8町村

都市規模別における汚水処理・下水道処理人口普及率の状況

○ 人口規模の大きい都市はほぼ汚水処理整備が概成しているが、**人口規模が小さい都市ほど未整備の箇所が多く存在。**



(注) 1. 総市町村数1,711の内訳は、市 788、町 741、村 181 (東京都区部は市数に1市として含む) ※国土交通省下水道部調べ
 2. 総人口、処理人口は1万人未満を四捨五入した。
 3. 都市規模別の各汚水処理施設の普及率が0.5%未満の数値は表記していないため、合計値と内訳が一致しないことがある。
 4. 平成29年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村(檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)を除いた値を公表している。

第2章 下水道事業の沿革

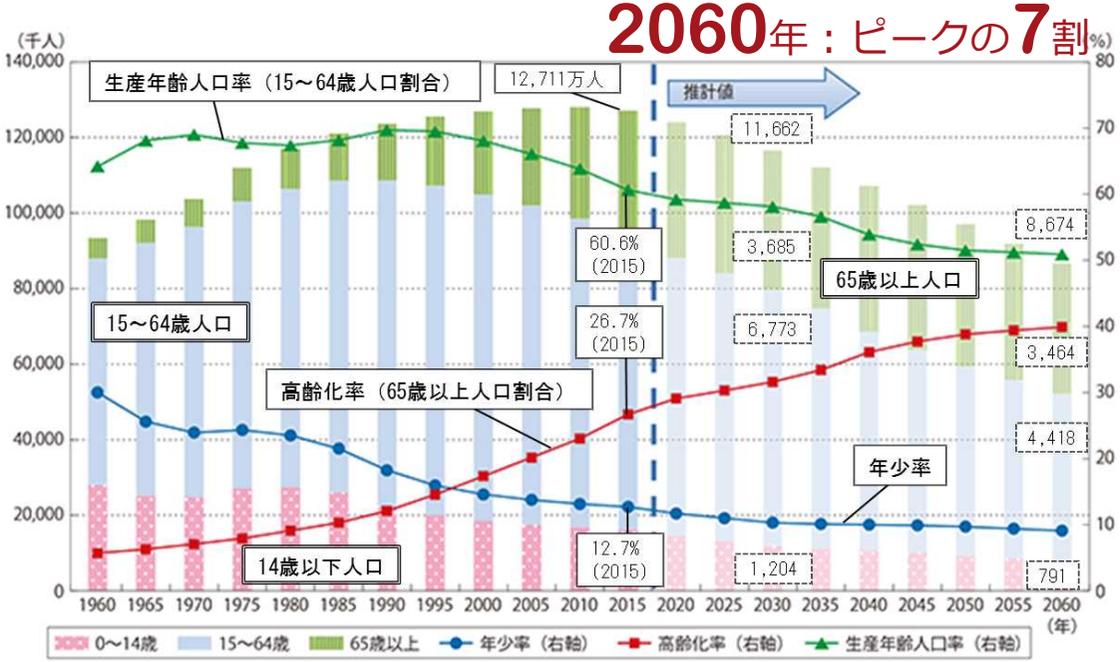
(3) 下水道事業を取り巻く環境変化に対応した施策

1. 下水道事業を取り巻く環境の変化

下水道事業を取り巻く環境の変化

○ 近年は、人口減少、職員減少、施設老朽化など下水道を取り巻く環境が大きく変化。

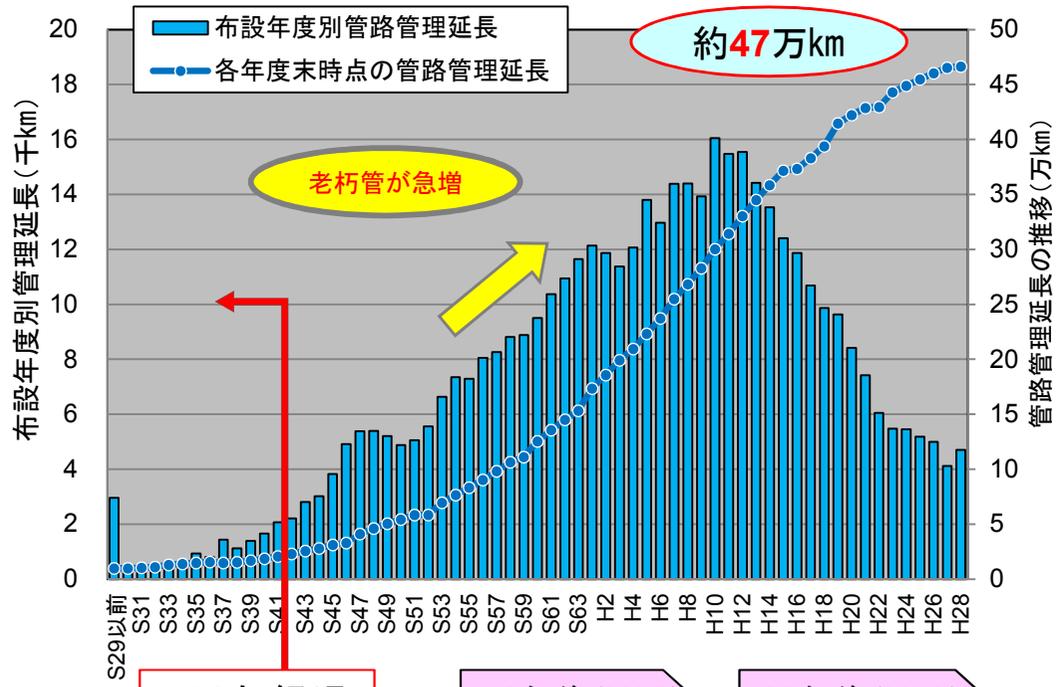
日本の人口推移



資料) 2010年までの値は総務省「国勢調査」「人口推計」、2015年は総務省「人口推計」(2015年10月1日現在)、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2012年1月推計)」の中間推計より国土交通省作成

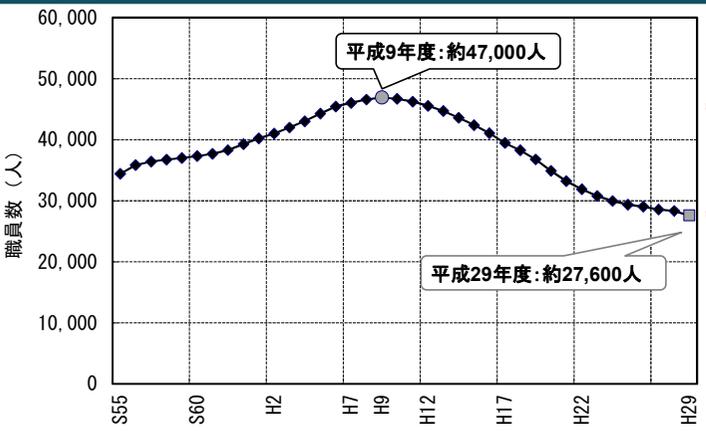
下水管延長

■ 管路施設の年度別管理延長(H28末現在)



※国土交通省下水道部調べ

下水道部署の職員数の経年推移



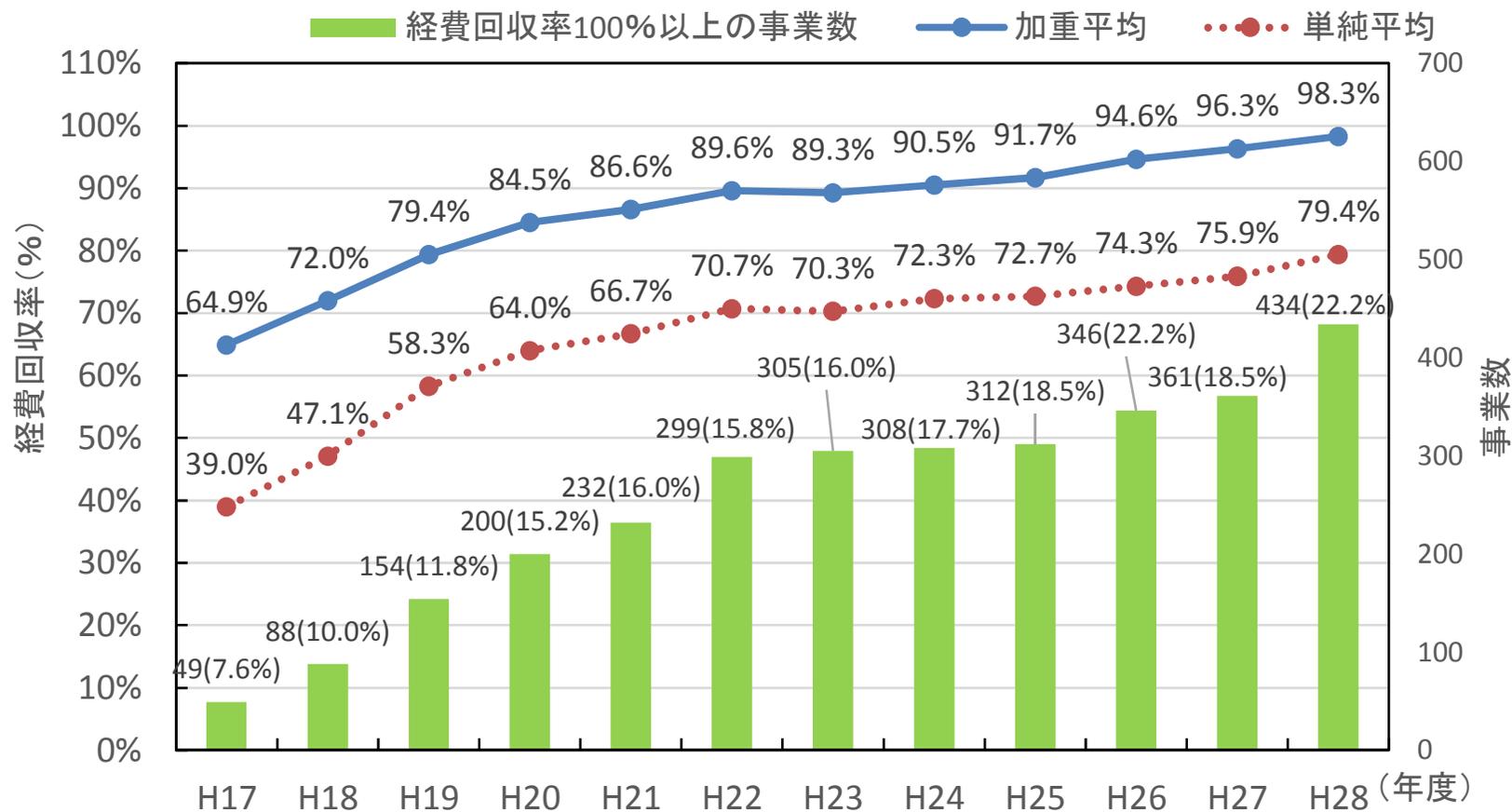
平成9年度のピーク時の**6割**にまで減少

出典:「地方公共団体定員管理調査結果」(総務省)

下水道経営の課題（人口減少による収入減）

- 下水道事業の経費回収率は、全国ベースでは近年、改善が図られており、加重平均では98.3%（平成28年度）。
- 一方で、単純平均は79.4%、**100%以上の団体は約430団体（全国で2割程度）**。
- 今後、**人口減少による使用料収入減**が懸念。

経費回収率等の推移



出典：地方公営企業年鑑（総務省）をもとに作成

※公共下水道事業（特環、特公を含む）を対象としている。

※平成26年度以降の経費回収率は、補助金等を財源とした償却資産に係る減価償却費等を控除している。

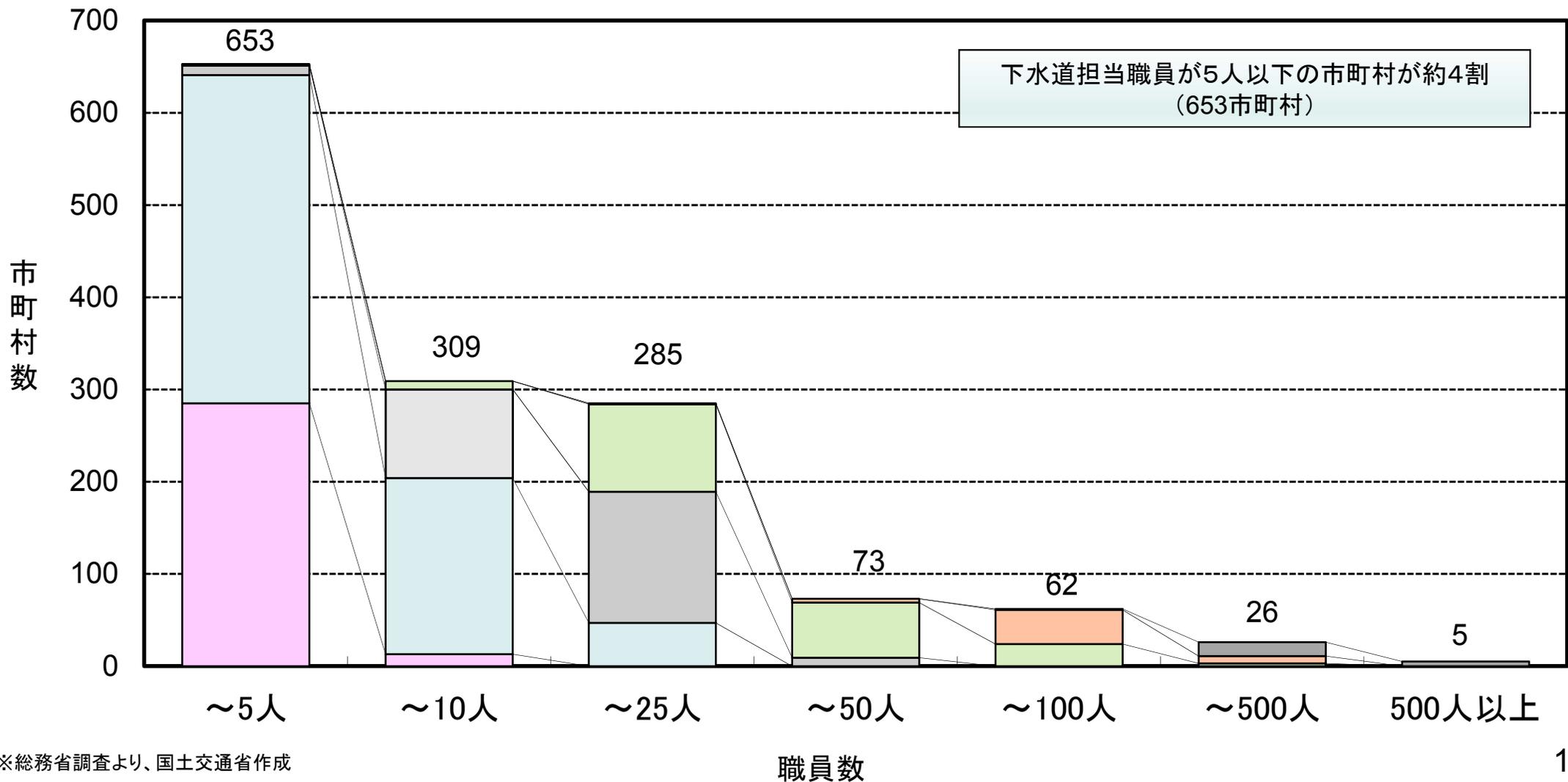
※グラフ中、経費回収率100%以上の団体数の（ ）内の数字は、全団体における割合を示している。

下水道経営の課題（職員減少による技術力低下）

- 約1,500の地方公共団体のうち、下水道担当職員が5人以下の団体が約4割。
- 下水道担当職員の減少による執行体制の脆弱化や技術力の低下が懸念。

（平成27年度の状況）

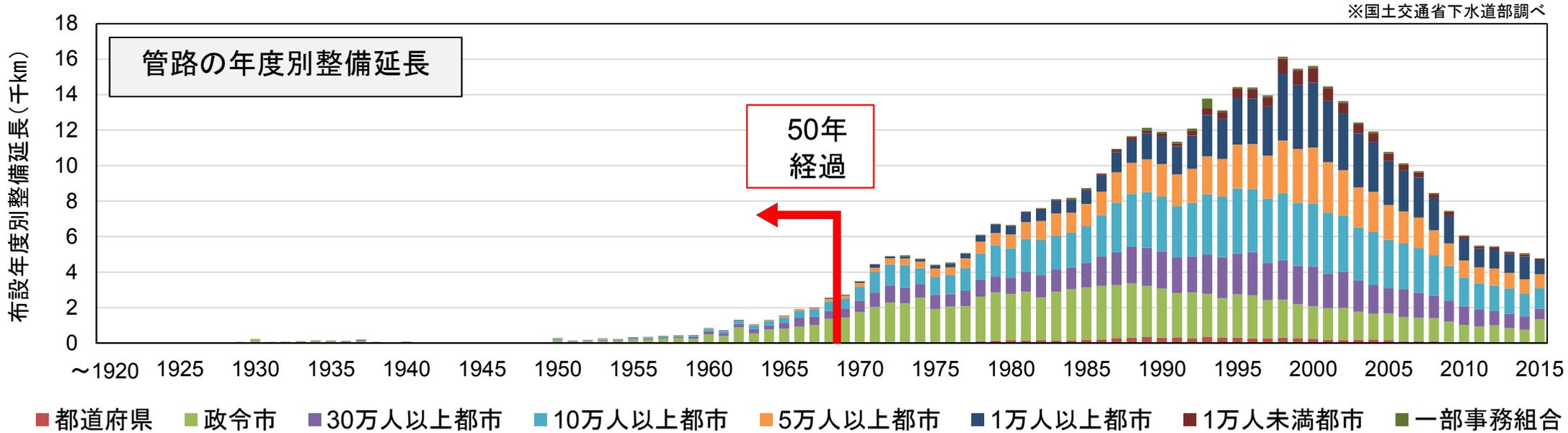
■ 1万未満都市
 ■ 1万以上都市
 ■ 5万以上都市
 ■ 10万以上都市
 ■ 30万以上都市
 ■ 政令指定都市



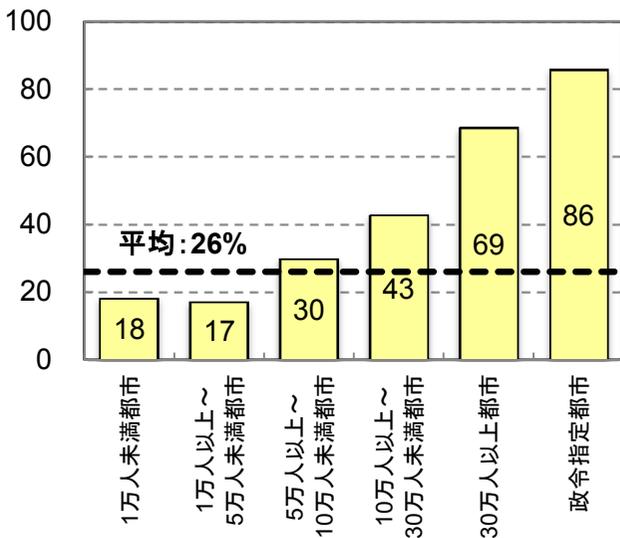
※総務省調査より、国土交通省作成

下水道経営の課題（施設老朽化）

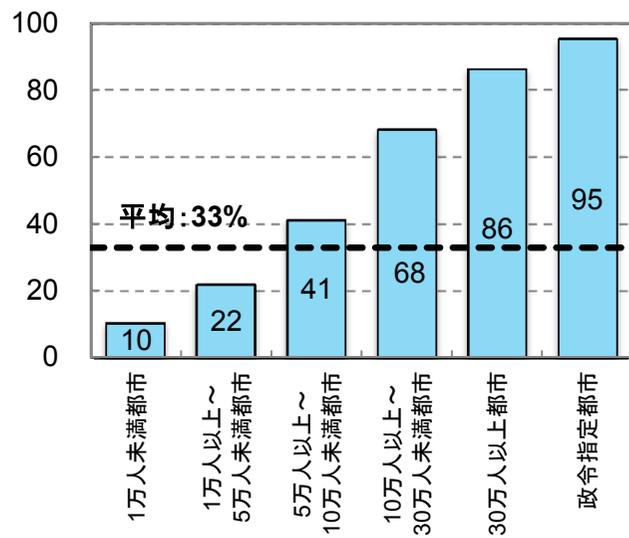
○ 古くから下水道事業に着手している政令指定都市のほか、比較的近年下水道事業に着手した**中小都市**においても、**今後、改築需要のピークを迎えるが、管路の点検・調査は未だ進んでいない**状況。



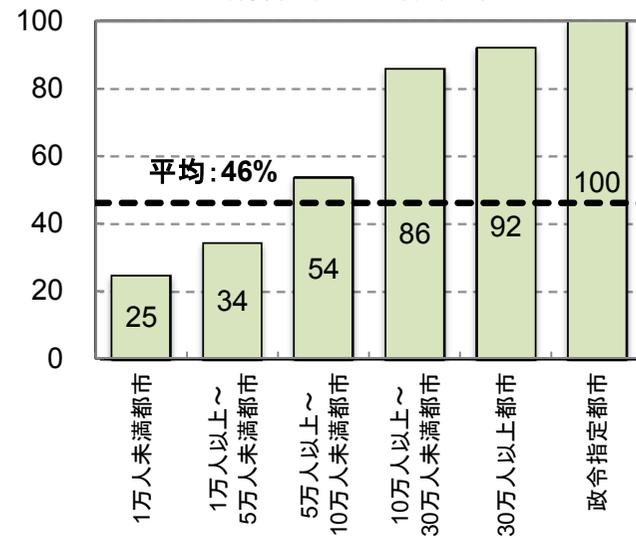
点検(マンホール・管口)実施自治体数割合



調査(TVカメラ・潜行目視)実施自治体数割合



清掃実施自治体数割合

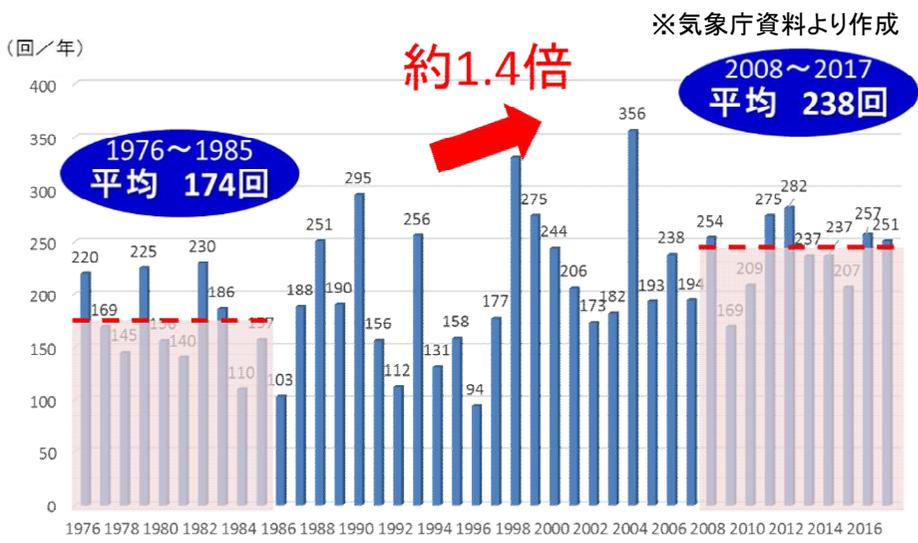


〔点検・調査・実施は、平成26年度の状況〕

激甚化する降雨への対応

○ 下水道の雨水対策整備は着実に進められているが、都市化が進展するとともに、**降雨が局所化・激甚化**しており、**施設の計画規模を上回る降雨が頻発**。

豪雨発生回数は増加傾向



降水量50mm/h以上の降雨発生回数推移

▼近年の代表的な浸水被害(内水)事例

※国土交通省下水道部調べ

	浸水被害地区	発生年月日	時間最大雨量(総雨量)	被害概要	
				床上浸水	床下浸水
一般家屋被害	愛知県岡崎市・名古屋市・一宮市	平成20年8月28~29日	146.5 mm/h(448 mm)	2,669戸	13,352戸
	和歌山県和歌山市	平成21年11月11日	122.5 mm/h(257 mm)	493戸	1,425戸
	東京都練馬区・板橋区・北区等	平成22年7月5日	74.5 mm/h(106 mm)	111戸	110戸
	福島県郡山市	平成22年7月6日	74.0 mm/h(101 mm)	62戸	141戸
	大阪府大阪市	平成25年8月25日	67.5 mm/h(83.5 mm)	41戸	1,279戸
	愛知県名古屋市	平成25年9月4日	108.0 mm/h(141.5 mm)	251戸	4,975戸
	愛知県名古屋市	平成26年8月6日	104.5 mm/h(150 mm)	16戸	54戸
	福岡県筑紫野市	平成27年8月22日	98.5 mm/h(168 mm)	123戸	71戸
	高知県須崎市	平成27年9月24日	91.5 mm/h(363 mm)	1戸	551戸
	熊本県宇土市	平成28年6月20日	122.0 mm/h(170.5 mm)	43戸	83戸
	大阪府東大阪市	平成29年7月9日	73.5 mm/h(83.0 mm)	15戸	92戸
	埼玉県川越市・ふじみ野市	平成29年10月23日	45mm/h(281mm)	464戸	319戸



1時間降雨量 73ミリ
床上浸水 15棟
床下浸水 92棟

大阪府東大阪市(平成29年7月)



1時間降雨量 45ミリ
床上浸水 464棟
床下浸水 319棟

埼玉県川越市・ふじみ野市(平成29年10月)



1時間降雨量 108ミリ
床上浸水 251棟
床下浸水 4,975

愛知県名古屋市(平成25年9月)

第2章 下水道事業の沿革

- (3) 下水道事業を取り巻く環境変化に対応した施策
 - 2. 環境変化を踏まえた政策と評価

環境変化を踏まえた政策と評価

- 人口減少や職員減少、施設老朽化などによる課題及び気候変動に伴う降雨の激甚化などによる環境の変化に対応するため、国土交通省では、これらの課題解決に向け、各種施策を実施しているところ。

下水道施策を取り巻く環境の変化

人口減少による収入減

職員減少による技術力低下

施設老朽化

降雨の激甚化

環境変化を踏まえた施策

① 老朽化対策

② 汚水処理の最適化、
広域化・共同化の推進

③ 官民連携の推進

④ 新技術導入の推進

⑤ 資源・施設の有効活用の推進

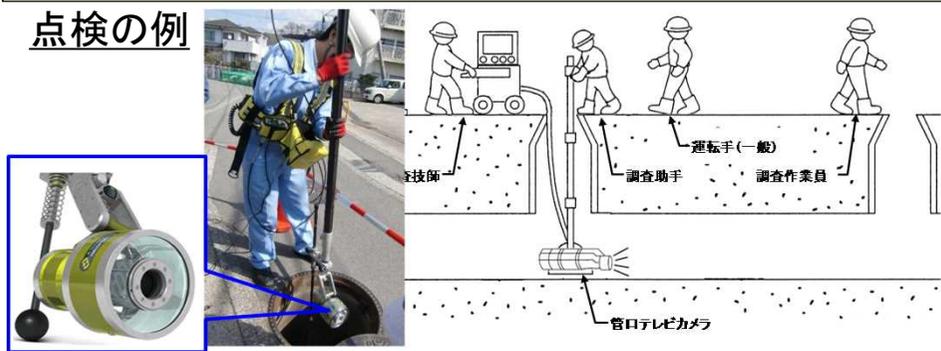
⑥ 浸水対策

① 老朽化対策

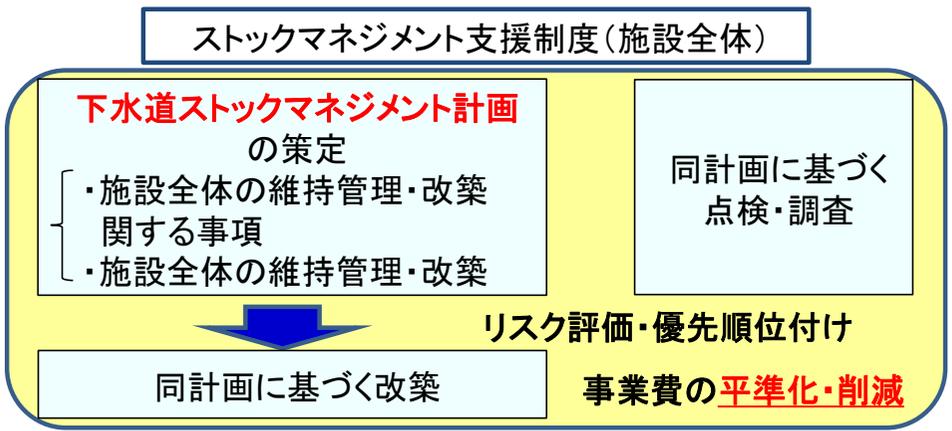
- 下水道施設を財源等の制約のもと適切に管理していくためには、中長期的な視点で下水道事業全体の老朽化の進展を踏まえ、改築の優先順位をつけ事業費の削減を図ることが重要。
- 平成27年の法改正では、下水道の「維持修繕基準」を創設し、腐食するおそれの大きい管渠について5年に1回以上の点検を義務化。(改正下水道法に基づく事業計画の策定率:70%(H29年度末))
- 「下水道ストックマネジメント支援制度」では、計画的な改築・更新を支援し、下水道施設にかかる改築事業量の低減・平準化を促進。全国で600団体(38.1%)が下水道ストックマネジメント計画を策定(H30.3時点)。

計画的な点検・調査

点検の例



ストックマネジメントによる改築事業量の低減・平準化



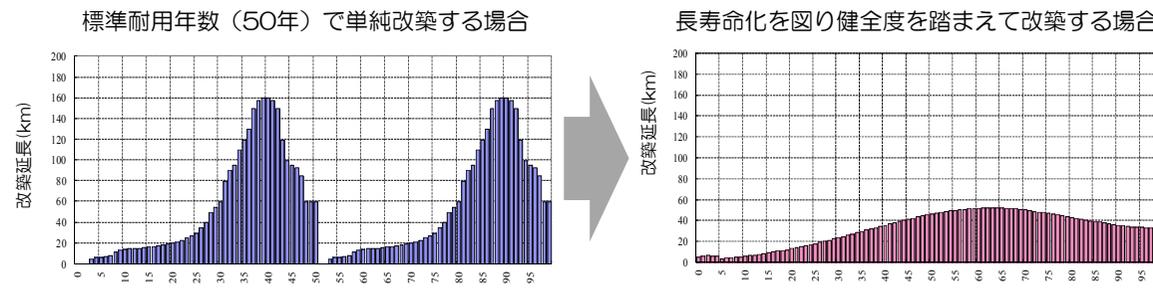
計画的な改築・更新(管路の更生工法)



- 非開削の管渠更生工法を採用することにより、**更新経費を35%程度*削減**することが可能。

* 管径500mm 30mあたりの工事費で試算

施設全体の維持管理・改築を最適化する
ストックマネジメントの取組を一体的に支援



② 汚水処理の最適化、広域化・共同化の推進

- 広域化・共同化による事業効率化に向けて、**施設の統廃合や汚泥処理の広域化等によるハードの取組**及び**管理者間の業務連携等によるソフトの取組**が重要。
- 平成27年の下水道法改正では、広域的な連携に向けた協議の場として「**協議会制度**」を創設。
- 平成34年度までの「**広域化・共同化計画**」策定を**社会資本整備総合交付金の交付要件**として追加し、平成34年度までの**広域化・共同化の目標を設定**するなど、取組を推進。

これまでの広域化・共同化の取組状況

(1) 広域化・共同化を推進するための目標

平成34年度までの目標として、以下の2つを設定。

【目標①】

汚水処理施設の統廃合について450地区(うち完了380、着手70)で取組実施※

【目標②】

全ての都道府県における広域化・共同化に関する計画策定

※下水道同士だけではなく、集落排水同士、下水道と集落排水等の統廃合を含む。

(2) これまでの広域化・共同化の取組みと事例

➤ 汚水処理施設の統廃合 : 計740箇所

- ・下水道同士の統合 : 74箇所
- ・下水道と集落排水の統合 : 520箇所
- ・集落排水同士の統合 : 146箇所

➤ 汚泥処理の共同化 : 計158箇所

- ・流域下水道と公共下水道で共同処理 : 14箇所
- ・公共下水道同士で共同処理 : 29箇所
- ・下水道と集落排水で共同処理 : 125箇所

➤ その他

- ・市町村合併による経営統合 : 370市町村
- ・流域関連公共下水道の実施 : 645市町村
- ・一部事務組合の運営 : 39市町村

➤ 法定協議会制度の活用

- ・平成27年5月に下水道法を改正し、複数下水道管理者による広域的な連携に向けた協議の場として協議会制度を創設。
- ・これまで大阪府富田林市等の4地域で協議会を設置。

島根県雲南地域における汚泥処理の共同化の例

雲南クリーンセンター



汚泥の一括処理

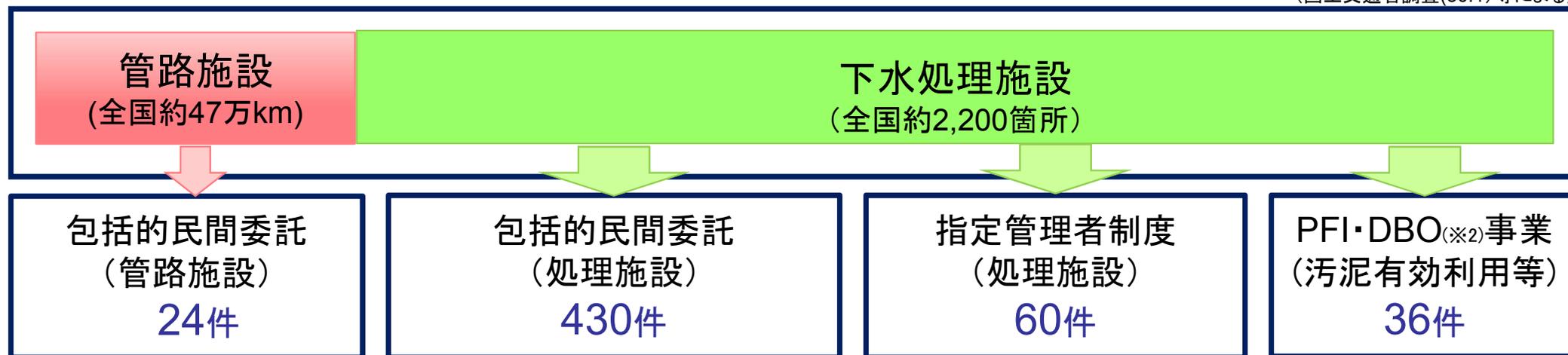
以下の施設で発生した汚泥・し尿を一括処理。

- 下水処理場 : 7ヶ所
- 農業集落排水処理場等 : 34ヶ所
- コミュニティプラント : 1ヶ所
- し尿処理場 : 1ヶ所

③ 官民連携の推進

- 下水道事業の経営環境が厳しさを増すなか、事業の一層の効率化を図るため、民間の有する資金・ノウハウを活用することが重要。
- 社会資本整備総合交付金等の活用にあたって一定事業について**PPP／PFI手法の活用を要件**としたほか、**先進事例の共有・横展開を図る検討会を開催**するなど、官民連携の導入を推進。

(国土交通省調査(30.1)等による)



コンセッション方式については、H30.4から浜松市で事業開始。
奈良市、三浦市、須崎市、宇部市、村田町、宮城県が導入に向けた具体的な取組(デューデリジェンス)に着手。

【下水道における新たなPPP／PFI事業の促進に向けた検討会】

趣旨: モデル都市における検討等を通じ、多様なPPP/PFI手法の導入に向けた方策やノウハウ等を検討・共有する。

参加団体: 11都道府県、70市、6町の計87自治体(平成30年8月時点)

開催実績: 平成27年10月に第1回を開催し、概ね隔月でこれまで16回開催。



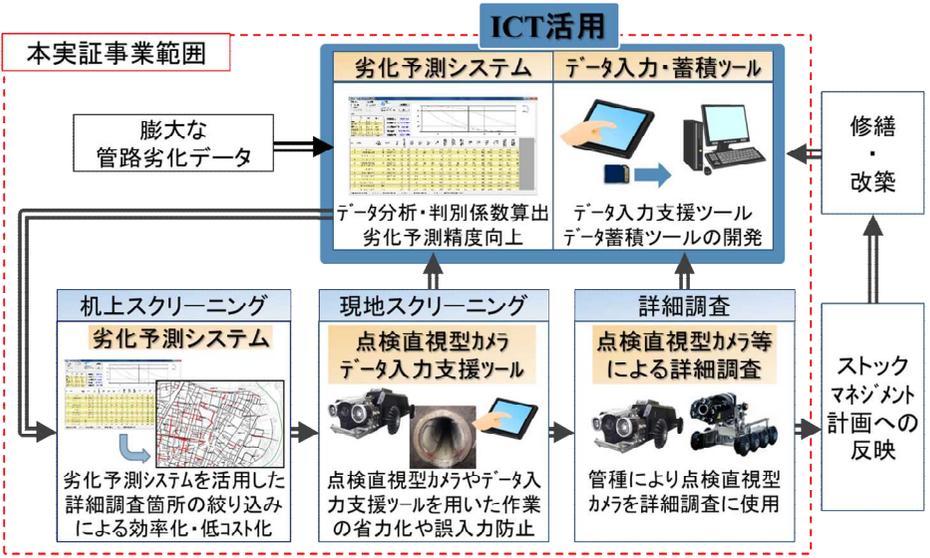
検討会の様子

④ 新技術導入の推進

- 革新技術の普及により、下水道事業における**低コスト化**、**省力化を実現**。
- 下水道における革新的な技術について、**国が主体となって、地方公共団体のフィールドに実規模レベルの施設を設置して技術的な検証**を行い、**ガイドラインを作成・公表**し、全国展開を図るため、平成23年度より下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)を実施しているところ。
- H30年度までに**41の技術(実規模実証)**を採択。**20のガイドライン**を策定・公表。

ICTを活用した管路関連技術の実証例

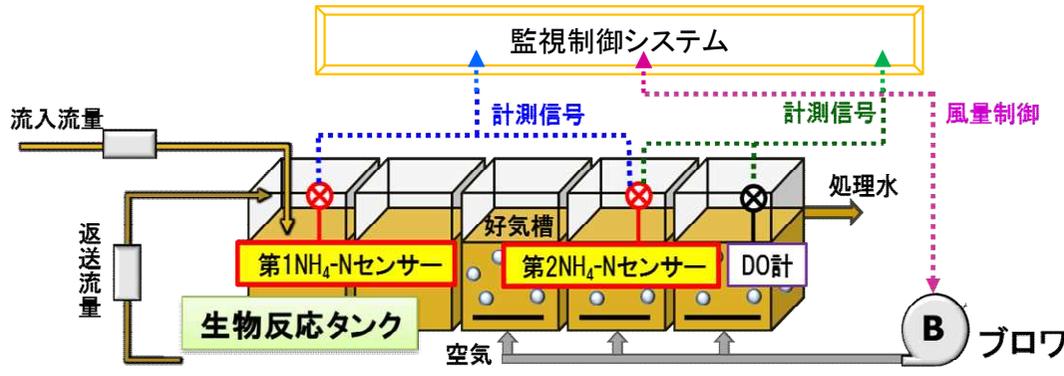
- ・ ICTの活用により膨大なデータを効果的に活用
- ・ データの活用により管路マネジメント効率化を実現



- ・ 管路点検費用の大幅削減
- ・ 管路点検の省力化

ICTを活用した水処理施設実証例

- ・ センサーと監視制御技術の組合せからなるICTの活用
- ・ 最適な風量制御等により、省エネ化を実現



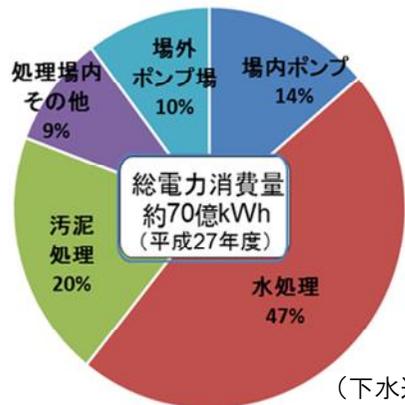
- ・ 消費電力量の大幅削減
- ・ 運転管理の省力化

⑤ 資源・施設の有効利用

- 大量の電力を消費する下水道は、一方で汚泥や熱エネルギーなど資源として大きなポテンシャルを有しており、地球温暖化対策が求められるなか、これらの徹底した活用が求められているところ。
- また、これら資源を活用することで、経営改善にも寄与することが可能。
- 国土交通省では、下水道法改正(H27)による汚泥の燃料化利用等の努力義務化、社会資本整備交付金の重点配分等により、地方公共団体の取組を推進。

資源利用の課題

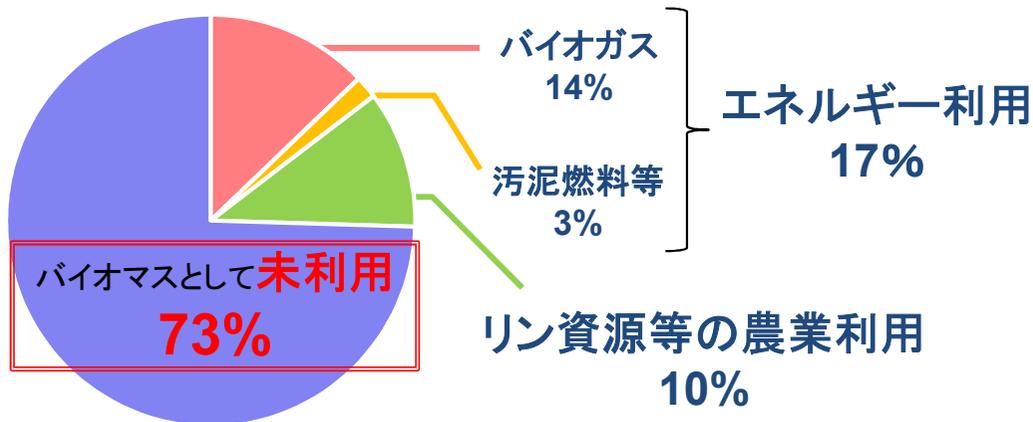
■ 下水道における電力消費の内訳



一般家庭(4人家庭相当)
約**100万**戸分の
電力消費量

(下水道統計(公益社団法人 下水道協会))

■ 日本の下水汚泥の利用状況(2016年度末)



下水道の資源利用に向けた対応

平成27年下水道法の一部改正

- 下水汚泥の燃料・肥料利用を努力義務化
- 下水道の暗渠内に民間事業者による熱交換器の設置を可能とする規制緩和

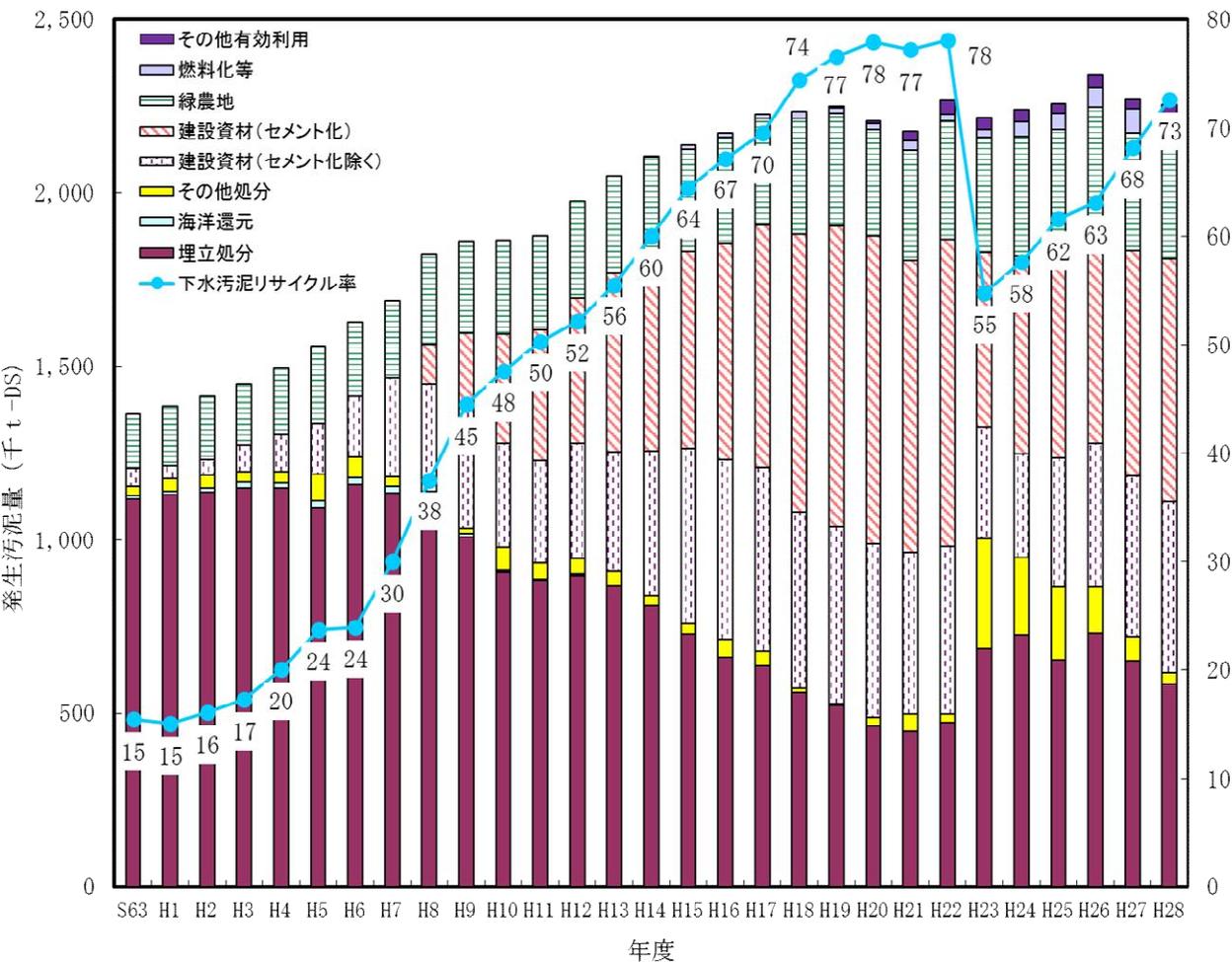
予算の重点配分

- 社会資本整備総合交付金を活用した下水汚泥のエネルギー利用を推進するために必要な経費に対し、重点的な予算配分を実施。

⑤ 資源・施設の有効利用

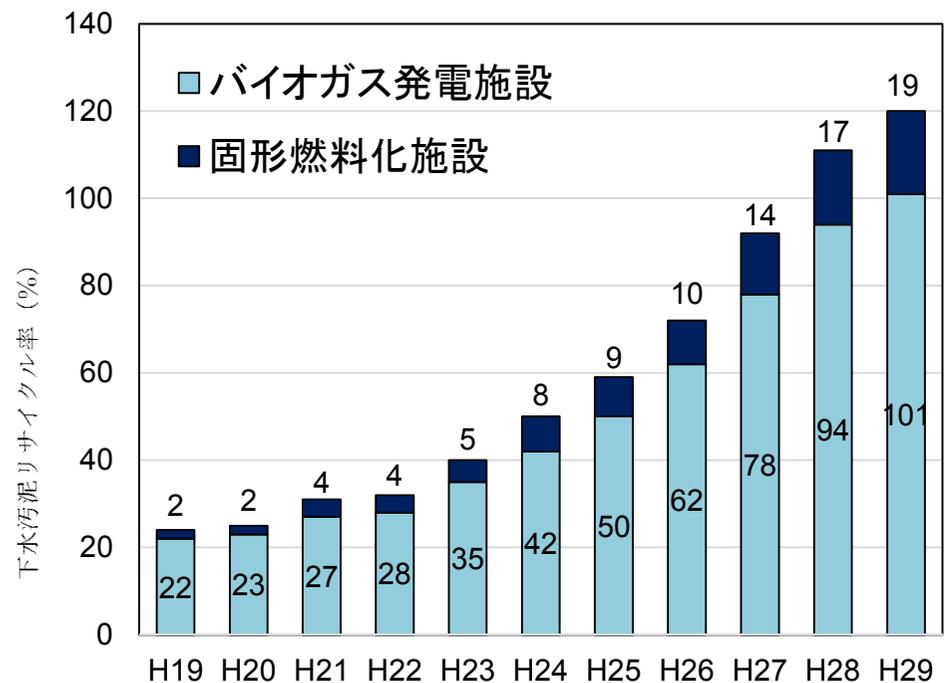
- 下水汚泥のリサイクル率は、東日本大震災の影響で一時減少したが、その後再び増加。
- 下水汚泥燃料化施設の導入について、**バイオガス発電施設は大きく増加**。

▼マテリアル利用の推移



※汚泥処理の途中段階である消化ガス利用は含まれない。
 ※H23年度の「その他処分」は、約98%が場内ストックである。

▼下水汚泥燃料化施設の導入箇所数の推移



※国土交通省下水道部調べ

⑤ 資源・施設の有効利用 (余剰地の有効利用)

- 人口減等により、余剰地が増える見込みであり、施設用地の有効利用による収益確保が重要。
- **下水道用地の活用事例は全国で53件**。(H30.1月時点)
- そのうち約9割が再生可能エネルギー事業であり、各地方公共団体は収益施設を運営する事業者から賃料収入等を確保。

下水道用地の活用



山形県 山形浄化センター

太陽光発電
(H25.10運転開始)

- 山形県は下水処理場にある用地を民間事業者に貸付。
- 設備容量は約2000kW。
- 県は用地の賃料として、民間事業者から年間約460万円を受領。
- 財産処分区分は、有償貸付け。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要。

下水道用地(上部空間)の活用



大阪府 竜華水みらいセンター

スポーツ施設・スーパーマーケット等を併設
(H24.4開業)

- 大阪府は下水処理場の上部空間を民間事業者に貸付(事業用定期借地権)。
- 賃料：年間約4,700万円
※総額：約9億8,400万円(21年間)
- 財産処分区分は、有償貸付け。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要。

下水道用地(上部空間)の活用
+ バイオガスの活用



神戸市 垂水処理場

太陽光発電とバイオガスのダブル発電
(H26.3運転開始)

- 神戸市と民間事業者との共同事業。神戸市は、民間事業者に下水処理場の上部空間、消化ガスを提供。民間事業者は太陽光・バイオガスによる発電事業を行い、売電収入の一部を市に支払い。
- 年間売電収入は約1億7,000万円、そのうち約2割が市の収入。
- 財産処分区分は、目的外使用(収益あり)。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要。

⑥ 浸水対策

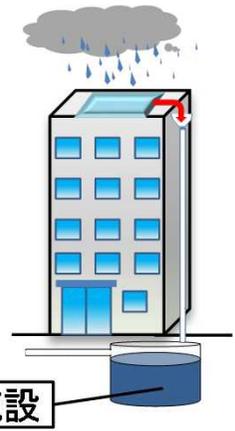
- 降雨が局所化・激甚化し、施設の計画規模を上回る降雨が頻発しているなか、早期に最大限の効果を得るためにメリハリのある整備を推進することが重要。
- 国土交通省では、**防災・安全交付金の重点配分項目**の対象とするとともに、平成27年の法改正において、都市などにおける内水被害軽減のため、**雨水排除に特化した公共下水道の導入**や**官民連携により浸水対策を推進**する制度を新たに創設。
- 気候変動に伴い**増加する外力に如何に対応していくべきか、検討**が必要。

▼ 法改正による浸水対策の推進

官民連携による浸水対策の推進

➢ 民間の協力を得つつ、浸水対策を推進するため、「浸水被害対策区域」を指定し、民間の設置する雨水貯留施設を下水道管理者が協定に基づき管理する制度等を創設

(H29末時点で、神奈川県横浜市と藤沢市の2市において、「浸水被害対策区域」を指定。)



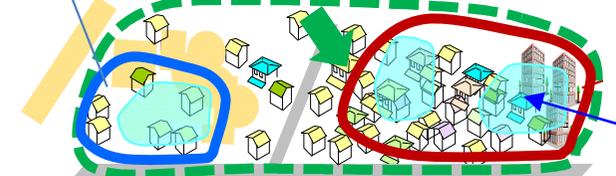
雨水貯留施設

雨水排除に特化した公共下水道の導入

➢ 汚水処理区域の見直しに伴い、雨水排除に特化した下水道整備を可能とするよう措置

雨水排除に特化した下水道 (雨水公共下水道)

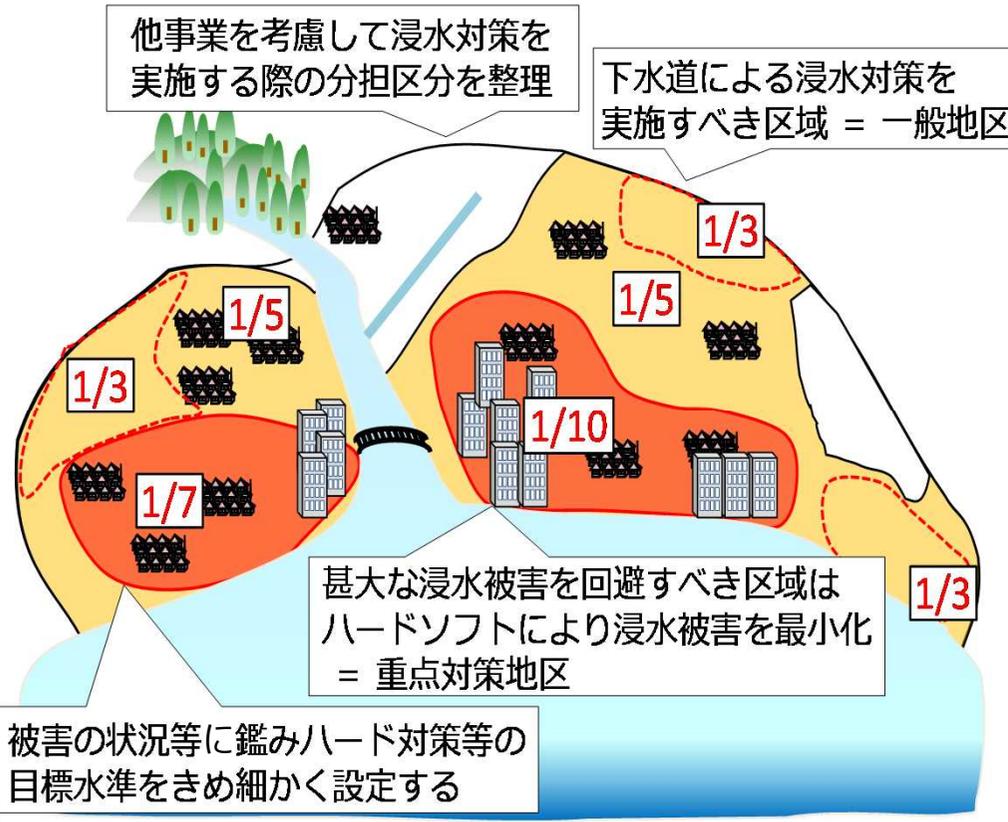
見直し前の下水道(汚水・雨水)の区域



(H29末時点で、高知県いの町において工事を開始するとともに、全国6市町で事業計画に位置づけ。)

豪雨による浸水発生

▼ 地域の実情に応じたメリハリある浸水対策

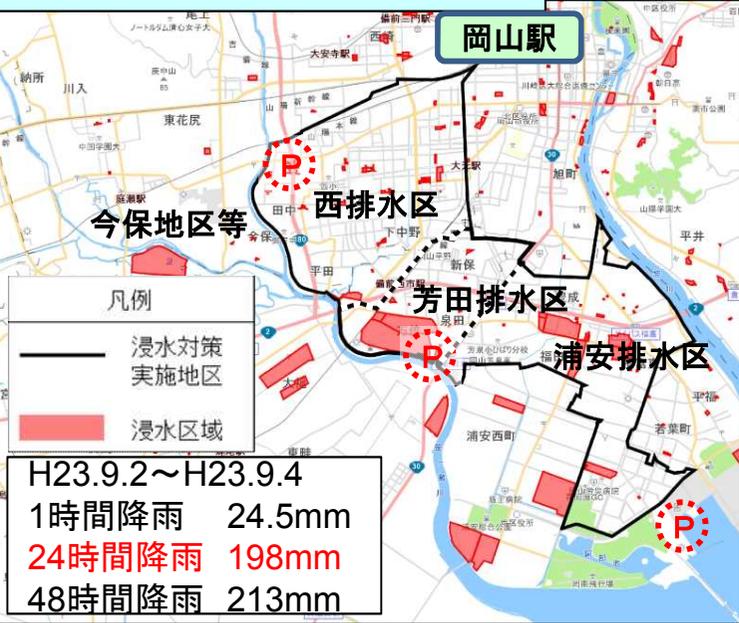


(参考) ⑥ 浸水対策

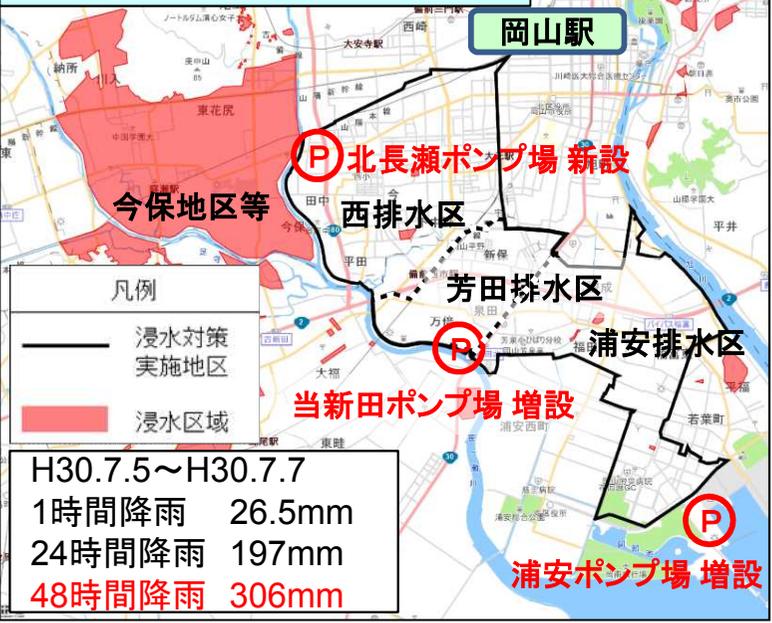
下水道整備による浸水被害の軽減効果 (平成30年7月豪雨における岡山市の事例)

- 岡山市では平成30年7月豪雨で内水により市内全域で約5千戸の浸水被害が発生。(8月末時点)
- 平成23年に大規模な浸水被害が発生した地域は**ポンプ場整備などの対策により、浸水被害が大幅に軽減**された一方、**対策が未実施である地域は甚大な浸水被害が発生**。

H23年台風12号での浸水区域

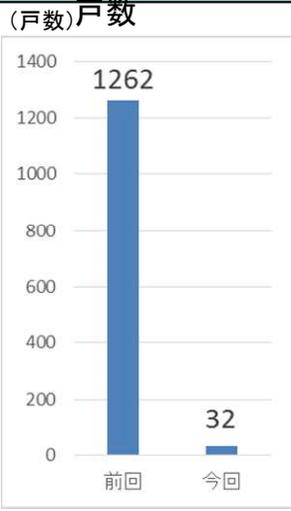


H30年7月豪雨での浸水区域



ポンプ場 3箇所増強などを実施

「西排水区、芳田排水区、浦安排水区」の浸水



浸水戸数を大きく軽減

浸水対策を実施したことにより、浸水戸数が大幅に軽減!

マンホールトイレや再生水も活躍



第3章 今後の方向性

第2章でとりまとめた政策の評価にを踏まえ、
今後の方向性を評価書へ反映

委員の主なご意見と対応方針

委員の主な意見と対応方針

	委員の意見	対応方針
1	(エネルギー施策をテーマとしているが、)下水道は、経営を核とした持続可能性について議論すべき。これまでは整備に主眼が置かれてきたが、これからは経営が主眼。	<p>評価対象は、下水道施策全般とし、これまでの実績、取組状況及び今後の方向性につき、経営の観点を含め総括的に整理する。</p>
2	現時点の世間の関心が高いPFIやコンセッション等による経営健全化に向けた方策を考える内容とすべき。	
3	改築更新、レジリエンス、経営、人材、資金など、大きな話題から議論し、テーマをはっきりさせる必要がある。	
4	事業の持続可能性を考えるにあたり、まずファンドの問題を考えるべき。その中で技術をどう活かすかという視点が必要。	
5	エネルギー施策の中では、創出した電気を売ることによる収入への寄与など経営の視点も必要。	
6	公営企業の経営という部分は主に総務省の役割。下水道事業のステークホルダーとそれぞれの役割に留意して、国交省が責任を持っている部分を評価する必要がある。	<p>下水道事業に関する関係主体を整理した上で、評価対象は、国土交通省が関与し、取り組むべき課題とする。</p>
7	コンセッションについて、なぜ進まないのかボトルネックを整理すべき。	<p>地方公共団体へのアンケート調査等を実施し、ボトルネックの把握・整理を行う。</p>
8	(テーマを「下水道施策」に変更した後の資料について)これまでに実施してきたこととその間に蓄積した課題の解決のための現在の施策が評価の対象となると思う。課題と施策の対応関係をわかりやすく整理してほしい。	<p>人口減少や職員減少、財政・経営状況の逼迫、施設老朽化などによる環境変化を明確にした上で、政策内容を評価し、今後の取組を整理する。</p>